

九州厚生局の事業年報

(令和 5 年度)

厚生労働省 九州厚生局

は じ め に

九州厚生局は、九州・沖縄管内 8 県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）を管轄する厚生労働省の地方ブロック機関として、健康、医療、食品衛生、福祉、年金や麻薬取締に関する業務などを行っています。さらに、九州・沖縄管内における地域共生社会の実現に向けた市町村の取組についても支援を進めており、地域における厚生行政のより身近な政策実施機関として、国民一人ひとりが、将来にわたり健やかで安心して生活することができるよう、様々な社会保障政策を通じて、国民生活の質の向上に貢献することを基本理念に取り組んでまいりました。

今後とも、地域の皆様にとっての身近な厚生行政の窓口として、地域の実情をとらえ、国の社会保障政策を円滑に進めるとともに、地域の皆様のニーズにこたえ、きめ細かな行政サービスを提供していきます。

本誌は、令和 5 年度に九州厚生局が行った業務の実績等を取りまとめたものであり、地域の皆様や地方自治体を始めとする多くの関係者の皆様に、九州厚生局の業務や厚生行政をご理解いただくための一助となれば幸いです。

今度とも、厚生行政に対するご理解とご支援をお願いいたします。

令和 6 年 7 月

目 次

I 九州厚生局の概要

1	九州厚生局基本理念・行動指針について	9
2	組織等	10

II 業務の概要

総務課

1	情報公開等に関する業務	15
2	国有財産に関する業務	15
3	大規模災害等の発生に備えた体制の強化	15
4	職員の健康管理対策	15

企画調整課

1	業務計画等の策定	18
2	広報の企画及び実施	18
3	研修の企画及び実施	18
4	九州厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の取りまとめと報告	18
5	幹部会議の運営	19
6	業務改革推進月間の取り組み	19
7	九州地方社会保険医療協議会の庶務	19
8	九州地方医療功労賞の表彰	20

年金指導課

1	日本年金機構が行う業務に関する認可業務	22
2	厚生年金保険料等の納付猶予に係る審査・許可（不許可）に関する業務	25
3	日本年金機構との協力連携	25
4	歳入徴収官（年金特別会計）の代行機関に関する業務	26

年金調整課

1	社会保険労務士に関する業務	28
2	年金委員に関する業務	29
3	学生納付特例事務法人に関する業務	30
4	保険料納付確認団体に関する業務	30
5	政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構等との連絡調整	31
6	国民年金等事務取扱交付金等の交付に関する業務	32
7	年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付に関する業務	33
8	健康保険事務指定市町村交付金の交付に関する業務	34

年金審査課

1	年金記録の訂正請求に係る調査事務	37
2	九州地方年金記録訂正審議会の運営	37

社会保険審査官

被保険者等からの不服の申立て（審査請求事件）への対応に関する業務	40
----------------------------------	----

健康福祉課

1	補助金等の交付に関する業務（公衆衛生の向上及び増進に係る経費に関する事務）	42
2	補助金等の交付に関する業務（福祉分野に係る義務的経費に関する事務）	46
3	補助金等の交付に関する業務（福祉分野に係る施設整備等に関する事務）	
3-1	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	49
3-2	沖縄振興公共投資交付金	49
3-3	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等	50
3-4	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	50
4	補助金等の交付に関する業務（こども家庭庁からの委任事務 ※一部項番2に含む）	51
5	財産処分に関する業務	
5-1	財産処分に関する承認等事務	54
5-2	財産処分の手続等に関する周知	54
6	民生委員・児童委員の委嘱、解嘱、表彰に関する業務	55
7	主任児童委員の指名に関する業務	55
8	エネルギーの使用の合理化等に関する法律等に係る厚生労働省が所管する事業の促進、改善、調整に関する業務	
8-1	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	56
8-2	地球温暖化対策の推進に関する法律	57
8-3	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に関する業務	57
8-4	その他	57
9	感染症法に規定する三種病原体の所持又は輸入の届出等に関する業務	57
10	特定感染症指定医療機関の監督に関する業務	58
11	クリーニング業法に係る指定試験期間の指定・監督に関する業務、クリーニング師の試験に関する学力の認定に関する業務	58
12	児童福祉法による緊急時の事務執行に関する業務	59
13	生活保護法に規定する指定医療機関等の指定・監督等に関する業務	
13-1	指定医療機関、指定介護機関の指定・監督に関する業務	59
13-2	医療扶助の適正化の監査に関する業務	59
13-3	指定医療機関への指導等に関する業務	60
14	あん摩マッサージ指圧師養成施設の認定及び監督に関する業務	60
15	栄養士養成施設、管理栄養士養成施設の指定及び監督に関する業務	61
16	社会福祉士養成に関する業務	62
17	介護福祉士養成施設の指定及び監督に関する業務	62
18	各種講習会の登録等に関する業務	
18-1	介護技術講習会の届出に関する業務	63
18-2	社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出に関する業務	63
18-3	社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出に関する業務	64
18-4	実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出に関する業務	64

医 事 課

1	医療安全に関する業務	66
2	地域医療構想に関する業務	67
3	災害医療に関する業務	68
4	医師偏在対策に関する業務	68
5	歯科医師及び医師の臨床研修に関する業務	68
6	医師確保に関する業務	70
7	行政処分を受けた医師及び歯科医師の再教育研修に関する業務	70
8	看護師の特定行為研修に関する業務	71
9	再生医療等安全性確保法に関する業務	71
10	臨床研究法に関する業務	72
11	原因不明の健康危機への対応	73
12	医薬品等の製造業等の許可及び取締りに関する業務	73
13	医療観察法に関する業務	73

食品衛生課

1	輸出畜産物及び畜産加工品に対する査察及び指導に関する業務	76
2	米国向け輸出水産食品認定施設に係る施設認定、査察及び指導に関する業務	76
3	EU 向け輸出水産食品認定施設に係る施設認定、査察及び指導に関する業務	77
4	中国向け輸出水産食品に係る施設認定、監視及び衛生証明書発行等に関する業務	77
5	ブラジル向け輸出水産食品取扱施設に係る施設認定、監視及び衛生証明書発行等に関する業務	78
6	韓国向け輸出水産食品取扱施設に係る施設認定及び衛生証明書発行等に関する業務	78
7	登録検査機関の登録等に関する業務	79
8	HACCP 等の普及推進に関する業務	79
9	食中毒に係る調整に関する業務	79
10	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制に関する業務	80

地域包括ケア推進課

1	組織体制の整備と意見交換等に関する業務	
1-1	九州厚生局地域共生社会推進本部会議の開催	82
1-2	九州厚生局地域共生社会推進会議等の開催	82
2	人材育成と意識啓発に関する業務	83
3	地域共生社会の実現に向けた取組の実施状況の把握及び助言等に関する業務	85
4	認知症施策に関する業務	87
5	国の地方支分部局との連携に関する業務	87
6	地域医療介護総合確保基金に関する業務	88
7	地域支援事業交付金に関する業務	88
8	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する業務	89
9	各種イベント及び会議等への参加	89

保険年金課

1	健康保険組合に関する業務	91
2	全国健康保険協会支部に関する業務	91
3	確定給付企業年金に関する業務	92
4	確定拠出年金（企業型に限る）に関する業務	92
5	厚生年金基金に関する業務	93

管 理 課

1	指導部門の所掌事務に係る総合調整	95
2	事務所が作成する業務の実施に関する計画の調整及び進捗管理等	95
3	特定医療法人に係る証明に関する業務	95
4	公益法人等が行う医療保健業の証明に関する業務	96
5	社会保険診療報酬支払基金支部に対する指導・監督	96
6	国民健康保険の保険者等に対する助言・指導	97
7	後期高齢者医療広域連合等に対する助言・指導	98

医 療 課

1	立入検査に関する業務	100
2	保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督等に係る業務	101

調 査 課

1	医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理に関する業務	103
2	訴訟に係る事務の調整に関する業務	104

指導監査課及び各県事務所

1	保険医療機関等及び保険医等に対する指導等に関する業務	106
2	九州地方社会保険医療協議会各県部会の運営に関する業務	106
3	保険医療機関等の指定及び保険医等の登録に関する業務	106
4	柔道整復師等の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等に関する業務	107

麻薬取締部

1	薬物事犯の取締りに関する業務	109
2	鑑定に関する業務	110
3	正規流通麻薬等の監督・指導に関する業務	110
4	薬物乱用防止啓発活動に関する業務	111
5	薬物依存者に対する再乱用防止支援・薬物中毒者対策に関する業務	111

Ⅲ 資 料

総務課関係

移管国有財産と売却状況	115
-------------	-----

年金指導課関係

九州厚生局管内に所在する日本年金機構	117
--------------------	-----

年金調整課関係

学生納付特例事務法人指定校一覧表	119
------------------	-----

健康福祉課関係

1 生活保護法に規定する指定医療機関一覧	124
2 あん摩マッサージ指圧師養成施設	126
3 管理栄養士養成施設	126
4 栄養士養成施設	126
5 介護福祉士学校	127
6 実務者養成学校	127
7 福祉系高等学校	128

医事課関係

1 歯科医師臨床研修施設（単独型・管理型）一覧	130
2 臨床研修病院一覧	132

食品衛生課関係

1 輸出畜産物及び畜産加工品認定施設	137
2 対米輸出水産食品認定施設	138
3 対EU輸出水産食品認定施設	138
4 対ブラジル輸出水産食品認定施設	138
5 対韓国輸出水産食品認定施設	138
6 登録検査機関	138

保険年金課関係

1 健康保険組合一覧（九州厚生局管内）	141
2 確定給付企業年金（基金型）一覧（九州厚生局管内）	142

管理課関係

1 令和5年度 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者等の指導等の状況	144
2 令和5年度 柔道整復師等の施術に係る受領委任契約の状況	144

調査課関係

1 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の指定等の状況	146
2 保険医・保険薬剤師の登録等の状況	147

I 九州厚生局の概要

1 九州厚生局基本理念・行動指針について

九州厚生局では、職員が一丸となり、国民にとってあるべき厚生行政を推進していくための支柱として、九州厚生局の「基本理念」及び「行動指針」を策定しています。

基本理念

九州厚生局は、
地域における厚生行政のより身近な政策実施機関として、
国民一人ひとりが、
将来にわたり健やかで安心して生活することができるよう、
様々な社会保障政策を通じて、
国民生活の質の向上に貢献します。

行動指針

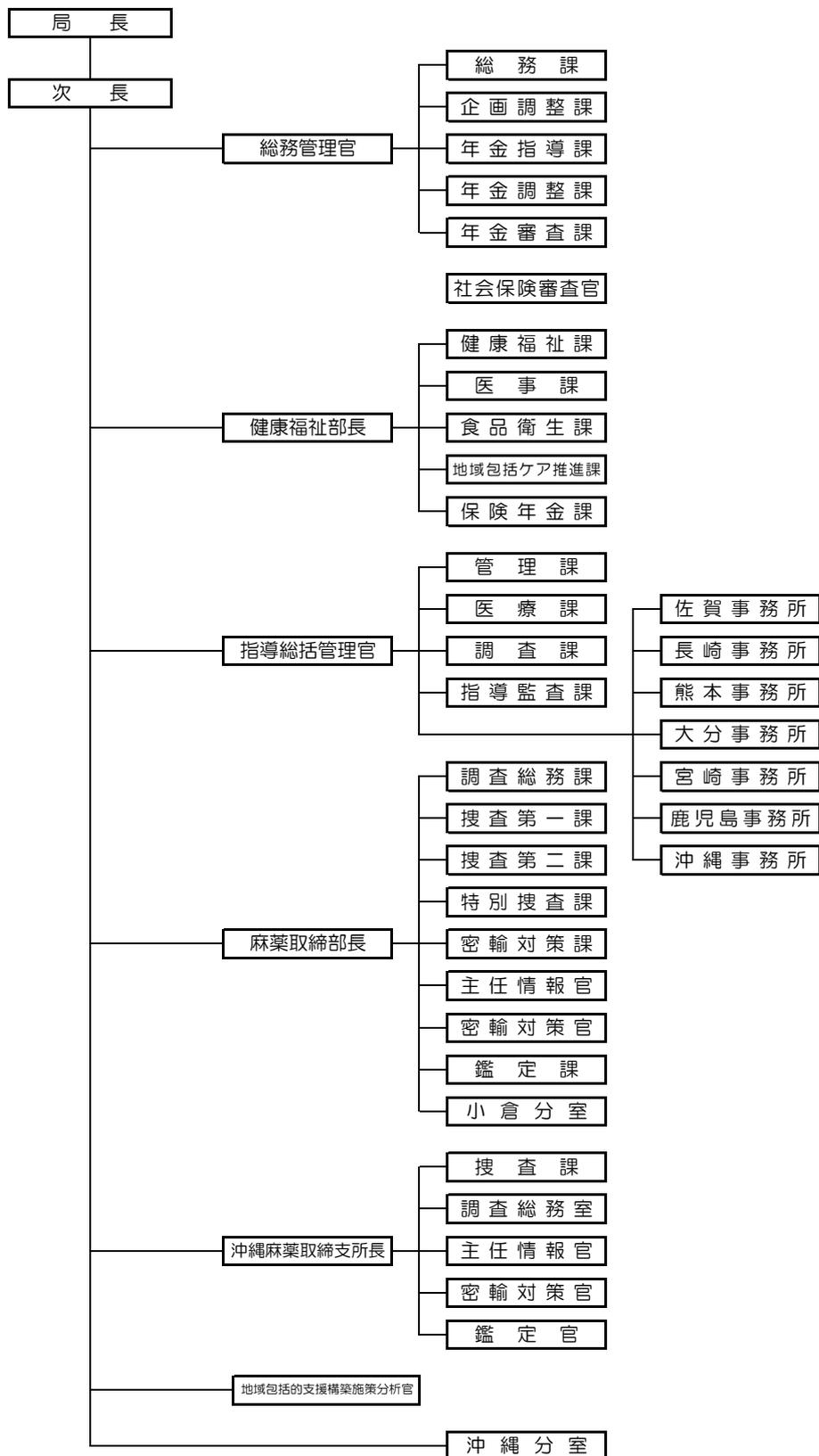
私たち九州厚生局職員は、「基本理念」を実現するため、次の4つの指針に基づき、行動します。

1. 高い倫理観と使命感を持って、公正・公平、かつ迅速に職務を遂行します。
2. 「地域の声」を大切にし、業務に反映します。
3. 行政サービスの主役は国民であると考え、行動します。
4. わかりやすい言葉で、積極的に情報を発信し、開かれた行政を目指します。

2 組織等

(1) 組織図（令和5年4月1日改定）

九州厚生局は、総務部門（総務課、企画調整課）、年金部門（年金指導課、年金調整課、年金審査課）、健康福祉部（健康福祉課、医事課、食品衛生課、地域包括ケア推進課、保険年金課）、指導部門（管理課、医療課、調査課、指導監査課、各県事務所）、麻薬取締部、沖縄麻薬取締支所、沖縄分室、社会保険審査官で構成されています。



(2) 所在地等

住友生命博多ビル		
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4F		
部 署	電 話	F A X
総 務 課	092-707-1115	092-707-1116
企 画 調 整 課	092-707-1121	092-707-1116
年 金 指 導 課	092-707-1132	092-707-1136
年 金 調 整 課	092-707-1133	092-707-1136
社会保険審査官	092-707-1135	092-707-1136
管 理 課	092-707-1122	092-707-1126
医 療 課	092-707-1123	092-707-1126
調 査 課	092-707-1138	092-707-1126
指 導 監 査 課	092-707-1125	092-707-1127

佐賀事務所
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎7F
電話：0952-20-1610
FAX：0952-20-1611

長崎事務所
〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル12F
電話：095-801-4201
FAX：095-801-4204

熊本事務所
〒862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎4F
電話：096-284-8001
FAX：096-284-8010

大分事務所
〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎1F
電話：097-535-8061
FAX：097-535-8062

福岡第二合同庁舎		
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2F		
部 署	電 話	F A X
健 康 福 祉 課	092-432-6781	092-474-2244
医 事 課	092-472-2366	092-472-2308
食 品 衛 生 課	092-432-6782	092-432-6785
地域包括ケア推進課	092-432-6784	092-474-2244
保 険 年 金 課	092-432-6783	092-413-5208
福岡第二合同庁舎1F		
部 署	電 話	F A X
麻 薬 取 締 部	092-472-2331	092-472-2336

宮崎事務所
〒880-0816 宮崎市江平東2-6-35 3F
電話：0985-72-8880
FAX：0985-72-8881

鹿児島事務所
〒890-0068 鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第二地方合同庁舎3F
電話：099-201-5801
FAX：099-201-5802

沖縄事務所
〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎西棟2F
電話：098-833-6006
FAX：098-833-6250

沖縄分室
〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎西棟2F
電話：098-853-7350
FAX：098-853-4495

博多プライムイースト		
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-35 博多プライムイースト2F		
部 署	電 話	F A X
年 金 審 査 課	092-473-7035	092-473-7040

麻薬取締部小倉分室
〒803-0813 北九州市小倉北区城内5-1 小倉合同庁舎6F
電話：093-591-3561
FAX：093-591-3516

沖縄麻薬取締支所
〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎東棟6F
電話：098-854-2584
FAX：098-834-8978

(3) 九州厚生局ホームページ

URL <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>



(4) 九州厚生局YouTube公式チャンネル

URL <https://www.youtube.com/channel/UCImH3KRfVKB9LPiwlEb4CAA>



Ⅱ 業務の概要

総務課

総務課

総務課は、九州厚生局の総務（庶務、会計、人事、給与、共済組合等）、九州厚生局が保有する情報の公開・個人情報の保護に関する業務等を行っています。

なお、沖縄地区については、沖縄分室が総務に関する業務を行っています。

1 情報公開等に関する業務

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項に基づく情報公開の状況（直近3年）は、次のとおりです。

	開示請求件数	開 示 結 果		
		開 示 (部分開示含)	不 開 示	取 り 下 げ
令和3年度	296	293	1	2
令和4年度	341	341	0	0
令和5年度	309	306	3	0

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第12条に基づく開示請求件数は、令和5年度は3件でした。

2 国有財産に関する業務

平成22年1月の社会保険庁廃止に伴い、旧社会保険事務所宿舍跡地などの国有財産が九州厚生局へ移管され、現在7物件の管理等を行っています。（一般競争入札などによる売払いや契約等の事務については、原則として財務局に委任。）

（Ⅲ 資料 [総務課関係](#) 「移管国有財産と売却状況」参照）

3 大規模災害等の発生に備えた体制の強化

(1) 業務内容

九州厚生局管内において大規模災害等が発生した場合には、速やかに地方自治体や関係機関との連携を図り、情報収集、連絡調整及び職員派遣等の支援を行うとともに、所管する各種許認可業務等を遅滞なく処理することが求められています。

(2) 業務実績

九州厚生局では、安否確認システムによる安否訓練を行いました。

4 職員の健康管理対策

九州厚生局では、「明るく楽しい職場づくりの推進」を組織目標の一つに掲げ、年次休暇の取得促進や職場環境の改善に取り組みました。

その一つとして、職員の心身の健康の維持・増進を図る観点から、職場の健康管理対策に取り組んでいます。

具体的には、

- ① 九州厚生局に、良好な職場環境の維持・改善の一環として健康相談室を開設しています。
- ② 円滑な健康指導の実施及び健康相談窓口の拡充を図るため、例年に引き続き健

健康管理を担当する職員を各官署に配置し、健康管理室と連携して職員の健康管理を行っています。

- ③ 受診勧奨体制を整備し、必要に応じ健康管理医が面談を実施しています。
- ④ こころとからだの健康づくりに関して、eラーニングを用いた研修を実施しています。

企 画 調 整 課

企画調整課

企画調整課は、九州厚生局の所掌事務に関する総合的な企画・立案や政策の実施に関する総合調整、九州地方社会保険医療協議会の庶務に関する業務などを行っています。

1 業務計画等の策定

九州厚生局では、毎年度、業務計画を策定し、当該計画に基づき事業を実施しています。また、業務計画については、定期的（9月、3月）に九州厚生局長によるヒアリングを実施し、計画の進捗確認、実績評価を行い、次期の事業内容の改善に努めています。

企画調整課は、業務計画等の策定、ヒアリングの実施に関する総合調整を行っています。

2 広報の企画及び実施

九州厚生局として積極的な広報を推進するため、年度毎に予定するイベント等を踏まえた広報計画を取りまとめ、幹部会議に諮ったうえで、①九州厚生局の広報資料の企画・作成、②厚生行政及び九州厚生局の効果的なPR方策、③九州厚生局ホームページの改善・充実等について鋭意検討し、局内の調整を行いつつ、国民目線に立った積極的かつ戦略的な広報の企画・実施に取り組んでいます。

3 研修の企画及び実施

(1) 業務内容

厚生行政に関して、職員一人ひとりが意欲と使命感を持って十分な能力を発揮できるように、総務課と連携し、局内横断的な課題に対する研修やサービス・倫理など職員としての基礎的な知識を得るための研修等を企画・実施し、職員の資質の向上を図っています。

(2) 業務実績

- ・厚生局業務に関する研修（4月）
- ・新規採用職員オリエンテーション（5月、11月）
- ・課長補佐等研修（8月）
- ・ビジネスメール研修（9月）
- ・ミス防止研修（10月）
- ・主体性向上研修（11月）
- ・キャリアデザイン研修（2月）
- ・制度毎基礎研修（2月）

4 九州厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の取りまとめと報告

(1) 業務内容

九州厚生局の各課、各県事務所に寄せられた「国民の皆様の声」の取りまとめを行い、定期的に厚生労働本省の各担当部局へ報告するとともに、各課所が業務を行ううえで参考となるよう情報の共有化を行っています。

(2) 業務実績

厚生労働本省各担当部局への報告件数：80件

5 幹部会議の運営

(1) 業務内容

効果的かつ効率的で質の高い行政運営の推進に資するため、幹部会議を運営しています。

(2) 業務実績

毎月1回開催（8月を除く）

6 業務改革推進月間の取組み

(1) 業務内容

効率的で生産性の高い行政運営及び明るく働きやすい職場環境づくりを推進することを目的として、業務改革推進月間を設け、業務改革・働き方改革に取り組んでいます。

企画調整課は、取組みの取りまとめと推進に関する総合調整を行っています。

(2) 業務実績

① 9月（第1回）

課所室を単位に職場ミーティングを実施し、業務改善等にかかる提案・意見交換により改善項目の抽出・整理を行い、可能なものから順次、改善に取り組んでいます。

② 1月（第2回）

第1回目で整理された改善項目について、改善状況をフォローアップすることで、業務改革に資する取組の推進を徹底しています。

7 九州地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 業務内容

社会保険医療協議会法に基づき、九州厚生局に九州地方社会保険医療協議会を設置しています。九州地方社会保険医療協議会には総会と九州厚生局管内8つの県に部会があり、企画調整課と各県事務所（福岡県は指導監査課）がそれぞれの庶務を担当しています。

企画調整課では、九州地方社会保険医療協議会会長と調整し、総会の開催や委員及び臨時委員の改選に関する事務を行っています。

(2) 業務実績

① 総会の開催状況

・ 第39回総会

日時：令和5年5月12日（金）

議事：1. 会長代行の選出について

2. 保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について

・ 第40回総会

日時：令和5年7月18日（火）【書面開催】

- 議事：部会に属すべき臨時委員の承認について
- ・ 第 41 回総会
 - 日時：令和 5 年 10 月 19 日（木）【書面開催】
 - 議事：1. 会長の選出について
 - 2. 部会に属すべき委員及び臨時委員の承認について
 - ・ 第 42 回総会
 - 日時：令和 5 年 11 月 20 日（月）【書面開催】
 - 議事：部会に属すべき臨時委員の承認について
 - ・ 第 43 回総会
 - 日時：令和 5 年 12 月 11 日（月）
 - 議事：保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

② 保険医療機関等の指定取消等の状況

- ・ 保険医療機関の指定取消 1 件
- ・ 元保険医療機関の指定取消相当 1 件
- ・ 保険医の登録取消 2 名

③ 委員及び臨時委員の改選

- ・ 令和 5 年 5 月 10 日付け 2 名（委員）
- ・ 令和 5 年 7 月 1 日付け 1 名（臨時委員）
- ・ 令和 5 年 10 月 14 日付け 38 名（委員 10 名、臨時委員 28 名）
- ・ 令和 5 年 11 月 1 日付け 1 名（臨時委員）

8 九州地方医療功労賞の表彰

(1) 業務内容

読売新聞社が主催し、厚生労働省が後援する医療功労賞は、へき地や離島など、困難な状況のもとで長年地域医療を支えてきた医療・福祉従事者を顕彰する事業です。

全国を 8 ブロックに分けた「地方表彰」として、各都道府県から中央選考委員会に推薦された候補者について、厚生労働本省と地方厚生局が連携して受賞者を選び、表彰します。その後、地方表彰受賞者の中から中央表彰受賞者が選ばれ、厚生労働大臣賞等が授与されます。

企画調整課では、九州地方医療功労賞の受賞者の選考や表彰に関する事務を行っています。

(2) 業務実績

表彰者数：6 名

年金指導課

年金指導課

政府管掌年金事業である厚生年金保険や国民年金などは、厚生労働大臣が制度の運営をし、事務の委任又は委託を受けた日本年金機構が、滞納処分や立入検査等の業務を実施しています。

年金指導課は、日本年金機構が行う業務のうち、あらかじめ厚生労働大臣の認可（この権限は、地方厚生局長に委任されている。）を受けなければならないと規定されている業務について、審査・認可を行っています。

また、災害等により、事業所の納付義務者が厚生年金保険料等を一時に納付することができない場合には、納付義務者の申請に基づき、その保険料等の納付を猶予することについて審査し、許可又は不許可を行っています。

なお、公的年金制度の円滑な運営に資するため、事業実施先である日本年金機構との協力連携に努めています。

(Ⅲ 資料 年金指導課関係 「九州厚生局管内に所在する日本年金機構」参照)

1 日本年金機構が行う業務に関する認可業務

(1) 業務内容

① 滞納処分等

日本年金機構は、厚生年金保険料等の納付義務者である事業主又は国民年金保険料の納付義務者である被保険者等が保険料を滞納した場合、国税滞納処分の例によって処分することができます（厚生年金保険法第 86 条第 5 項・健康保険法第 180 条第 4 項・国民年金法第 96 条第 4 項・船員保険法第 132 条第 4 項等）。

ただし、これらの納付義務者に対し財産差押等の滞納処分を行うには、地方厚生局長の認可を受けなければなりません（厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項・健康保険法第 204 条の 3 第 1 項・国民年金法第 109 条の 6 第 1 項・船員保険法第 153 条の 3 第 1 項等）。

この認可申請には、毎月一定時期を定めて申請されるもの（通常分）、事業所の倒産等に伴う緊急を要するもの（緊急分）、随時に調定される保険料等に係るもの（随時分）があります。

② 立入検査等

日本年金機構は、厚生年金保険及び全国健康保険協会が管掌する健康保険に加入していない事業所（未適用事業所）への「加入指導・立入検査」、既に適用されている事業所（適用事業所）への「被保険者の資格・標準報酬・保険料又は保険給付に関する決定等に係る調査（事業所調査）」（以下、併せて「立入検査等」という。）を行うことができます（厚生年金保険法第 100 条第 1 項・健康保険法第 198 条第 1 項・船員保険法第 146 条第 1 項）。

ただし、立入検査等を行うには、地方厚生局長の認可を受けなければなりません（厚生年金保険法第 100 条の 8・健康保険法第 204 条の 5・船員保険法第 153 条の 5）。

この立入検査等の認可申請には、毎月一定時期を定めて申請されるもの（通常分）、被保険者等からの情報提供により緊急に調査を行う必要があるためにその都度申請されるもの（緊急分）があります。

なお、立入検査等とは次のとおりとなっています。

ア 未適用事業所への加入指導・立入検査

イ 適用事業所への調査

ウ 情報提供による未適用事業所への加入指導・立入検査

- エ 情報提供による適用事業所への調査
- オ 会計検査院の検査による事業所調査

③ 受給権者や被保険者等に対する調査

日本年金機構は、年金受給権者や被保険者等に対し、「質問や実態調査」を実施し、「障害の状態について診断を受けさせる」（以下、併せて「受給権者等に対する調査」という。）ことができます。

ただし、受給権者等に対する調査を行うには、地方厚生局長の認可を受けなければなりません（厚生年金保険法第 100 条の 8・国民年金法第 109 条の 8 等）。

この受給権者等に対する調査の認可申請には、毎月一定時期を定めて申請されるもの（通常分）、それ以外に調査が必要な場合にその都度申請されるもの（緊急分）があります。

なお、受給権者等に対する調査は、次のとおりとなっています。

ア 年金給付の受給権者に対して、その者の身分関係や障害の状態、その他の受給権の消滅、年金額の改定や支給の停止に関係する書類や物件の提出を命じ、又は質問をする（厚生年金保険法第 96 条第 1 項、国民年金法第 107 条第 1 項）。

イ 障害年金の受給権者や加給年金額の加算対象である障害の状態にある子に対して、指定する医師の診断を受けることを命じ、又は障害の状態を診断する（厚生年金保険法第 97 条第 1 項、国民年金法第 107 条第 2 項）。

ウ 国民年金の被保険者に対し、資格又は保険料に関する処分に関し、出産予定日に関する書類、収入の状況に関する書類等の提出を命じ、又は質問をする（国民年金法第 106 条第 1 項）。

エ 特定障害者や関係者に対して、受給資格の有無や特別障害給付金の額の決定のために必要な書類の提出を命じ、又は質問する（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 28 条第 1 項）。

オ 特定障害者に対して、指定する医師等の診断を受けることを命じ、又は障害の状態を診断する（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 28 条第 2 項）。

カ 年金生活者支援給付金受給資格者に対して、受給資格の有無や年金生活者支援給付金の額の決定のために必要な書類の提出を命じ、又は質問する（年金生活者支援給付金の支給に関する法律第 36 条第 1 項）。

④ 日本年金機構の徴収職員・収納職員の任命

日本年金機構が行う滞納処分や収納事務については、「徴収職員」及び「収納職員」（以下「徴収職員等」という。）が行うこととされています。徴収職員等は日本年金機構理事長が任命します。

ただし、任命にあたっては地方厚生局長の認可を受けなければなりません（厚生年金保険法第 100 条の 6 第 2 項及び第 100 条の 11 第 2 項・健康保険法第 204 条の 3 第 2 項及び第 204 条の 6 第 2 項・国民年金法第 109 条の 6 第 2 項及び第 109 条の 11 第 2 項・船員保険法第 153 条の 3 第 2 項及び第 153 条の 6 第 2 項等）。

なお、認可の基準は次のとおりとなっています。

ア 社会保険の業務経験が 3 年以上の者で、職責を遂行できると日本年金機構が確認した者

イ 社会保険の業務経験が 3 年に満たないが、次に掲げる者で、その職責を遂行できると日本年金機構が確認した者

(ア) 年金事務所長

(イ) 社会保険労務士の資格を有する者

(ウ) 過去に滞納処分や収納事務等を経験している者

(エ) 徴収事務や収納事務に関する研修を受講している者又は近い将来に研修の受講が予定されている者

(2) 業務実績

① 滞納処分等に係る認可件数

(単位：件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通常分	健康・厚生年金保険料等	160,281	170,264	150,879
	船員・厚生年金保険料等	610	507	322
	国民年金保険料	2	12,646	8,430
緊随 急時分	健康・厚生年金保険料等	42,146	165	111
	船員・厚生年金保険料等	141	0	0
	国民年金保険料	98	76	77

② 立入検査等に係る認可件数

(単位：件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通常分	未適用事業所	19,296	19,538	23,568
	適用事業所	61,888	68,175	74,474
	未適用事業所（情報提供）	4	0	0
	適用事業所（情報提供）	13	12	17
緊急分	未適用事業所	317	41	1
	適用事業所	640	236	69
	未適用事業所（情報提供）	1	0	0
	適用事業所（情報提供）	30	27	13
	適用事業所（会計検査院）	114	272	291

③ 受給権者や被保険者に対する調査に係る認可件数

(単位：件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通常分	受給権者に対する調査	0	0	0
	被保険者に対する調査	0	0	0
緊急分	受給権者に対する調査	27	20	16
	被保険者に対する調査	0	0	0

④ 日本年金機構の徴収職員・収納職員の任命に係る認可件数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徴収職員及び収納職員認可者数	111	96	73
徴収職員認可者数	10	11	11
収納職員認可者数	5	3	8

2 厚生年金保険料等の納付猶予に係る審査・許可（不許可）に関する業務

(1) 業務内容

納付義務者が激甚災害により財産に損失を受けた場合又は納付義務者に災害、病気や事業の休廃止等の事実がある場合で、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険料、船員保険料及び子ども・子育て支援法の規定による拠出金（以下「保険料等」という。）について、一時に納付することができない旨の申請があったときには、その実情等を審査し、納付の猶予を許可又は不許可します。

なお、猶予には次の3種類があります（厚生年金保険法等の規定により準用する国税通則法）。

① 災害による納付の猶予

納付義務者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（激甚災害）により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後に納期限が到来する保険料等につき一時に納付することができないと認められる場合（国税通則法第46条第1項）

② 通常の納付の猶予

納付義務者が、災害を受け、病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実に基づき、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合（国税通則法第46条第2項）

③ 届出が遅延したことによる納付の猶予

厚生年金保険法第27条による届出が遅延したことにより遡及した月分に係る保険料等の納付義務が発生し、納付義務者がその保険料等を一時に納付することができないと認められる場合（国税通則法第46条第3項）

(2) 業務実績

(単位：件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害による納付猶予	許可	0	4	0
	不許可	0	0	0
通常の納付猶予	許可	1	1	0
	不許可	0	0	0
届出の遅延による納付猶予	許可	0	0	0
	不許可	0	0	0

3 日本年金機構との協力連携

(1) 業務内容

公的年金制度の円滑な運営に資するため、日本年金機構と定期的な会議を開催するなど協力連携体制の強化を図っています。

(2) 業務実績

四半期ごとに連絡会議を開催（令和5年度4回）

4 歳入徴収官（年金特別会計）の代行機関に関する業務

(1) 業務内容

年金指導課には、厚生年金保険料等の領収済通知書の受付事務に関する歳入徴収官の代行機関の任命を受けた職員がおり、実際に受付事務を行う日本年金機構広域事務センター職員（国の非常勤職員として任用した職員）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受付事務が適正に行われているかどうかの確認を行っています。

(2) 業務実績

(単位：件、百万円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国民年金保険料以外	58,637	69,222	28,924	27,986	60,005	66,259
国民年金保険料	403,474	15,300	371,717	14,788	326,937	13,529

年金調整課

年金調整課

年金調整課は、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員に関する業務、学生納付特例事務法人の指定や監督に関する業務、保険料納付確認団体の指定、監督や情報提供に関する業務、政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構等との連絡調整に関する業務、市町村が行う国民年金等事務に必要な費用（交付金）の交付に関する業務等を行っています。

1 社会保険労務士に関する業務

(1) 業務内容

社会保険労務士に関する業務は、社会保険労務士法に基づき厚生労働大臣が行うこととされていますが、事務の一部については地方厚生局長に権限が委任されています。

年金調整課では、社会保険諸法令に関する社会保険労務士の業務に関して、次の事務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告徴収及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の会則変更の認可
- ④ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ⑤ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び検査
- ⑥ 社会保険労務士会が社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の同会からの報告の受理
- ⑦ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

(2) 業務実績

⑥に関し、社会保険労務士会から 5 件の報告を受理しました。いずれも社会保険労務士に対して報告徴収及び検査を行う必要はありませんでした。

その他に関し、令和 5 年度の業務実績はありませんでした。

<参考>

社会保険労務士会の会員等の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	会 員 数	社会保険労務士法人数
福 岡 県	1,731 人	100 法人
佐 賀 県	153	6
長 崎 県	204	8
熊 本 県	469	20
大 分 県	274	15
宮 崎 県	235	13
鹿 児 島 県	433	21
沖 縄 県	231	9
計	3,730	192

※ 社会保険労務士法人とは、2人以上の社会保険労務士が共同して設立する法人

2 年金委員に関する業務

(1) 業務内容

年金委員は、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の適用、給付、保険料等について、会社や地域で積極的に啓発、相談及び助言などの活動を行うことで、広く国民のみなさまに公的年金制度を周知するとともに、理解と信頼を深めていただくことを目的に設置しています。

年金委員は、厚生年金保険の適用事業所において活動する「職域型年金委員」と地域において主に国民年金に関する活動を行う「地域型年金委員」に区分され、日本年金機構法第30条に基づき厚生労働大臣が委嘱することとされており、その事務は地方厚生局で行っています。

年金調整課では、事業主や市町村長等から推薦のあった方について、年金委員の委嘱に係る審査等、次の事務を行っています。

- ① 委嘱・解嘱に係る審査、決定及び委嘱状・解嘱状の発行
- ② 年金委員証明書の発行
- ③ 年金委員名簿の管理
- ④ 功労者厚生労働大臣表彰の実施

(2) 業務実績

- ①に関し、委嘱状・解嘱状 1,922 件を発行しました。
- ②に関し、年金委員証明書 218 件を発行しました。
- ③に関し、年金委員名簿 20,114 名分を管理しました。
- ④に関し、功労者 7 名を大臣表彰しました。

<参考>

年金委員の委嘱状況（令和6年3月31日現在）

	職 域 型	地 域 型	計
福 岡 県	5,410 人	189 人	5,599 人
佐 賀 県	1,560	85	1,645
長 崎 県	1,721	90	1,811
熊 本 県	2,663	150	2,813
大 分 県	1,657	89	1,746
宮 崎 県	2,326	113	2,439
鹿 児 島 県	2,215	299	2,514
沖 縄 県	1,449	98	1,547
計	19,001	1,113	20,114

功労者厚生労働大臣表彰の状況（令和5年度）

	受賞者数
福岡県	3人
熊本県	2
宮崎県	1
鹿児島県	1
計	7

3 学生納付特例事務法人に関する業務

(1) 業務内容

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料を納付することとなりますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度を活用するためには、毎年、学生が市町村や年金事務所の窓口申請を行う必要がありますが、学生の利便性を考慮し、年金受給権を確保する観点から、申請のしやすい環境を整備するため、大学や専門学校等が学生の委託を受けて、申請の代行ができる「学生納付特例事務法人制度」が設けられています。

学生納付特例事務法人（以下「学特事務法人」といいます。）は、大学や専門学校等の申請により、国民年金法第109条の2の2に基づき地方厚生局長が指定しています。

年金調整課では、学特事務法人の指定や監督等、次の事務を行っています。

- ① 学特事務法人の指定、変更等に係る審査・決定
- ② 学特事務法人の監督、改善命令等の実施
- ③ 学生納付特例制度の周知及び学特事務法人の指定に係る協力要請

(2) 業務実績

①に関し、1法人の新規指定、1法人の取扱校の変更、3法人等の指定取消を行い、令和6年3月31日現在の九州厚生局管内の学特事務法人は、80法人等107校となりました。

（Ⅲ 資料 **年金調整課関係** 「学生納付特例事務法人指定校一覧表」参照）

②に関し、全ての学特事務法人（81法人）に対して、学生納付特例申請に関する事務の実施状況の報告を求め、必要に応じて意見聴取し、全ての学校（112校）に対して書面による事務説明を行いました。

③に関し、九州厚生局管内の留学生を受け入れている専門学校35校に対して、事務法人の指定に係る協力要請を行いました。

4 保険料納付確認団体に関する業務

(1) 業務内容

保険料納付確認団体は、同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とし、所属する被保険者の将来の年金受給権を確保する観点から、被保険者の国民年金保

保険料の納付状況を定期的に確認し、保険料納付の注意喚起、促進を行う団体です。

保険料納付確認団体は、国民年金法第 109 条の 3 に基づき厚生労働大臣が指定することとされており、その事務は地方厚生局で行っています。

年金調整課では、保険料納付確認団体の指定、監督や情報提供等、次の事務を行っています。

- ① 保険料納付確認団体の指定及び指定取消に係る審査・決定
- ② 保険料納付確認団体の監督、改善命令等の実施
- ③ 保険料納付確認団体被保険者への情報提供
- ④ 保険料納付確認団体の指定に係る協力要請

(2) 業務実績

①に関し、1 団体の指定を取り消しました。

③に関し、3 団体 13 名分の納付状況を情報提供しました。

その他に関し、令和 5 年度の業務実績はありませんでした。

<参考> 保険料納付確認団体の指定状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

- ア 佐賀県薬剤師会
- イ 長崎県看護協会
- ウ 大分県社会保険労務士会
- エ 鹿児島県看護協会
- オ 沖縄県社会保険労務士会

5 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構等との連絡調整

(1) 業務内容

日本年金機構では、国民の皆様の公的年金制度に対する理解をより深め、制度加入及び保険料納付に結びつけるため、地域・教育・企業などの地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」（地域年金展開事業）を実施しています。

この地域年金展開事業を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を超えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、各分野の有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」が都道府県毎に設置されています。

また、九州各市を会員とする九州都市国民年金協議会、各県都市国民年金協議会では、九州都市間の連携をもとに国民年金事務の研究を行うとともに関係機関と連絡し事務の円滑な運営を図り、国民年金制度の健全な発展に資するための協議が行われています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図るため、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議に参画し、所管行政庁の立場から意見を述べるほか、九州都市国民年金協議会、各県都市国民年金協議会に提出された議題について、国（厚生労働省）の立場から意見・回答を行っています。

(2) 業務実績

令和 5 年度は、日本年金機構が主催する九州厚生局管内 8 県の地域年金事業運営調整会議に延べ 13 回参画しました。

また、九州都市国民年金協議会は 8 件の議題に対して、各県都市国民年金協議会は 5 県の協議会につき 22 件の議題に対して、意見・回答しました。

6 国民年金事務取扱交付金等の交付に関する業務

(1) 業務内容

国民年金に関する届出の受理等の事務の一部は、国民年金法第 3 条第 3 項及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 31 条に基づき、市町村が行っています。

市町村が行う国民年金等事務は、地方自治法に定める地方公共団体の事務である法定受託事務と、届書受理時における保険料の納付督促や年金相談など市町村が日本年金機構と協力・連携して行う事務がありますが、これらの国民年金等事務に必要な費用は、国（厚生労働省）から市町村に対して国民年金事務費交付金等が交付されます。

なお、国民年金事務費交付金等の交付申請等は、地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に対して行うこととされています。

年金調整課では、市町村から提出された交付申請書の審査等、次の事務を行っています。

- ① 概算交付申請に関する審査等の事務
- ② 精算交付申請に関する審査等の事務
- ③ 決算審査及び決算実地審査等の事務 など

(2) 業務実績

九州厚生局管内の全市町村（274 か所）について、令和 5 年度分の国民年金事務費交付金等の概算交付及び精算交付に係る申請書の審査、並びに令和 4 年度分の国民年金事務費交付金等について決算審査を実施しました。

また、24 市町村に実際に赴き、国民年金事務費交付金等が適正に使用されているかを確認する決算実地審査を実施しました。

なお、九州厚生局管内の令和 5 年度交付実績は次のとおりです。

(単位：千円)

	申請市町村数	交付決定額	概算交付額	精算交付額
福岡県	60 件	1,320,978	669,241	651,737
佐賀県	20	206,500	101,409	105,091
長崎県	21	312,634	164,687	147,947
熊本県	45	452,520	228,871	223,649
大分県	18	263,499	127,890	135,609
宮崎県	26	268,434	131,712	136,722
鹿児島県	43	408,608	191,083	217,525
沖縄県	41	521,588	236,185	285,403
計	274	3,754,760	1,851,078	1,903,682

※ 千円未満は四捨五入

また、令和 5 年 4 月に市町村の新任担当者に向けて国民年金事務費交付金等の概要等について説明する YouTube 動画や、7 月に決算報告書及び 12 月に精算報告書を作成する様式への入力方法や注意点について、実際に入力画面を操作しながら説明する動画を作成し、九州厚生局 HP に公開しました。これらの動画の令和 5 年度の再生回数は延べ 6,400 回超となっており、多くの市町村担当者に視聴していただいています。

7 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付に関する業務

(1) 業務内容

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、「年金生活者支援給付金」が令和元年に創設されました。

年金生活者支援給付金に関する届出の受理等の事務の一部は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第 38 条に基づき、市町村が行っています。

市町村が行う年金生活者支援給付金事務は、地方自治法に定める地方公共団体の事務である法定受託事務と、年金生活者支援給付金に関する相談など市町村が日本年金機構と協力・連携して行う事務がありますが、これらの年金生活者支援給付金事務に必要な費用は、国（厚生労働省）から市町村に対して年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金が交付されます。

なお、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付申請等は、地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に対して行うこととされています。

年金調整課では、市町村から提出された交付申請書の審査等を行っています。

(2) 業務実績

九州厚生局管内の全市町村（274 か所）について、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付申請書の審査、及び令和 4 年度分の年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金について決算審査を実施しました。

また、24 市町村に実際に赴き、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金が適正に使用されているかを確認する決算実地審査を実施しました。

なお、九州厚生局管内の令和 5 年度交付実績は次のとおりです。

	申請市町村数	交付決定額
福岡県	60 件	27,753 千円
佐賀県	20	4,623
長崎県	21	5,291
熊本県	45	11,215
大分県	18	4,631
宮崎県	26	4,697
鹿児島県	43	8,448
沖縄県	41	10,698
計	274	77,356

※ 千円未満は四捨五入

8 健康保険事務指定市町村交付金の交付に関する業務

(1) 業務内容

健康保険法第3条第2項に基づく被保険者（日雇特例被保険者）に係る健康保険被保険者手帳（以下「日雇特例被保険者手帳」といいます。）の交付や収受等の事務は、健康保険法第203条第1項及び健康保険法施行令第61条第1項に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた市町村が行うことができます。

指定市町村が行う日雇特例被保険者手帳事務に必要な費用は、国（厚生労働省）から健康保険事務指定市町村交付金が交付されます。

なお、健康保険事務指定市町村交付金の交付申請等は、地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に対して行うこととされています。

年金調整課では、指定市町村から提出された交付申請書の審査等、次の事務を行っています。

- ① 指定市町村の指定・取消に係る事務
- ② 健康保険事務指定市町村交付金の交付申請に関する審査等の事務
- ③ 指定市町村の日雇特例被保険者手帳事務の実施状況に関する報告に係る事務 など

(2) 業務実績

①に関し、福岡県北九州市門司区ほか14か所の指定を取り消し、令和6年3月31日現在の九州厚生局管内の指定市町村は11か所となりました。

②に関し、九州厚生局管内の3市町から提出された健康保険事務指定市町村交付金の交付申請書の審査等を実施しました。

③に関し、毎月、指定市町村に対して日雇特例被保険者手帳事務の実施状況の提出を求め、厚生労働本省へ報告しました。

<参考>

令和5年度健康保険事務指定市町村交付金交付実績

	指定市町村数	申請市町村数	交 付 決 定	
			取 扱 件 数	金 額
福 岡 県	21 件	2 件	7 件	647 円
長 崎 県	3	1	1	92
鹿 児 島 県	2	—	—	—
計	26	3	8	739

※ 指定市町村数は、令和5年3月1日時点の市町村数。ただし、福岡県北九州市は3件（門司区、若松区、戸畑区）として計上

申請市町村数は、指定市町村（26件）のうち令和5年3月から令和6年2月までの間の取扱件数があり、交付申請を行った市町村数

指定市町村の状況（令和6年3月31日現在）

		指定市町村
福 岡 県	10 件	飯塚市、大川市、行橋市、中間市、志免町、須恵町、新宮町、川崎町、糸田町、みやこ町
鹿 児 島 県	1	西之表市
計	11	

年金審査課

年金審査課

年金審査課は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等が行う年金記録の訂正請求に関する調査事務並びに九州地方年金記録訂正審議会の運営を行っています。

1 年金記録の訂正請求に係る調査事務

(1) 業務内容

平成 27 年 3 月から厚生労働省に年金記録の訂正を求める制度が始まりました。

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など国が管理している年金記録が間違っていると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

九州厚生局では、厚生年金保険や国民年金の年金記録が間違っていると思われる方からの年金記録の訂正請求の内容について、様々な関連資料（確定申告書、給与明細書、家計簿など）や周辺事情（訂正を求める期間が短期間であり、その期間を除いて全て納付済みになっていること、配偶者は納付済みであることなど）に基づき、総合的に判断し、専門家で構成された九州地方年金記録訂正審議会の審議を経たうえで訂正（不訂正）の決定を行っています。

(2) 業務実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	22	50	127	33	41	17	8	84	24	54	28	13	501
処理件数	22	43	57	22	27	55	18	7	22	153	47	64	537
厚生局での処理件数	1	2	9	4	2	7	11	5	6	4	5	9	65
訂正決定	0	2	5	1	2	4	2	1	0	2	2	3	24
不訂正決定	1	0	4	3	0	3	9	4	6	2	3	5	40
請求却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
日本年金機構で記録訂正	20	38	46	15	25	31	7	1	12	147	36	53	431
訂正請求の取下げ	1	3	2	3	0	17	0	1	4	2	6	2	41

注) 受付件数は、九州厚生局管内の年金事務所が訂正請求を受理した件数
訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定をした事案を含む

2 九州地方年金記録訂正審議会の運営

(1) 業務内容

九州厚生局長が、国民の皆様から提出された年金記録の訂正請求に対して、その訂正（不訂正）の決定を行う際に、公平・公正な判断が行われるよう、中立的な立場で審議し、意見を述べるために弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者によって構成された九州地方年金記録訂正審議会が九州厚生局に設置されており、九州地方年金記録訂正審議会には、一つ一つの訂正請求事案を審議するため、3つの部会を設置しています。

年金審査課では、九州地方年金記録訂正審議会及び部会の運営が適切かつ円滑に行えるように審議会及び部会の庶務、運営全般に関する業務を行っています。

(2) 業務実績

① 総会の開催状況

・第9回総会

日時：令和5年4月18日（火）

議事：会長代行、部会長及び部会に属すべき委員の指名について

② 部会の開催状況

	開催回数	付議件数
1部会	14回	28件
2部会	17回	31件
3部会	4回	6件
計	35回	65件

③ 委員の任命

- ・令和5年4月10日付けの任命 6名

社会保険審査官

社会保険審査官

社会保険審査制度は、保険者の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速な手続きによって、被保険者等の権利利益の救済を図るとともに社会保険行政の適正な運営を確保することを目的としています。

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28年法律第206号)に基づき、厚生労働大臣が任命した独立の機関であり、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、全国健康保険協会、厚生労働大臣、日本年金機構等の処分(決定)に対する被保険者等からの不服の申立て(審査請求事件)への対応を行っています。

被保険者等からの不服の申立て(審査請求事件)への対応に関する業務

(1) 業務内容

被保険者等からの不服の申立てについて審理を行い、申立てを認める「容認」、申立てを認めない「棄却」、又は要件を欠く申立てと判断する「却下」の決定を行っています。

(2) 業務実績

① 年度別受付件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康保険	314	40	57
厚生年金保険	445	206	288
国民年金	182	254	273
合計	941	500	618

② 年度別決定件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
棄却	368	348	476
容認	70	547	26
却下	23	19	25
合計	461	914	527

健康福祉課

健康福祉課

健康福祉課は、各種補助金等の交付に関する業務、民生委員・児童委員の委嘱、解嘱、表彰に関する業務、各種養成施設の指定・監督に関する業務等を行っています。

1 補助金等の交付に関する業務（公衆衛生の向上及び増進に係る経費に関する事務）

(1) 業務内容

地方自治体等に対する次の補助金等の交付に関する業務を行っています。

<事務の内容>

- ・前年度の確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定及び精算（返納又は精算交付）
- ・当該年度の（当初）交付決定
交付申請書の審査及び交付決定
- ・当該年度の（変更）交付決定
変更交付申請書の審査及び変更交付決定
- ・過年度の再確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定及び精算（返納又は精算交付）

① 結核医療費国庫負担金

ア 交付目的

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う就業制限・命令入所患者に対する医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

8県10市

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び北九州、福岡、久留米、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

② 結核医療費国庫補助金

ア 交付目的

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

8県10市

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び北九州、福岡、久留米、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

③ 原爆被爆者健康診断費交付金

ア 交付目的

都道府県、広島市、長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。

イ 交付対象

8県1市

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び長崎市

④ 原爆被爆者手当交付金

ア 交付目的

都道府県、広島市、長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当や原子爆弾小頭症手当の支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

8 県 1 市

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び長崎市

⑤ 原爆被爆者葬祭料交付金

ア 交付目的

都道府県、広島市、長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。

イ 交付対象

8 県 1 市

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び長崎市

⑥ 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

ア 交付目的

地域保健法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づき、地方公共団体等が行う施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の健康増進、疾病の予防や治療、食肉の衛生の確保を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

イ 交付対象

都道府県、市町村、公的医療機関、非営利法人

⑦ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

ア 交付目的

保健所等の保健衛生施設、原爆被爆者保健福祉施設等の原爆医療等施設、精神科病院等の精神保健等施設、食肉衛生検査施設、エイズ治療拠点病院等の施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関する整備のために交付されます。

イ 交付対象

都道府県、市町村、被災施設

(2) 業務実績

① 結核医療費国庫負担金

ア 令和 4 年度確定

8 県 10 市

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び北九州、福岡、久留米、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

交付確定額 167,885,414 円

返納額 78,853,911 円

精算交付額 0 円

イ 令和 5 年度当初交付決定

8 県 10 市

- ※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び北九州、福岡、久留米、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市
 交付決定額 209,345,000 円
- ウ 令和 5 年度変更交付決定
 3 県 3 市 ※佐賀県、大分県、鹿児島県、北九州市、福岡市及び
 鹿児島市
 追加交付額 30,566,197 円
- ② 結核医療費国庫補助金
- ア 令和 4 年度確定
 8 県 10 市
 ※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び北九州、福岡、久留米、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市
 交付確定額 27,407,412 円
 返納額 8,657,191 円
 精算交付額 1,342,822 円
- イ 令和 5 年度当初交付決定
 8 県 10 市
 ※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び北九州、福岡、久留米、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市
 交付決定額 21,788,000 円
- ウ 令和 5 年度変更交付決定
 3 県 3 市 ※福岡県、佐賀県、大分県、北九州市、宮崎市及び鹿児島市
 追加交付額 12,397,958 円
- ③ 原爆被爆者健康診断費交付金
- ア 令和 4 年度確定
 8 県 1 市
 ※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び長崎市
 交付確定額 456,087,461 円
 返納額 34,600,642 円
- イ 令和 5 年度当初交付決定
 8 県 1 市
 ※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び長崎市
 交付決定額 497,791,278 円
- ウ 令和 5 年度変更交付決定
 4 県 1 市 ※佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県及び長崎市
 一部取消額 27,466,660 円
 追加交付額 3,004,296 円
- ④ 原爆被爆者手当交付金
- ア 令和 4 年度確定
 8 県 1 市
 ※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び長崎市
 交付確定額 17,072,201,544 円
 返納額 179,080,994 円

- イ 令和5年度当初交付決定
8 県 1 市
※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び長崎市
交付決定額 16,515,046,381 円
- ウ 令和5年度変更交付決定
6 県 1 市 ※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、沖縄の各県及び長崎市
一部取消額 256,279,191 円
- ⑤ 原爆被爆者葬祭料交付金
- ア 令和4年度確定
8 県 1 市
※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び長崎市
交付確定額 637,204,183 円
返納額 21,377,102 円
精算交付額 14,062,687 円
- イ 令和5年度当初交付決定
8 県 1 市
※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び長崎市
交付決定額 673,635,810 円
- ウ 令和5年度変更交付決定
5 県 1 市 ※佐賀、長崎、熊本、大分、沖縄の各県及び長崎市
一部取消額 23,766,176 円
追加交付額 23,513,386 円
- ⑥ 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
- ア 九州厚生局管内において令和5年度に補助を行った事業区分及び施設数
- (ア) 保健衛生施設等施設整備費補助金
- ・エイズ治療拠点病院 1 件 (福岡県)
 - ・感染症指定医療機関 3 件 (鹿児島県)
 - ・結核患者収容モデル病室 1 件 (大分県)
 - ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 3 件 (福岡県)
 - ・精神科デイ・ケア施設 1 件 (福岡県)
- (イ) 保健衛生施設等設備整備費補助金
- ・原爆医療施設 1 件 (長崎県)
 - ・原爆被爆者保健福祉施設 2 件 (長崎県、長崎市)
 - ・マンモグラフィ検診実施機関 2 件 (鹿児島県)
 - ・エイズ治療拠点病院 8 件 (福岡県 6、長崎県 2)
 - ・難病医療拠点・協力病院 1 件 (沖縄県)
 - ・眼球あっせん機関 1 件 (大分県)
 - ・組織バンク 2 件 (福岡県)
 - ・末梢血幹細胞採取施設 5 件 (福岡県)
 - ・感染症外来協力医療機関 6 件 (沖縄県)
 - ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 7 件 (沖縄県)
 - ・食肉衛生検査所 (BSE 検査キット) 16 件
(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県 5、鹿児島県、
沖縄県、北九州市、福岡市、佐世保市、鹿児島市)

- ・食肉衛生検査所（BSE 検査キット以外）9 件
（福岡県、長崎県 4、熊本県、大分県、福岡市、佐世保市）・市場衛生検査所 3 件（北九州市 2、福岡市）
- ・保健所 6 件（沖縄県 5、宮崎市）

イ 交付事務等実績

（ア）令和 5 年度当初交付決定額

- ・保健衛生施設等施設整備費補助金 9 件 269,283 千円
- ・保健衛生施設等設備整備費補助金 69 件 244,620 千円

（イ）令和 5 年度変更交付決定

- ・保健衛生施設等施設整備費補助金
 - 全部取消額 0 件 0 千円
 - 追加交付額 0 件 0 千円
- ・保健衛生施設等設備整備費補助金
 - 全部取消額 4 件 32,770 千円
 - 追加交付額 0 件 0 千円

（ウ）繰越事務（令和 5 年度から令和 6 年度への繰越（地方繰越））

1 件（施設 1 件、設備 0 件）

- ⑦ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金
交付決定額（精算交付を含む。） 0 件 0 千円

2 補助金等の交付に関する業務（福祉分野に係る義務的経費に関する事務）

(1) 業務内容

地方自治体等に対する次の補助金等の交付に関する業務を行っています。

<事務の内容>

- ・前年度の確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定及び精算（返納又は精算交付）
- ・当該年度の（当初）交付決定
交付申請書の審査及び交付決定
- ・当該年度の（変更）交付決定
変更交付申請書の審査及び変更交付決定
- ・過年度の再確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定及び精算（返納又は精算交付）

① 児童入所施設措置費等国庫負担金

ア 交付目的

児童福祉法に基づき、都道府県及び市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）における同法第 27 条第 1 項第 3 号による施設等への入所又は委託、同法第 22 条第 1 項による助産の実施、同法第 23 条第 1 項による母子保護の実施、同法第 33 条第 1 項と第 2 項による児童の一時保護業務及び第 33 条の 6 第 1 項による児童自立生活援助事業の実施等に係る費用の一部を負担することにより、同法第 45 条の最低基準を維持することを目的としています。

イ 交付対象

都道府県、市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）

② 特別児童扶養手当事務取扱交付金

ア 交付目的

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、都道府県及び市町村における特別児童扶養手当の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することを目的としています。

イ 交付対象

都道府県、市町村

③ 特別障害者手当等給付費国庫負担金

ア 交付目的

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、都道府県及び市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）における特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当（経過措置分）等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者等の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

都道府県、市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）

④ 児童扶養手当給付費国庫負担金

ア 交付目的

児童扶養手当法に基づき、都道府県及び市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）における児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

都道府県、市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）

⑤ 婦人保護事業費負担（補助）金

ア 交付目的

売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、都道府県における婦人相談所による一時保護及び運営事業の実施、婦人保護施設による運営事業の実施等に係る費用の一部を負担（補助）することにより、同法に規定される要保護女子等を保護することを目的としています。

イ 交付対象

都道府県

(2) 業務実績

① 児童入所施設措置費等国庫負担金

ア 令和4年度確定

8県108市町

交付確定額 18,502,846,725円

返納額 311,257,881円

精算交付額 249,457,152円

イ 令和5年度（当初）交付決定

8県101市町

交付総額 11,457,757,000円

ウ 令和5年度（変更）交付決定

8県109市町

一部取消額 35,145,860円

追加交付額 8,094,242,606円

②	特別児童扶養手当事務取扱交付金	
ア	令和4年度の確定	
	8 県 262 市町村	
	交付確定額	179,759,439 円
	返納額	4,305,229 円
	追加交付額	220,124 円
イ	令和5年度（当初）交付決定	
	8 県 260 市町村	
	交付総額	187,668,037 円
ウ	令和5年度（変更）交付決定	
	8 県 245 市町村	
	一部取消額	468,255 円
	追加交付額	14,146,374 円
③	特別障害者手当等給付費国庫負担金	
ア	令和4年度の確定	
	8 県 123 市町	
	交付確定額	5,288,356,356 円
	返納額	3,290,233 円
	追加交付額	60,376,046 円
イ	令和5年度（当初）交付決定	
	8 県 124 市町	
	交付総額	3,651,423,000 円
ウ	令和5年度（変更）交付決定	
	8 県 123 市町	
	一部取消額	0 円
	追加交付額	1,874,658,561 円
④	児童扶養手当給付費国庫負担金	
ア	令和4年度の確定	
	8 県 124 市町村	
	交付確定額	25,032,069,073 円
	返納額	306,015,672 円
	追加交付額	84,427,049 円
イ	令和5年度（当初）交付決定	
	8 県 126 市町村	
	交付総額	20,648,529,000 円
ウ	令和5年度（変更）交付決定	
	8 県 126 市町村	
	一部取消額	984,364 円
	追加交付額	3,925,091,790 円
⑤	婦人保護事業費負担（補助）金	
ア	令和4年度の確定	
	8 県	
	交付確定額	257,581,919 円

	返納額	18,219,651 円
	追加交付額	0 円
イ	令和 5 年度（当初）交付決定 8 県	
	交付総額	283,818,538 円
ウ	令和 5 年度（変更）交付決定 8 県	
	返納額	9,302,139 円
	追加交付額	11,027,245 円

3 補助金等の交付に関する業務（福祉分野に係る施設整備等に関する事務）

3-1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

(1) 業務内容

地方自治体等に対する補助金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

生活保護法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。

② 交付対象

都道府県、指定都市、中核市等が行う補助事業の交付の対象となる社会福祉法人等

<事務の内容>

- ・申請書の受理及び交付決定
- ・実績報告書の受理及び額の確定
- ・事業内容変更申請の受理及び承認
- ・繰越に係る事業内容変更申請の受理及び指示書の作成

(2) 業務実績

交付決定額

31 件（7 県 9 市）

2,545,947 千円

3-2 沖縄振興公共投資交付金

(1) 業務内容

地方自治体等に対する交付金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

生活保護法、障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。

② 交付対象

沖縄県が行う補助事業の交付の対象となる社会福祉法人等

<事務の内容>

- ・申請書の受理及び交付決定

- ・実績報告書の受理及び額の確定
- ・事業内容変更申請の受理及び承認
- ・繰越に係る事業内容変更申請の受理及び指示書の作成

(2) 業務実績

交付決定

0 件 (0 県)

0 千円

3-3 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

(1) 業務内容

地方自治体等に対する交付金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村が作成した整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充て、地域における公的介護施設等の施設の整備事業を推進することを目的としています。

② 交付対象

都道府県及び市町村又は整備計画に基づく法人等

<事務の内容>

- ・計画書の受理及び進達
- ・申請書の受理及び交付決定
- ・実績報告書の受理及び額の確定
- ・事業内容変更申請の受理及び承認
- ・繰越に係る事業内容変更申請の受理及び指示書の作成

(2) 業務実績

交付決定額

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

163 件 (7 県 67 市町村)

1,282,197 千円

3-4 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

(1) 業務内容

地方自治体等に対する補助金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

生活保護法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関する整備のために交付されます。

② 交付対象

都道府県、指定都市、中核市等が行う補助事業の交付の対象となる社会福祉法人等

(2) 業務実績

令和2年7月豪雨

- ・交付決定額 (精算交付を含む。)

2 件 (1 県)

9,223 千円

令和 5 年台風 6 号

- ・ 交付決定額（精算交付を含む。）

1 件（1 県）

1,017 千円

令和 5 年梅雨前線豪雨等

- ・ 交付決定額（精算交付を含む。）

3 件（1 県 1 市）

2,149 千円

4 補助金等の交付に関する業務（こども家庭庁からの委任事務 ※一部項番 2 に含む）

(1) 業務内容

地方自治体等に対する次の補助金等の交付に関する業務を行っています。

<事務の内容>

- ・ 前年度の確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定及び精算（返納又は精算交付）
- ・ 当該年度の（当初）交付決定
交付申請書の審査及び交付決定
- ・ 当該年度の（変更）交付決定
変更交付申請書の審査及び変更交付決定
- ・ 過年度の再確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定及び精算（返納又は精算交付）

① 子どものための教育・保育給付交付金

ア 交付目的

市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を交付することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。

イ 交付対象

市町村

② 子どものための教育・保育給付費補助金

ア 交付目的

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設及び認定こども園への移行を希望して長時間預かり保育を行う幼稚園の運営に要する経費の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的としています。

イ 交付対象

市町村

③ 子育てのための施設等利用給付交付金

ア 交付目的

市町村が支弁する施設型利用費の支給に要する費用の一部を交付することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的としています。

イ 交付対象

市町村

④ 子ども・子育て支援交付金

ア 交付目的

市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って実施される 13 事業を実施する市町村に対して事業に要する経費を交付することによ

り、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

市町村

⑤ 就学前教育・保育施設整備交付金

ア 交付目的

市町村が策定する整備計画に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁の整備並びに防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部を交付することにより、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的としています。

イ 交付対象

都道府県、市町村が策定する市町村整備計画に基づく社会福祉法人等

⑥ 沖縄振興公共投資交付金

ア 交付目的

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。

イ 交付対象

沖縄県

⑦ 次世代育成支援対策施設整備交付金

ア 交付目的

次世代育成支援対策推進法に規定する、児童福祉施設等及び障害児施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。

イ 交付対象

都道府県、指定都市、中核市、市町村又は整備計画に基づく社会福祉法人等

⑧ 子ども・子育て支援施設整備交付金

ア 交付目的

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

市町村又は市町村が認めた社会福祉法人等

⑨ 児童福祉施設等災害復旧費補助金

ア 交付目的

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧に関し、災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的としています。

イ 交付対象

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市等が行う補助事業の交付の対象となる社会福祉法人等

(2) 業務実績

- | | | |
|----------------------|------------------|--|
| ① 子どものための教育・保育給付交付金 | | |
| ア 令和5年度当初交付決定 | | |
| 262件 | | |
| 交付決定額 | 136,760,696,105円 | |
| イ 令和5年度変更交付決定 | | |
| 262件 | | |
| 追加交付額 | 135,830,373,457円 | |
| ② 子どものための教育・保育給付費補助金 | | |
| ア 令和5年度当初交付決定 | | |
| 1件 | | |
| 交付決定額 | 7,889,000円 | |
| イ 令和5年度変更交付決定 | | |
| 0件 | | |
| 追加交付額 | 0円 | |
| ③ 子育てのための施設等利用給付交付金 | | |
| ア 令和5年度当初交付決定 | | |
| 250件 | | |
| 交付決定額 | 6,765,754,619円 | |
| イ 令和5年度変更交付決定 | | |
| 252件 | | |
| 追加交付額 | 2,283,466,630円 | |
| ④ 子ども・子育て支援交付金 | | |
| ア 令和5年度当初交付決定 | | |
| 267件 | | |
| 交付決定額 | 22,183,167,000円 | |
| イ 令和5年度変更交付決定 | | |
| 104件 | | |
| 追加交付額 | 134,227,000円 | |
| ⑤ 就学前教育・保育施設整備交付金 | | |
| 交付決定額 | | |
| 209件(3県、100市町村) | 12,096,708千円 | |
| ⑥ 沖縄振興公共投資交付金 | | |
| 交付決定額 | | |
| 0件(0市町村) | 0千円 | |
| ⑦ 次世代育成支援対策施設整備交付金 | | |
| 交付決定額 | | |
| 45件(6県15市町) | 1,091,200千円 | |
| ⑧ 子ども・子育て支援施設整備交付金 | | |

交付決定額	
104件（41市町村）	722,694千円
⑨ 児童福祉施設等災害復旧費補助金	
交付決定額	
8件（7市町）	7,694千円

5 財産処分に関する業務

5-1 財産処分に関する承認等業務

(1) 業務内容

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準及びその特例に基づき、「転用」や「譲渡」、「貸付」、「交換」といった補助財産の有効活用、補助目的を達した補助財産の「取壊し」や「廃棄」（新たに代替施設（設備）を整備することを目的とした場合あり）等を承認しています。

<事務の内容>

- ・財産処分報告書の受理
- ・財産処分の承認
- ・財産処分完了報告書の受理（国庫納付を通知する場合あり）

(2) 業務実績

① 財産処分報告書の受理	74件
② 財産処分の承認	51件
③ 財産処分完了報告書の受理	47件

(3) 財産処分の種類別承認（報告書の受理）件数

① 転用	66件
② 有償譲渡	3件
③ 無償譲渡	19件
④ 交換	0件
⑤ 有償貸付	3件
⑥ 無償貸付	1件
⑦ 取壊し及び廃棄	22件
⑧ 抵当権の設定	11件

（交付決定時に承認したものを除く）

5-2 財産処分の手続等に関する周知

(1) 業務内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準及びその特例に基づき、都道府県、市町村、社会福祉法人等の補助事業者から提出される財産処分の承認申請手続等における留意点や必要書類等について HP に掲載しています。

(2) 業務実績

関係通知の一部改正等に伴い、遅滞なく HP に掲載しました。

6 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱、表彰に関する業務

(1) 業務内容

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることとされており、都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む）からの推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱します。

また、児童委員は児童福祉法第16条の規定により民生委員を児童委員とみなすこととされています。

<事務の内容>

- ・委嘱及び解嘱
- ・厚生労働大臣感謝状の授与
- ・厚生労働大臣表彰等に関する被表彰者推薦調書の受理及び審査等

(2) 業務実績

令和5年度は、民生委員・児童委員の委嘱を1015件、解嘱を767件、感謝状の授与を242件行いました。

(3) 民生委員・児童委員の状況

(令和6年4月1日現在)

	定数	現員数	欠員数
福岡県	4,242	3,999	243
佐賀県	1,946	1,899	47
長崎県	1,777	1,694	83
熊本県	2,576	2,494	82
大分県	1,878	1,831	47
宮崎県	1,701	1,611	90
鹿児島県	2,956	2,710	246
沖縄県	1,822	1,429	393
北九州市	1,327	1,285	42
福岡市	2,355	2,177	178
久留米市	491	473	18
長崎市	921	871	50
佐世保市	560	531	29
熊本市	1,314	1,184	130
大分市	809	790	19
宮崎市	686	633	53
鹿児島市	968	934	34
那覇市	466	337	129
計	28,795	26,882	1,913

7 主任児童委員の指名に関する業務

(1) 業務内容

主任児童委員は、児童委員の行う職務について児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助や協力を行う者として児童委員の中

から指名されます。

指名解除は、主任児童委員としての職を解除し、通常の児童委員に戻る制度です。主任児童委員が児童委員としても解嘱される際は、児童委員の解嘱と同時に主任児童委員も解嘱されることとなります。

<事務の内容>

- ・都道府県、指定都市、中核市からの指名・指名解除の推薦内容の審査
- ・指名・指名解除の決定通知の送付

(2) 主任児童委員の状況

(令和6年4月1日現在)

	定数	被指名者数
福岡県	440	429
佐賀県	210	208
長崎県	194	190
熊本県	229	228
大分県	216	214
宮崎県	174	171
鹿児島県	207	192
沖縄県	157	136
北九州市	266	256
福岡市	195	188
久留米市	89	88
長崎市	91	87
佐世保市	68	68
熊本市	155	147
大分市	90	88
宮崎市	54	52
鹿児島市	100	100
那覇市	36	27
計	2,971	2,869

8 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等に係る厚生労働省が所管する事業の促進、改善、調整に関する業務

8-1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(1) 業務内容

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき、九州厚生局管内の対象事業所から中長期計画書や定期報告書を受理する業務を行っています。

なお、受理した中長期計画書や定期報告書は、厚生労働本省へ回送しています。

(2) 業務実績

- ① 中長期計画書の受理 94 件
- ② 定期報告書の受理 114 件

8-2 地球温暖化対策の推進に関する法律

(1) 業務内容

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、九州厚生局管内の特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

なお、受理した報告書は、厚生労働本省へ回送しています。

(2) 業務実績

温室効果ガス排出量報告書の受理 4 件

8-3 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に関する業務

(1) 業務内容

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に関して、九州厚生局では、医療分野や食品分野等、厚生労働省が所管する事業（労働分野を除く）の経営力向上計画の認定業務を行っています。

(2) 業務実績

経営力向上計画に係る認定申請書の認定 171 件

【内訳】

1 位：宿泊業，飲食サービス業	52 件
2 位：卸売業，小売業	41 件
3 位：医療，福祉	30 件
その他	48 件

8-4 その他

(1) 業務内容

- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律の施行に関する報告及び立入検査業務
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関する報告及び立入検査業務

(2) 業務実績

令和 5 年度の業務実績はありませんでした。

9 感染症法に規定する三種病原体の所持又は輸入の届出等に関する業務

(1) 業務内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による病原体等の所持等を規制する制度として、三種病原体の所持、輸入等について届出が必要であり、九州厚生局管内 8 県の三種病原体の所持者からの所持等の届出等の受理事務及び三種病原体の所持者（輸入者）の施設への立入検査（現地確認調査）等に関する業務を行っています。

(2) 業務実績

① 所持の届出の受理	0 件
② 所持の変更届出の受理	10 件
③ 三種病原体所持施設への立入検査	7 件

10 特定感染症指定医療機関の監督に関する業務

(1) 業務内容

新感染症等の患者に係る医療を行う特定感染症指定医療機関に対する報告請求及び検査を行っています。

(2) 業務実績

現在、九州厚生局管内には、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関がないため、業務実績はありません。

(参考)

① 特定感染症指定医療機関（令和5年4月1日現在）

新感染症の所見がある者又は一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、ラッサ熱など）若しくは二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリアなど）の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

- 1) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 4床（東京都）
- 2) りんくう総合医療センター 2床（大阪府）
- 3) 成田赤十字病院 2床（千葉県）
- 4) 常滑市民病院 2床（愛知県）

② 第一種感染症指定医療機関（九州厚生局管内）（令和5年4月1日現在）

一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、ラッサ熱など）若しくは二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリアなど）の患者の入院を担当させる医療機関として県知事が指定した病院。

- 1) 独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター 2床（福岡県）
- 2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 2床（佐賀県）
- 3) 長崎大学病院 2床（長崎県）
- 4) 熊本市立熊本市市民病院 2床（熊本県）
- 5) 大分県立病院 2床（大分県）
- 6) 宮崎県立宮崎病院 2床（宮崎県）
- 7) 鹿児島大学病院 1床（鹿児島県）
- 8) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 2床（沖縄県）
- 9) 琉球大学医学部附属病院 2床（沖縄県）

③ 第二種感染症指定医療機関（令和5年4月1日現在）

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計	全国
指定医療機関数	12	5	10	10	8	7	12	6	70	352
指定病床数	64	22	40	42	38	30	44	20	300	1,758

11 クリーニング業法に係る指定試験機関の指定・監督に関する業務、クリーニング師の試験に関する学力の認定に関する業務

(1) 業務内容

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は、衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識や技能について年1回以上試験を行っています。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

地方厚生局では、試験機関の指定、試験事務規程及び事業計画の認可が主な業務であり、この他にクリーニング師試験の受験資格に係る学力認定業務を行うこととなっています。

(2) 業務実績

令和5年度の試験機関の指定等の業務実績はありませんでした。
また、受験資格に関する学力認定の業務実績もありませんでした。

12 児童福祉法による緊急時の事務執行に関する業務

(1) 業務内容

児童福祉法に規定する指定医療機関等に対して、報告徴収や立入検査等の業務を行っています。

(2) 業務実績

令和5年度の業務実績はありませんでした。

13 生活保護法に規定する指定医療機関等の指定・監督等に関する業務

13-1 指定医療機関、指定介護機関の指定・監督に関する業務

(1) 業務内容

国の開設した病院や診療所又は薬局を生活保護法にいう医療扶助を担当させる機関として指定等を行っています。

また、国の開設した介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について、生活保護法による介護扶助のための在宅介護や在宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関として指定しています。

(2) 業務実績

令和5年度は、改正後の生活保護法に基づく指定更新を32件行いました。

(3) 所管指定医療機関の状況

① 指定医療機関の状況

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
医療機関数	61	61	61

② 指定医療機関の内訳 (令和6年4月1日現在)

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
医療機関数	14	6	7	11	7	5	6	5

(Ⅲ 資料 **健康福祉課関係** 「1 生活保護法に規定する指定医療機関一覧」参照)

13-2 医療扶助の適正化の監査に関する業務

(1) 業務内容

生活保護法の規定により、都道府県及び市町村が行う施行事務のうち、医療扶助の適正化に関する実施状況等について確認・指導をする等の業務を行っています。

(2) 業務実績

令和5年度は、自立支援医療の適用状況、向精神薬における重複処方の改善状況等について、8県10市に対して実施しました。

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県及び北九州、福岡、久留米、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

13-3 指定医療機関への指導等に関する業務

(1) 業務内容

指定医療機関に対する指導検査等の選定基準や事務手続きの明確化、地方厚生局と地方自治体が連携して行う共同指導の実施等について、一定程度の標準化を図ることを目的に、地方自治体における指導等の実施状況を確認する業務を行っています。

(2) 業務実績

令和5年度の業務実績はありませんでした。

14 あん摩マッサージ指圧師養成施設の認定及び監督に関する業務

あん摩マッサージ指圧師は、あん摩マッサージ指圧師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいいます。

あん摩は、あん摩マッサージ指圧師の施術者の独占業務ですが、施術者は外科手術や投薬を行うことを禁じられており、脱臼、骨折の患部に施術する場合は、医師の同意を得なければなりません。

あん摩マッサージ指圧師試験を受験するためには、文部科学大臣が指定した学校や厚生労働大臣が指定した養成施設において、3年以上必要な知識及び技能を修得し卒業する方法などがあります。

(1) 業務内容

主な業務としては、養成施設の新規指定、定員等の変更に係る指定内容の変更承認や学則の変更等に係る届出の受理及び定期報告の審査を行っています。

(2) 業務実績

- ・定期報告の審査を行いました。
- ・教育課程を含む学則の一部変更に伴う承認を1件実施しました。

(3) 所管指定養成施設の状況

① 指定養成施設の状況

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
養成施設数	2	2	2
課程数	2	2	2

② 指定養成施設の内訳

(令和6年4月1日現在)

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
養成施設数	1	0	0	0	0	0	1	0
課程数	1	0	0	0	0	0	1	0

(Ⅲ 資料) 健康福祉課関係 「2 あん摩マッサージ指圧師養成施設」参照

15 栄養士養成施設、管理栄養士養成施設の指定及び監督に関する業務

栄養士は、厚生労働大臣の指定する栄養士養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得し卒業した者が栄養士として登録を受け、都道府県知事から免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導を行う者をいいます。

管理栄養士は、管理栄養士国家試験に合格し、厚生労働大臣より登録を受けた者が免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行う者をいいます。

管理栄養士国家試験を受験するためには、修業年限が4年の文部科学大臣が指定した学校や厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後に受験する方法や修業年限が2年の養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後に厚生労働省が定める施設で3年以上栄養の指導に従事する方法などがあります。

(1) 業務内容

主な業務としては、養成施設の新規指定、定員等の変更に係る指定内容の変更承認や設置者の変更等に係る届出の受理を行っています。

(2) 業務実績

(栄養士養成施設)

- ① 教育内容ごとの単位数又は履修方法等に係る指定内容の変更に伴う承認を4件実施しました。
- ② 学生又は生徒の定員、同時に授業を行う学生又は生徒の数の変更に伴う承認を3件実施しました。
- ③ 代表者の変更等の届出を1件受理しました。
- ④ 廃止の届出を3件受理しました。

(管理栄養士養成施設)

- ① 学生又は生徒の定員、同時に授業を行う学生又は生徒の数の変更に伴う承認を1件実施しました。
- ② 代表者の変更等の届出を2件受理しました。

(3) 所管指定養成施設の状況

① 指定養成施設の状況

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
養成施設数	(15) 36	(15) 36	(15) 33
課程数	(15) 36	(15) 36	(15) 33

注：上段（ ）内は管理栄養士養成施設の再掲

② 指定養成施設の内訳 (令和6年4月1日現在)

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
養成施設数	(5) 12	(1) 2	(3) 5	(2) 3	(1) 3	(1) 1	(1) 5	(1) 2

課程数	(5) 12	(1) 2	(3) 5	(2) 3	(1) 3	(1) 1	(1) 5	(1) 2
-----	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

注：上段（ ）内は管理栄養士養成施設の再掲

(Ⅲ 資料 健康福祉課関係 「3 管理栄養士養成施設」「4 栄養士養成施設」参照)

16 社会福祉士養成に関する業務

社会福祉士は、社会福祉士国家試験に合格した者が登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、援助等を行う者又は福祉サービス関係者等との相談援助を行う者をいいます。

社会福祉士国家試験を受験するためには、福祉系の大学等において指定科目を履修し卒業して受験するほかに、社会福祉士養成施設を卒業して受験する方法などがあります。

(1) 業務内容

主な業務としては、大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認及び届出の受理を行っています。

なお、養成施設の指定等に関する業務は、平成 27 年 4 月 1 日から施設の所在地を管轄する都道府県に移譲されました。

(2) 業務実績

学則変更等に伴う届出を 112 件受理しました。

(3) 社会福祉に関する指定科目履修校の状況

22 校 31 課程（令和 6 年 4 月 1 日現在）

17 介護福祉士養成施設の指定及び監督に関する業務

介護福祉士は、介護福祉士国家試験に合格した者（※）が登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う者をいいます。

介護福祉士国家試験を受験するためには、介護福祉士学校を卒業して受験する方法や、3 年以上の介護等の業務に関する実務経験及び実務者養成学校を卒業した後に受験する方法、福祉系高等学校を卒業して受験する方法などがあります。

（※）平成 29 年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となりました。ただし、令和 8 年度までの卒業生には卒業後 5 年間の経過措置が設けられており、卒業後 5 年間は介護福祉士の資格を有することとし、当該 5 年間のうちに、国家試験に合格するか、介護現場に 5 年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができます。

(1) 業務内容

主な業務としては、介護福祉士学校、実務者養成学校及び福祉系高等学校（以下「学校」という。）の新規指定、定員等の変更に係る承認、届出の受理を行っています。

なお、学校以外の養成施設の指定等に関する業務は、平成 27 年 4 月 1 日から施

設の所在地を管轄する都道府県に移譲されました。

(2) 業務実績

- ① 定員減等の指定内容の変更承認を 4 件実施しました。
- ② 学則変更等に伴う届出を 86 件受理しました。

(3) 所管養成施設の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
養成施設数	(1) 11	(1) 6	(0) 7	(0) 8	(0) 5	(0) 8	(0) 10	(0) 1
課程数	(1) 11	(1) 6	(0) 7	(0) 8	(0) 5	(0) 8	(0) 10	(0) 1

注：上段（ ）内は介護福祉士実務者養成学校の再掲

(Ⅲ 資料 **健康福祉課関係** 「5 介護福祉士学校」 「6 実務者養成学校」 「7 福祉系高等学校」 参照)

18 各種講習会の登録等に関する業務

18-1 介護技術講習会の届出に関する業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と 3 年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

(1) 業務内容

講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

(2) 業務実績

令和 5 年度の実績はありませんでした。

18-2 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出に関する業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

(1) 業務内容

届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

(2) 業務実績

令和 5 年度は、介護教員講習会の届出を 1 件受理しました。

18-3 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出に関する業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

(1) 業務内容

届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

(2) 業務実績

令和 5 年度は、社会福祉士実習指導者講習会の届出を 160 件、修了者名簿を 14 件、介護福祉士実習指導者講習会の届出を 549 件、修了者名簿を 31 件受理しました。

18-4 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出に関する業務

平成 28 年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3 年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則、「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となりました。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

(1) 業務内容

届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

(2) 業務実績

令和 5 年度は、実務者研修教員講習会の届出を 234 件、修了者名簿を 11 件、医療的ケア教員講習会の届出を 800 件、修了者名簿を 85 件受理しました。

医 事 課

医事課

医事課は、医療安全に関する業務、地域医療構想に関する業務、災害医療に関する業務、医師偏在対策に関する業務、歯科医師及び医師の臨床研修に関する業務、医師確保に関する業務、行政処分を受けた医師及び歯科医師の再教育研修に関する業務、看護師の特定行為研修に関する業務、再生医療等安全性確保法に関する業務、臨床研究法に関する業務、原因不明の健康危機への対応、医薬品等の製造業等の許可及び取締りに関する業務、医療観察法に関する業務等を行っています。

1 医療安全に関する業務

(1) 業務内容

11月下旬の医療安全推進週間にあわせて、医療安全の普及啓発活動の一環として、医療機関の管理者や医療安全管理者等を対象とした「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

また、九州厚生局管内の医療機関や地方自治体における医療安全に向けた取組の状況把握等も行っています。

(2) 業務実績

①医療安全に関するワークショップの開催

我が国において、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、令和2年3月の第1波から3年の時を経て、令和5年5月に漸く感染症法上の位置づけが5類に引き下げられました。

この間、医療機関は想定外の事態に直面し、多くの課題が浮き彫りになりました。医療の崩壊を招くことなくいかに患者を守るか、非常時に限りある資源を最大限活かすにはどう備えるか、こうした問いにヒントを得るべく、「持続可能な医療のための安全管理」をテーマとして、様々な立場の講師からご講演いただきました。

開催日：令和5年11月29日（水）

開催形式：オンライン形式

参加者数：674名

【内 容】

テーマ：持続可能な医療のための安全管理

司 会：九州大学病院 ARO 次世代医療センター

特任准教授/病院長補佐 鮎澤 純子

講 演：

「医療安全対策の動向」

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療安全推進・医務指導室室長 松本 晴樹

「佐賀県医療安全支援センターに寄せられる相談事例等」

佐賀県健康福祉部医務課

医療企画担当係長 宮原 亨宗

「“おひとりさま”医療安全管理者の活動のポイントや工夫」

医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院
医療安全管理課課長 渡邊 幸子

「施設環境から考える医療安全」
工学院大学建築学部
学部長・教授 笥 淳夫

「DX推進による働き方改革～患者・中心の安心・安全の医療を目指して」
社会医療法人石川記念会 HITO病院
副院長 園田 幸生

「米国における医療専門職の働き方とチーム医療における医療安全への試み」
ブリガムアンドウィメンズ病院/ハーバード大学医学部
リサーチアソシエイトシュノック 久美子

パネルディスカッション

- ②医療安全に関する各種取組状況の把握
・九州厚生局管内県の医療安全推進協議会への参加（1回）

2 地域医療構想に関する業務

(1) 業務内容

今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があることから、各都道府県において、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能ごとに推計し、地域医療構想として策定することとなりました。

地方厚生局では、各都道府県の地域医療構想の実現に向けた取組を適切に支援するため、各構想区域における議論の状況等に関する情報の整理や地域医療介護総合確保基金の適切・効果的な運用に向けたヒアリング参加等を行っています。また、国が直接助言及び必要な支援を行うこととしている重点支援区域における再編等の取組については、厚生労働本省と重点支援区域関係者との間の円滑な連絡・情報共有に向けた調整等を行っています。

(2) 業務実績

- ①地域医療構想に関する情報共有
・九州厚生局地域医療構想連絡会の開催 2回
- ②各県の動向の把握・情報収集
・地域医療構想調整会議等への参加 2回
・地域医療構想等ブロック担当者会議の開催 2回
- ③地域医療介護総合確保基金の適切・効果的な運用に向けたヒアリング参加
・令和5年度基金事業事前ヒアリング 1県
・令和4年度基金事業事後フォローアップ 8県
- ④厚生労働本省と重点支援区域関係者との間の円滑な連絡・情報共有に向けた調整等のため、意見交換会や会議等への参加

3 災害医療に関する業務

(1) 業務内容

地方厚生局では、厚生労働本省と連携を図りながら、都道府県に対する支援業務等を行っています。

平時においては、都道府県による医療訓練や会議への参加を通じた災害時の医療体制の確保状況の把握や体制整備に必要な助言及び支援、また、災害拠点病院等の視察を通じ運営体制や施設・整備の現状に係る問題点等を把握し都道府県への必要な助言及び支援、さらに、災害時に活用可能な医療機関情報の作成支援を行うほか、届出受理医療機関名簿の在宅医療関連情報を整理のうえ、都道府県への情報提供等を行っています。

災害時においては、厚生労働本省職員の業務支援（被災医療機関の情報収集や都道府県災害対策本部へ必要に応じて職員派遣等）を行います。

(2) 業務実績

①都道府県による医療訓練や会議への参加

令和 5 年度の業務実績はありませんでした。

②災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の視察

9 施設

③届出受理医療機関名簿の在宅医療関連情報の整理及び情報提供

毎月 1 回提供

④災害時の厚生労働本省職員の業務支援

令和 5 年度の業務実績はありませんでした。

4 医師偏在対策に関する業務

(1) 業務内容

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 79 号）により、医師少数区域等における医師の勤務を促進するため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った医師を厚生労働大臣が認定する制度が創設され、令和 2 年 4 月 1 日付けで施行されました。

地方厚生局では、認定申請書の受理、審査及び認定証明書の発行等の事務を行っています。

(2) 業務実績

・認定 34 件

5 歯科医師及び医師の臨床研修に関する業務

(1) 業務内容

歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修について、新たに臨床研修を実施しようとする施設からの申請（大学病院からの情報提供を含む）に基づき、医道審議会歯科医師臨床研修部会に向けて、申請内容が臨床研修施設の指定基準に適

合しているか否かを審査しています。

また、臨床研修施設として指定された後に研修プログラムの変更等を行う場合にも、同様に指定基準に照らし合わせ審査を行っています。

臨床研修施設は常に指定基準を満たす必要があり、年1回（4月末日が期限）の報告の受理や、変更等の届出の受理を行っています。

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修について、臨床研修病院の新規指定に係る審査、研修プログラムの変更や年次報告等の届出に係る受理は、国から都道府県への臨床研修に関する一部権限の移譲により、令和2年4月1日から都道府県で実施しています。地方厚生局では、都道府県からの情報提供を受け、内容を確認し、技術的助言を行っています。

さらに、実際に臨床研修施設や臨床研修病院に直接伺い、実地調査や意見交換を行い、臨床研修が円滑に行われるようサポートしています。

(2) 業務実績

① 歯科医師の臨床研修に関する業務

ア 業務別の件数

・ 年次報告書の確認	36 件
・ 研修プログラムの変更又は新設の審査	25 件
・ 新規指定申請の審査	3 件
・ 変更届の確認	77 件
・ 臨床研修中断に係る報告の受理	9 件
・ 臨床研修再開に係る報告の受理	10 件
・ 臨床研修未修了に係る報告の受理	1 件
・ 修了登録証申請（新規、再交付、書換）	272 件
・ 実地調査	6 件

イ 令和5年度開始の研修プログラムに参加の臨床研修施設（相当大学病院）数 （Ⅲ 資料 医事課関係 「1. 歯科医師臨床研修施設一覧」 参照）

	相当大学病院	臨床研修施設 (単独型・管理型)	計 (単位：施設)
福岡県	6	10	16
佐賀県	1	0	1
長崎県	1	2	3
熊本県	1	4	5
大分県	1	1	2
宮崎県	1	2	3
鹿児島県	1	2	3
沖縄県	1	2	3
計	13	23	36

② 医師の臨床研修に関する業務

ア 業務別の件数

- ・ 年次報告書、研修プログラムの変更又は新設、新規指定申請、変更届に関する県から情報提供を受け、内容の確認及び不備等への技術的助言

- ・ 臨床研修中断に係る報告の受理 13 件
- ・ 臨床研修再開に係る報告の受理 12 件
- ・ 臨床研修未修了に係る報告の受理 10 件
- ・ 修了登録証申請（新規、再交付、書換） 1,106 件
- ・ 医師臨床研修費補助金については、約 14 億円（124 件）を交付決定

イ 令和 5 年度開始の研修プログラムに参加の臨床研修病院数
 （Ⅲ 資料 医事課関係「2. 臨床研修病院一覧」参照）

	基幹型	協力型	計 (単位：病院)
福岡県	44	60	104
佐賀県	6	11	17
長崎県	14	19	33
熊本県	14	46	60
大分県	12	35	47
宮崎県	8	34	42
鹿児島県	12	32	44
沖縄県	16	14	30
計	126	251	377

※ 複数の病院群において臨床研修を行っている臨床研修病院で、基幹型として指定されている病院については、基幹型として病院数を計上。

6 医師確保に関する業務

(1) 業務内容

九州厚生局管内における医師確保対策についての情報収集や支援等を行っています。

(2) 業務実績

九州厚生局管内 8 県の医師不足・地域医療の現状、課題、実施している施策等を把握し対応策を検討するため、県地域医療対策協議会を傍聴し、地域医療の確保及び医師確保に関する情報収集を行いました。

- ・ 九州厚生局管内県の地域医療対策協議会への参加（8 回）

7 行政処分を受けた医師及び歯科医師の再教育研修に関する業務

(1) 業務内容

医師法及び歯科医師法の一部改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日より、行政処分を受けた医師又は歯科医師に対して再教育研修が実施されることになりました。

地方厚生局では、再教育研修のうち個別研修に係る業務として、個別研修計画書の受理等の事務を行っています。

(2) 業務実績

- ・ 助言指導者指名承諾書受理・進達 1 件
- ・ 個別研修計画書受理通知書交付 1 件
- ・ 個別研修修了証交付 2 件

8 看護師の特定行為研修に関する業務

(1) 業務内容

平成 27 年 10 月 1 日より施行された保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査及び指導並びに看護師の特定行為研修の適正な実施体制の確保に関する事、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理等を行っています。

(2) 業務実績

①業務別延べ件数（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日現在までの申請・報告分）

指定申請	変更承認	変更届出	実地調査	修了者報告	年次報告
8件	24件	116件	0件	63件	50件

②令和 5 年度までに特定行為研修を開始した指定研修機関数

	令和5年度から新たに開始した指定研修機関数 (単位：機関)	令和4年度までに開始した指定研修機関総数 (単位：機関)
福岡県	1	25
佐賀県	0	6
長崎県	0	2
熊本県	0	5
大分県	0	5
宮崎県	1	4
鹿児島県	1	4
沖縄県	2	6
計	5	57

③令和 5 年度特定行為研修修了者数（令和 6 年 3 月 31 日現在報告分）

研修機関所在県	令和5年度修了者数 (単位：人)	修了者総数 (単位：人)
福岡県	104	389
佐賀県	7	73
長崎県	15	47
熊本県	8	94
大分県	15	110
宮崎県	0	1
鹿児島県	27	174
沖縄県	33	232
合計	209	1120

9 再生医療等安全性確保法に関する業務

(1) 業務内容

平成 26 年 11 月 25 日より施行された再生医療等の安全性の確保等に関する法律（再生医療等安全性確保法）により、再生医療等を提供する医療機関は、認定再生医療等委員会の意見を聴いたうえで、再生医療等提供計画を厚生労働省へ届け出ることとなりました。

地方厚生局では、再生医療等のうち、第二種再生医療等（中リスク）及び第三種再生医療等（低リスク）に係る再生医療等提供計画の受理、認定再生医療等委員会の認定及び特定細胞加工物製造の申請・届出の受理等の業務を行っています。

(2) 業務実績

①再生医療等提供計画の届出

・新規	79 件
・変更	244 件
・中止	39 件
・報告	521 件
・終了	39 件

②認定再生医療等委員会の認定

・認定	0 件
・変更	12 件
・廃止	0 件
・更新	1 件

③特定細胞加工物製造の許可・届出

・許可・届出	32 件
・変更	74 件
・廃止	20 件
・報告	334 件

10 臨床研究法に関する業務

(1) 業務内容

平成 30 年 4 月 1 日より施行された臨床研究法により、特定臨床研究を実施する研究責任医師は、認定臨床研究審査委員会の意見を聴いたうえで、実施計画を厚生労働省へ届け出ることとなりました。

地方厚生局では、認定臨床研究審査委員会の認定、実施計画の届出受理等の業務を行っています。

(2) 業務実績

①認定臨床研究審査委員会の認定

・認定	0 件
・変更	187 件
・更新	4 件
・廃止	0 件
・意見の報告	0 件
・改善命令	0 件
・取消	0 件
・認定証の再交付・書き換え	0 件

②実施計画の届出	
・受理	23 件
・変更	481 件
・定期報告	108 件
・中止	3 件
・終了	37 件

11 原因不明の健康危機への対応

(1) 業務内容

原因不明の健康危機発生時に対応窓口となる九州・山口各県担当部署との関係構築を図っています。

(2) 業務実績

令和 5 年度の業務実績はありませんでした。

12 医薬品等の製造業等の許可及び取締りに関する業務

(1) 業務内容

九州厚生局管内の厚生労働大臣が許可権限を有する生物由来製品等医薬品の製造業の許可等に関する事務手続き等を行っています。

(2) 業務実績

①許可、承認事項	5 件
②変更届出事項等	44 件

13 医療観察法に関する業務

(1) 業務内容

平成 17 年 7 月 15 日より施行された心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づく対象者に対する入院決定の告知・執行（移送）、精神保健判定医等の名簿作成、指定医療機関の指定・指導監査、医療観察法に係る診療報酬明細書の審査等の業務を行っています。

(2) 業務実績

①入院決定の告知・執行（移送）	30 件
②指定通院医療機関の選定	
・医療観察法第 42 条第 1 項第 2 号の決定に基づくもの	4 件
・医療観察法第 51 条第 1 項第 2 号の決定に基づくもの	39 件
③指定入院医療機関の変更	4 件
④指定医療機関の指定	
・指定通院医療機関	25 施設
⑤指定医療機関の指導・監査	
・指定入院医療機関	5 施設
・指定通院医療機関	5 施設

⑥医療観察法にかかる診療報酬明細書の審査	2,994 件
⑦精神保健判定医等の名簿作成	
・精神保健判定医	142 名
・精神保健参与員	102 名
⑧指定通院医療機関研修	1 回

食品衛生課

食品衛生課

食品衛生課は、輸出畜産物及び畜産加工品認定施設（対米等）並びに輸出水産食品認定施設（対米、対EU、対中国等）への査察及び指導、輸入食品などの製品検査を行う登録検査機関の登録及び立入検査等の業務を行っています。

1 輸出畜産物及び畜産加工品に対する査察及び指導に関する業務

(1) 業務内容

米国、EU、カナダ、香港、シンガポール、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、台湾、タイ等に輸出する食肉を取り扱うと畜場、食肉処理場及び畜産物加工施設は、厚生労働省又は相手国政府の認定を受ける必要があります。

地方厚生局は、認定施設に対して定期的な査察及び指導を行っています。

- ・認定施設の査察（月1回又は年1回以上）
- ・輸出相手国政府による査察等への対応

また、地方厚生局は、令和2年4月から、輸出食肉製品を取り扱う施設の認定業務も行っています。

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定施設の査察	104	106	111
輸出相手国政府による査察等への対応	0	3	1

(3) 認定状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	1	3	1	4	1	4	10	0	24

（Ⅲ 資料 食品衛生課関係 「1 輸出畜産物及び畜産加工品認定施設」 参照）

2 米国向け輸出水産食品認定施設に係る施設認定、査察及び指導に関する業務

(1) 業務内容

米国に輸出する水産食品を取り扱う施設は地方自治体又は地方厚生局の認定を受ける必要があります。

- ・認定
- ・認定施設の査察 [年1回]
- ・緊急立入 [不適切事例の発生時]
- ・報告書（地方自治体による監視結果）の受理 [6か月に1回]

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定	0	1	0
認定施設の査察	3	5	5
緊急立入	0	0	0
報告書の受理	2	2	2

(3) 認定状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	1	1	0	0	0	1	2	0	5

(Ⅲ 資料 食品衛生課関係 「2 対米輸出水産食品認定施設」 参照)

3 EU 向け輸出水産食品認定施設に係る施設認定、査察及び指導に関する業務

(1) 業務内容

EU (欧州連合) に輸出する水産食品を取り扱う施設は地方自治体又は地方厚生局の認定を受ける必要があります。

- ・認定
- ・認定施設の査察 [6 か月に 1 回以上]
- ・緊急立入 [不適切事例の発生時]
- ・厚生労働本省への報告 (地方自治体の監視結果、衛生証明書発行件数) [6 か月に 1 回]

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事前確認・認定	1	0	1
認定施設の査察	8	8	9
緊急立入	0	0	0
厚生労働本省への報告	2	2	2

(3) 認定状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	0	0	0	1	1	2	1	0	5

(Ⅲ 資料 食品衛生課関係 「3 対 EU 輸出水産食品認定施設」 参照)

4 中国向け輸出水産食品に係る施設認定、監視及び衛生証明書発行等に関する業務

(1) 業務内容

中国向け輸出水産食品については、取扱施設の認定と輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関 (地方自治体又は地方厚生局) が発行する衛生証明書の添付が求められています。

- ・認定 (新規、変更、取消)
- ・衛生証明書の発行
- ・認定施設の監視・指導
- ・厚生労働本省への報告 (衛生証明書発行件数等) [年に 1 回]

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定 (新規のみ)	0	1	1
衛生証明書発行	505	554	208
認定施設の監視・指導	38	3	3
厚生労働本省への報告	1	1	1

5 ブラジル向け輸出水産食品取扱施設に係る施設認定、監視及び衛生証明書発行等に関する業務

(1) 業務内容

ブラジル向け輸出水産食品については、取扱施設の認定及び輸出国政府等が発行する衛生証明書の添付が求められているため、地方厚生局はこれらの手続きを行っています。

- ・認定（新規、変更、取消）
- ・認定施設の監視・指導
- ・衛生証明書の発行
- ・厚生労働本省への報告（衛生証明書発行件数等） [年に1回]

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定	0	0	2
認定施設の監視・指導	4	4	4
衛生証明書発行	0	0	0
厚生労働本省への報告	1	1	1

(3) 認定状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	0	0	0	0	1	1	4	0	6

(Ⅲ 資料 [食品衛生課関係](#) 「4 対ブラジル輸出水産食品認定施設」 参照)

6 韓国向け輸出水産食品取扱施設に係る施設認定及び衛生証明書発行等に関する業務

(1) 業務内容

韓国向け輸出水産食品については、取扱施設の認定及び輸出国政府が発行する衛生証明書の添付が求められているため、地方厚生局はこれらの手続きを行っています。

- ・認定（新規、変更、取消）
- ・衛生証明書の発行
- ・厚生労働本省への報告（衛生証明書発行件数等） [年に1回]

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定	0	0	2
衛生証明書発行	29	31	20
厚生労働本省への報告	1	1	1

(3) 認定状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	10	0	0	1	1	0	1	0	13

(Ⅲ 資料 [食品衛生課関係](#) 「5 対韓国輸出水産食品認定施設」 参照)

7 登録検査機関の登録等に関する業務

(1) 業務内容

食品衛生法に基づく輸入食品に係る製品等の検査は、民間法人を含む公正で適確な検査能力を有する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で行うこととされています。

- ・登録（登録を希望する者からの事前相談、申請書の受理、審査、立入検査等を経て登録します。）
- ・登録の更新 [5年毎]
- ・業務規程の認可
- ・立入検査 [年1回以上]
- ・緊急立入 [不適切事例の発生時]

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録	0	0	0
登録の更新	1	1	10
業務規程の認可	3	4	2
立入検査	12	14	4
緊急立入	0	1	0

(3) 登録状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
機関数（事業所数）	6	1	1	0	1	1	1	2	13

（Ⅲ 資料 [食品衛生課関係](#) 「6 登録検査機関」参照）

8 HACCP等の普及推進に関する業務

(1) 業務内容

国内すべての食品関係事業者が HACCP による衛生管理に取り組むことが制度化され、また、輸出食肉、輸出水産食品等について、輸出相手国政府からも HACCP が求められている現状を踏まえ、オンライン研修会を開催したほか、地方自治体が主催する輸出相手国の衛生要件に係る研修会への講師派遣等に協力しました。

- ・HACCPに関する地方自治体職員向け研修会の開催
- ・HACCP等に関する人材育成（講師派遣等）

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会の開催	0	2	1
講師派遣等	3	6	4

9 食中毒に係る調整に関する業務

(1) 業務内容

大規模かつ広域的な食中毒の発生時には、所管している地方自治体間の協力に加えて、厚生労働本省が連絡調整を行い、必要に応じて、地方厚生局の職員を現地に

派遣するなどして被害拡大の防止を図ることとしています。

なお、地方厚生局は、令和元年度に設置された広域連携協議会（九州ブロック）の開催運営を行なっています。

- ・地方自治体からの食中毒発生速報の受理
- ・厚生労働本省からの指示による職員の派遣
- ・広域連携協議会（九州ブロック）の開催運営

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
速報の受理	76	120	108
職員派遣	0	0	0
協議会の開催運営	0	0	1

10 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制に関する業務

(1) 業務内容

健康の保持増進効果等に関し、著しく事実に相違する、又は著しく人を誤認させるような食品の広告等については、平成15年の健康増進法改正により、勧告等の措置がとられるようになりました。また、勧告・命令に関しては、消費者庁及び地方自治体がその権限を有しています。

- ・相談及び指導（地方自治体、事業者）
- ・消費者庁への報告（地方自治体からの四半期報告） [年4回]

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談、指導	1	1	1
消費者庁への報告	4	4	4

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた取組の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行っています。

1 組織体制の整備と意見交換等に関する業務

1-1 九州厚生局地域共生社会推進本部会議の開催

(1) 業務内容

県等に対する支援が必要な事項及び地域特性に応じた普及啓発方法等を検討しました。

(2) 業務実績

2回開催

1-2 九州厚生局地域共生社会推進会議等の開催

(1) 業務内容

地域包括ケアシステムの深化推進を含めた地域共生社会の実現に向けて実施する取組等について、地方自治体・医療等関係者・福祉等関係者及び大学教授など、多分野の多様な人材（以下、「多職種」という。）で構成された会議体で意見交換等を行い、更なる推進を図っています。

また、取組に関する個別案件については、多職種の関係者が参加する地域共生社会ワーキンググループにおいて意見交換や検討を行っています。

(2) 業務実績

① 九州厚生局地域共生社会推進会議における意見交換

地域包括ケアシステムの関係者及び地域共生社会の実現に向けた取組を行っている関係者の課題等に関する意見交換、並びに九州厚生局が行う業務に関する意見交換を行いました。

開催日	内容
令和5年12月22日 (オンライン)	厚生労働本省からの行政説明、各県及び九州厚生局からの取組報告、意見交換などを行った。

② 地域共生社会ワーキンググループの開催

九州厚生局管内における地域共生社会実現に向けた市町村等の取組の普及啓発及び実施状況の把握等を行うことを目的として次の事項について検討等を行いました。

ア 九州厚生局管内の地域共生社会の実現に向けた取組に係る九州厚生局長表

彰の選考等に関する事項

イ 地域共生社会の実現に向けて市町村等が実施する取組の把握等に関する事項

ウ その他、九州厚生局管内の地域共生社会の実現に向けた取組に関して必要な事項

開催日	内容
令和5年5月29日 (オンライン)	九州厚生局長表彰(地域共生社会推進賞)の見直し等について、意見交換を行いました。
令和5年11月2日 (オンライン)	厚生労働本省からの行政説明、九州厚生局長表彰に係る審査結果及び九州厚生局の取組に係る説明などを行いました。

2 人材育成と意識啓発に関する業務

(1) 業務内容

地域包括ケアシステムの深化推進を含めた地域共生社会の実現に向けて、地方自治体等に対する必要な支援等を検討するとともに、制度や事業の内容、優良事例等の普及啓発を図っています。

(2) 業務実績

① 各種セミナー及び研修会等の開催

県・市町村・社会福祉協議会等を対象にテーマ毎のセミナー及び研修会等を開催し、情報共有を図りました。

・地域共生セミナー(3回開催) 対象：県、市町村、社協、その他関係者

回数	開催日	内容等
第1回	令和5年7月28日 (オンライン) 後日 YouTube 限定配信	農業と福祉の連携 参加者：35名 再生回数：109回
第2回	令和5年12月8日 (オンライン) 後日 YouTube 限定配信	居住支援 参加者：43名 再生回数：64回
第3回	令和6年3月7日 (オンライン) 後日 YouTube 限定配信	移動支援 参加者：50名 再生回数：15回

・自治体職員新任担当者セミナー

令和5年度の業務実績はありませんでした

・生活支援コーディネーター交流会(1回開催)

開催日：令和5年9月29日(オンライン) 後日 YouTube 限定配信

内容等：生活支援コーディネーターが、日頃の取組状況や課題、その解決に向けた方策等について情報交換等を行いました。

参加者：205名、再生回数209回

② 「九州・沖縄地域共生社会推進フォーラム」の開催

地域包括ケアシステムの構築をはじめとする地域共生社会の実現に向けた取組が大きな課題となっている中で、九州厚生局管内の県・市町村、関係団体、他省庁等と連携した取組を更に推進し、市町村における取組を加速させるため九州・沖縄地域共生社会推進フォーラムを開催しました。

・開催日：令和6年1月30日（オンライン）

内容等：行政説明、基調講演、地域共生社会推進賞表彰及び受賞団体からの取組事例発表、シンポジウム

参加者：県10名、市町村62名、社協21名、その他30名、計123名
再生回数128回

*地域共生社会の実現に向けた取組（地域包括ケアシステムの取組を含む。）が先駆的又は他の模範となるものであり、また、今後も続けて努力していくと認められる市町村や団体を九州厚生局長表彰（地域共生社会推進賞）として、2年に1度、当フォーラムで表彰を行っています。

（参考）令和5年度の表彰関係

【市町村部門】（表彰数：3）

大賞・・・熊本県御船町

（地域づくり型の介護予防活動と健康格差対策の推進）

優秀賞・・・福岡県中間市

（認知症 なかまで備え 支え合うプロジェクト）

部門賞・・・佐賀県武雄市地域包括支援センター

（地域包括ケアシステム拠点整備事業及び地域包括ケアシステム拠点運営継続支援事業）

【団体部門】（表彰数：3）

大賞・・・小国町社会福祉協議会

（誰もが暮らしやすい街をつくりたい～サポートセンター悠愛の地域課題への取組～）

優秀賞・・・西原町社会福祉協議会

（コミュニティソーシャルワーク事業）

部門賞・・・大川内地区コミュニティ協議会

（あの手この手で住み続ける地域住民を応援する取組）

③ 地域包括ケアシステムの深化推進及び地域共生社会の実現のための普及・啓発

参加日	主催団体	会議・研修等
令和5年6月10日	宮崎県介護支援専門員協会	宮崎県介護支援専門員協会総会・研修会
令和5年7月21日 （オンライン）	大分県リハビリテーション専門職団体協議会	大分県地域ケア会議アドバイザー強化初任者研修会

令和5年8月30日 (オンライン)	福岡県	令和5年度地域包括ケア推進セミナー
令和5年10月26日	佐賀県地域包括・在宅介護支援センター協議会	令和5年度九州ブロック地域包括・在宅介護支援センター協議会セミナー
令和5年11月30日	熊本県	認知症希望大使フォーラム in 九州・沖縄
令和6年3月5日 (オンライン)	長崎県	令和5年度介護予防・自立支援推進事業介護予防担当者等研修会
令和6年3月21日	福岡県	福岡県居住支援協議会

3 地域共生社会の実現に向けた取組の実施状況の把握及び助言等に関する業務

(1) 業務内容

九州各県、市町村等が行う取組や地域支援事業の実施状況等を把握するとともに必要な助言や支援を行っています。

(2) 業務実績

① 県へのヒアリング

地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、現状を把握する必要があることから、県に対してヒアリングを実施し、市町村の地域包括ケアシステムの構築状況等を把握しました。

(介護保険事業支援計画に関するヒアリング)

- ・令和5年11月8日 宮崎県
- ・令和5年11月15日 福岡県
- ・令和5年11月16日 佐賀県
- ・令和5年11月17日 長崎県、熊本県
- ・令和5年11月20日 鹿児島県、沖縄県
- ・令和5年11月21日 大分県

② 県担当者会議の開催

地域包括ケアシステム構築のために、各県施策担当者等会議を開催し、市町村の取組の実施状況を把握するとともに、意見交換及び情報共有を行いました。

開催日	開催地	内容等
令和5年6月13日	オンライン	総合事業等施策担当者会議 8県18名
令和5年9月7日	オンライン	認知症施策担当者会議 8県16名、厚生労働本省1名
令和5年12月14日	オンライン	在宅医療・介護連携推進事業担当者会議 8県15名

令和5年2月20日	オンライン	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る管内担当者意見交換会 7県19名、後期広域連合:8県21名 国保連:8県23名
-----------	-------	--

③ 県主催の市町村担当者会議への参加

県が主催する市町村担当者会議等に参加し、事業の取組状況の把握と事例収集に努めました。

(県主催分)

参加日	主催	会議・研修名
令和5年8月30日 (オンライン)	福岡県	令和5年度地域包括ケア推進セミナー(再掲)
令和5年10月20日	大分県	居住支援に関する九州各県合同研修意見交換会
令和6年2月6日	宮崎県	令和5年度第2回 宮崎県生活支援コーディネーター交流研修会
令和6年3月5日 (オンライン)	長崎県	長崎県介護予防・自立支援推進事業介護予防担当者等研修会
令和6年3月22日 (オンライン)	長崎県	長崎県介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

④ 地域づくり加速化事業：総合事業等の充実のための市町村伴走支援

市町村が取り組んでいる介護予防・日常生活支援総合事業等について、県及びアドバイザーと連携し、各市町の実情に応じた伴走支援を行いました。

支援日	支援市町村	内容等
令和5年8月25日 令和5年10月25日 令和6年1月19日	熊本県 美里町	(1回目) ・現状と課題の共有 ・高齢者に対する課題をグループワークで整理 (2回目) ・地域ケア会議の目的についてアドバイザーから説明 ・介護予防把握事業についての事例検討を実施 (3回目) ・具体的対策について、グループワークを行い整理
令和5年9月11日 令和5年11月22日 令和6年1月22日	鹿児島県 南大隅町	(1回目) ・課題の共有と整理 (2回目) ・地区社協概要・事例紹介・ロードマップ案の作

		成 (3回目) ・ロードマップ案のグループワーク及び今後に向けた検討
--	--	--

⑤ 市町村等の視察

市町村の取組状況を視察し、取組事例サイトに掲載しました。

- ・佐賀県多久市、大分県佐伯市、長崎県長与町社会福祉法人ながよ光彩会

4 認知症施策に関する業務

(1) 業務内容

認知症施策推進大綱に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた取組の進捗状況を把握しています。

(2) 業務実績

① 地方自治体等が開催する行事への参加

認知症への理解を深めるための普及・啓発に係る各種行事（シンポジウム等）に参加しました。

- ・令和5年5月20日

公益財団法人認知症の人と家族の会後援会

（主催：公益財団法人認知症の人と家族の会後援会福岡県支部）

- ・令和5年11月30日

認知症希望大使フォーラム in 九州・沖縄

（主催：熊本県）

② 普及・啓発

- ・令和6年1月30日 「九州・沖縄地域共生社会推進フォーラム」を通じて、厚生労働省老健局認知症総合戦略企画官より「共生社会の実現に向けた認知症施策について」と題して行政説明を実施

③ 県担当者等の認知症施策担当者会議の開催（再掲）

- ・令和5年9月7日 認知症施策担当者会議（8県16名、厚生労働本省1名）

④ 認知症サポーターの養成

九州厚生局管内の地方支分部局等の職員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催しました。

- ・令和6年1月31日（4部局8名）

5 国の地方支分部局との連携に関する業務

(1) 業務内容

地域包括ケアシステムの深化推進及び地域共生社会の実現に向けた取組に当た

り、国の関係する省庁の地方支分部局と連携し、地方自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題等を把握のうえ、適切な情報発信等を行っています。

(2) 業務実績

- ・九州経済産業局との連携：九州経済産業局主催のガバメントビッチへの協力
- ・九州農政局との連携：第1回地域共生セミナー（令和5年7月28日）
- ・九州地方整備局、内閣府沖縄総合事務局との連携：第2回地域共生セミナー（令和5年12月8日）
- ・九州運輸局との連携：第3回地域共生セミナー（令和6年3月7日）

6 地域医療介護総合確保基金に関する業務

(1) 業務内容

地域医療介護総合確保基金に基づく事業の県における実施状況や課題等について、厚生労働本省と連携を図りながら、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査等により把握し、県に対する必要な助言及び支援を行っています。

(2) 業務実績（福岡県外7県） 交付決定額：14,680,832千円

*金額は令和5年度に決定した令和3年度の繰越分及び令和4年度分

- ・各県から提出された基金の事前協議書（所要額調査）を取りまとめ、厚生労働本省へ提出
- ・厚生労働本省で決定された基金の内示額を交付決定

7 地域支援事業交付金に関する業務

(1) 業務内容

地域支援事業交付金交付要綱に基づく交付に当たり、厚生労働本省と連携を図りながら、交付額の決定及び確定等の事務を行っています。

(2) 業務実績（福岡県外7県） 交付決定額：2,262,422千円

*金額は令和5年度に決定した令和4年度分

- ・介護保険の保険者（市町村、広域連合）から提出された交付申請書の取りまとめ及び内容審査
- ・介護保険の保険者（市町村、広域連合）から提出された実績報告書の取りまとめ及び内容審査
- ・交付金の交付決定通知書及び実績額確定通知書の発出
- ・保険者から提出された過年度の実績報告書の取りまとめ及び内容審査
- ・交付金の実績額再確定通知書の発出

8 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する業務

(1) 業務内容

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金について、厚生労働本省と連携を図りながら、交付に関する事務を行っています。

また、交付金に関する業務やヒアリング等を通じて、市町村における一体的実施の実施状況、実施に当たっての課題等を把握するとともに、県及び広域連合等に対する必要な助言及び支援を行っています。

(2) 業務実績 **交付決定額：1,287,677千円** *金額は令和5年度に決定した令和4年度分

- ・広域連合（県経由）から提出された申請書等を取りまとめ、内容を審査し、厚生労働本省へ提出（福岡県外7県）
- ・交付金申請内容等から好事例を収集し、ヒアリングを実施（竹田市、霧島市）

9 各種イベント及び会議等への参加

各地域で開催されているイベント及び会議等へ参加し、情報収集を行いました。

参 加 日	場 所	イベント・会議・研修等	主催団体
令和5年4月15日	オンライン	清川の地域づくり勉強会	清川町支え合いのまちづくり仕掛人会
令和5年4月26日 令和5年6月8日 令和6年2月14日	オンライン	アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム	医療経済研究機構
令和5年6月27日 令和5年8月8日	オンライン	効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール セミナー	日本総合研究所
令和5年9月25日	オンライン	保険者機能強化中央研修	厚生労働本省
令和5年11月17日 令和6年2月21日	オンライン	重層事業 人材養成研修	厚生労働本省
令和5年11月24日	大牟田市	居住支援協議会九州サミット in おおむた	大牟田市居住支援協議会
令和5年11月29日	福岡市	福岡市認知症フレンドリーセンター体験学習	福岡市
令和6年1月18日	オンライン	令和5年度農村RMO推進フォーラム	関東農政局
令和6年2月29日	東京都	認知症希望大使との意見交換会	厚生労働本省

保 險 年 金 課

保険年金課

保険年金課は、九州厚生局管内の健康保険組合、全国健康保険協会支部、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型に限る）及び厚生年金基金の指導監督等に関する業務を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 業務内容

健康保険組合は、健康保険法に基づく保険者であり、組合員である被保険者（主に大企業やそのグループ企業等の社員）の保険を管掌しています。

九州厚生局管内の健康保険組合に対する実地指導監査、規約変更等の認可、届出の受理等の業務を行っています。

(Ⅲ 資料 保険年金課関係 「1 健康保険組合一覧」参照)

(2) 業務実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康保険組合数(年度末現在)	管内	46	46	46
	全国	1,388	1,383	1,380
① 実地指導監査	総合監査	8	10	4
	経理監査	9	6	10
	計	17	16	14
② 規約変更等の認可		36	20	32
③ 届出の受理		222	228	173
④ 大臣への提出書類の経由		6	6	3
⑤ その他（公法人証明等）		201	204	193

2 全国健康保険協会支部に関する業務

(1) 業務内容

全国健康保険協会は、健康保険法に基づく保険者であり、健康保険組合の組合員でない被保険者（主として中小企業等の社員）の保険を管掌しています。

九州各県の全国健康保険協会支部に対する実地検査、全国健康保険協会支部が行う立入検査の認可等の業務を行っています。

(2) 業務実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国健康保険協会支部数	管内	8	8	8
	全国	47	47	47
① 実地検査		2	3	3
② 立入検査の認可		4	0	1
③ その他		6	5	3

3 確定給付企業年金に関する業務

(1) 業務内容

確定給付企業年金は、企業が従業員と給付の内容を約束し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができる確定給付型の企業年金であり、①企業等が厚生労働大臣の認可を受けて法人(企業年金基金)を設立する「基金型」、②労使合意の年金規約を企業等が作成し厚生労働大臣の承認を受けて実施する「規約型」があります。

九州厚生局管内の確定給付企業年金に対する書面監査、実地指導監査、規約変更等の認可・承認、届出の受理等の業務を行っています。

(Ⅲ 資料 保険年金課関係 「2 確定給付企業年金(基金型)一覧」参照)

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確定給付企業年金数 (基金型)(年度末現在)	36	35	34
確定給付企業年金数 (規約型)(年度末現在)	908	897	893
① 書面監査	100	99	99
② 実地指導監査	3	2	2
③ 規約変更等の認可・承認	267	195	172
④ 届出の受理	1,299	1,459	1,489
⑤ 大臣への提出書類の経由	65	38	31
⑥ その他(公法人証明等)	18	25	23

4 確定拠出年金(企業型に限る)に関する業務

(1) 業務内容

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額を基に給付額が決定される企業年金であり、①事業主が労使合意に基づいて実施(掛金を拠出)する「企業型」、②公的年金の加入者が国民年金基金連合会の委託を受けた運営管理機関(金融機関)に申込し加入者となって自らが掛金を拠出していく「個人型(iDeCo)」があります。

九州厚生局管内の確定拠出年金(企業型に限る)の規約変更等の承認、届出の受理のほか、令和4年度から「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況」(いわゆる投資教育)など事業主に課せられた義務の履行状況(運営状況)の確認等の業務を行っています。

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確定拠出年金数 (企業型)(年度末現在)	309	319	338
① 規約変更等の承認	132	124	121
② 届出の受理	116	156	185
③ 運営状況の確認	—	59	64
④ その他	296	18	0

5 厚生年金基金に関する業務

(1) 業務内容

厚生年金基金は、企業が従業員と給付の内容を約束し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができる確定給付型の企業年金の一つであり、国の年金給付のうち老齢厚生年金の一部を代行するとともに厚生年金基金独自の上乗せ（プラスアルファ）を行っています。平成26年4月からは新規の設立は認められず、既存の基金についても解散や他の企業年金への移行が進み、令和2年7月1日をもって現存する九州厚生局管内の厚生年金基金はなくなりました。

令和5年度は、九州厚生局管内の清算が終了していなかった1基金に係る決算報告書の承認申請に対する業務を行いました。

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
厚生年金基金数（年度末現在）	0	0	0
① 実地指導監査 （うち解散した基金に対するもの）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
② 規約変更等の認可・承認	4	2	1
③ 届出の受理	0	0	0
④ 大臣への提出書類の経由	0	0	0
⑤ その他（基金解散に伴う記録照会等）	193	9	0

(参考) 国民年金基金に関する業務

国民年金基金は、自営業者など国民年金の第1号被保険者が老後の所得保障の充実を図るために任意で加入する制度であり、①国民年金の第1号被保険者であれば住所地や業種は問わず加入できる「全国国民年金基金」、②基金ごとに定められた事業又は業務に従事する国民年金の第1号被保険者が加入できる「職能型国民年金基金」があります。

現在、所管する国民年金基金はありません（九州厚生局管内の国民年金基金は平成31年4月から「全国国民年金基金」の支部となっています）。

管 理 課

管理課

管理課は、九州厚生局管内における、医療保険事業の健全な運営の確保のため、保険医療機関等に対する指導等を行う指導部門の所掌事務に関する総合調整を行うとともに、特定医療法人及び公益法人等に対する税制上の優遇措置のための各種証明に関する業務、社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合等に対する指導等に関する業務を行っています。

1 指導部門の所掌事務に係る総合調整

(1) 業務内容

指導部門の所掌事務に係る各種会議を実施しています。

(2) 業務実績

- ① 指導部門幹部会議
原則として毎週木曜日に開催し、週間予定及び業務の進捗状況に関する情報の共有を行いました。
- ② 各県事務所長会議
令和5年度は4回開催しました。(令和5年4月・10月、令和6年1月・3月)
- ③ 各県事務所課長会議
令和5年度は2回開催しました。(令和5年6月、令和6年2月)
- ④ 各県事務所指導医療官会議
令和5年度は1回開催しました。(令和5年7月)

2 事務所が作成する業務の実施に関する計画の調整及び進捗管理等

(1) 業務内容

保険医療機関等及び保険医等の指導監査業務を所掌する九州厚生局管内各県事務所(指導監査課を含む。)が作成する指導監査業務計画について、調整及び進捗管理を行っています。

(2) 業務実績

月次の業務報告等をもとに、指導監査課及び各県事務所における業務の進捗管理を行いました。(Ⅲ 資料 管理課関係 「1 令和5年度 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者等の指導等の状況」参照)

3 特定医療法人に係る証明に関する業務

(1) 業務内容

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明に係る業務を行っています。
なお、当該証明を受けた医療法人等は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署を経由して国税庁に提出し、特定医療法人として承認された場合は、法人税において19%(通常は23.2%)の軽減税率が適用されます。

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
証明件数	60	58	56

4 公益法人等が行う医療保健業の証明に関する業務

(1) 業務内容

公益法人等が行う医療保健業のうち、厚生労働大臣の証明が必要となる一定の基準（法人税法施行規則第5条第6号、第6条第4号並びに第6条第4号及び第7号）について、審査及び証明業務を行っています。

(2) 業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
証明件数	26	25	25

5 社会保険診療報酬支払基金支部に対する指導・監督

(1) 業務内容

社会保険診療報酬支払基金法第28条第1項に基づく社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）の实地監査については、同法第30条及び同法施行規則第15条の規定により行っていますが、令和4年10月に支払基金支部から社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局（以下「審査委員会事務局」という。）に組織変更されたことから同月以降は審査委員会事務局に対する实地監査になりました。

定期的実施する監査については「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月14日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものにすべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、それと同程度の少なくとも3年に1回実施しています。

(2) 業務実績

令和3年度は3ヶ所（大分、宮崎、鹿児島）の支部に实地監査を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため全て中止となりました。令和4年度は前年度実施できなかった3ヶ所（大分、宮崎、鹿児島）の審査委員会事務局に实地監査を実施しました。令和5年度は3ヶ所（佐賀、長崎、沖縄）の審査委員会事務局に实地監査を実施しました。

（主な指導事項等）

区 分	主な指導・監督の着目点等
全般的な事項	概況及び現状の課題、災害時・緊急時の対応、情報保護管理体制
財務に関する事項	経理事務処理体制、現金出納事務の状況
審査業務に関する事項	適正な審査のための取組状況、適正な請求・支払のための取組状況
審査委員会関係	審査委員会の運営状況等、面接懇談の状況

6 国民健康保険の保険者等に対する助言・指導

(1) 業務内容

各都道府県、各市町村、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に対して、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保険事業の推進に努めるよう、助言・指導を行っています。

(2) 業務実績

九州厚生局管内 8 県の県庁国民健康保険主管課、市町村、国保連合会又は国保組合を対象として、助言・指導を実施しました。

対象市町村の選定に当たっては、財政状況、保険料（税）の収納状況、医療費適正化対策の実施状況等で、特に助言・指導が必要と思われる市町村を選定しました。

	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	市町村	国保組合	国保連合会	市町村	国保組合	国保連合会	市町村	国保組合	国保連合会
福岡	大牟田市	—	国保連合会	直方市	—	—	志免町	—	国保連合会
佐賀	佐賀市	—	国保連合会	大町町	—	—	唐津市	—	国保連合会
長崎	佐世保市	—	国保連合会	大村市	—	—	島原市	—	国保連合会
熊本	玉名市	—	—	水俣市	—	国保連合会	宇城市	—	—
大分	日田市	—	—	大分市	—	国保連合会	別府市	—	—
宮崎	門川町	—	国保連合会	綾町	—	—	串間市	—	国保連合会
鹿児島	南さつま市	—	—	いちき串木野市	—	国保連合会	曾於市	—	—
沖縄	—	—	—	沖縄市	—	国保連合会	豊見城市	—	—

(主な助言・指導事項等)

区分	主な助言・指導の着目点等
都道府県	保険料（税）収入の確保、医療費適正化対策の事業実績向上及び保健事業の推進に係る市町村保険者、国保組合及び国保連合会に対する指導監督の実施状況
市町村	財政の健全化、収納対策の充実強化、医療費適正化対策の事業実績向上、保健事業の円滑確実な実施及び適正な予算編成に向けた取組状況
国保連合会	事業運営全般について現状の把握・確認、審査支払業務の充実強化及び保険者支援事業の充実に向けた取組状況

7 後期高齢者医療広域連合等に対する助言・指導

(1) 業務内容

「後期高齢者医療制度の業務指導要領について」（平成 21 年 12 月 28 日付保高発 1228 第 2 号）に基づき、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合、市町村及び国保連合会における後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言・指導を行っています。

(2) 業務実績

九州厚生局管内 8 県の県庁後期高齢者医療主管課、広域連合、国保助言・指導の対象市町村及び国保連合会に対し助言・指導を実施しました。

(主な助言・指導事項等)

区 分	主な助言・指導の着目点等
事業運営 関係	<ul style="list-style-type: none">・ 規約、条例、諸規定等の整備状況・ 事業運営に関する懸案事項の整理状況・ 国庫補助金に係る事務処理状況
適用関係	<ul style="list-style-type: none">・ 事務処理の法令遵守の状況・ 市町村との役割分担の状況
収納関係	<ul style="list-style-type: none">・ 事務処理の法令遵守の状況・ 市町村との役割分担の状況
医療費 適正化関係	<ul style="list-style-type: none">・ 医療費の動向分析・ 医療費通知の発出状況・ ジェネリック医薬品の利用促進事業の実施状況・ レセプト点検の実施状況・ 保健事業の実施状況

医 療 課

医療課

医療課は、特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査に関する業務や保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等に対する特殊な事案や大規模な指導・監督等に関する業務を管轄事務所等と共同で行っています。

1 立入検査に関する業務

(1) 業務内容

① 立入検査

特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査は、医療法第25条第3項の規定に基づき、厚生労働本省から示される「特定機能病院の立入検査業務実施要領」及び「臨床研究中核病院の立入検査業務実施要領」をはじめ、同法及び関係法令に基づき当該病院の管理・運営、人員配置、構造設備等について、年1回検査を実施しています。

検査対象施設は、九州厚生局管内にある、次の特定機能病院11施設及び臨床研究中核病院2施設となっています。

	病 院 名	所 在 地
福岡県	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
	九州大学病院 (兼：臨床研究中核病院)	福岡県福岡市東区馬出3丁目1-1
	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7-45-1
	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
長崎県	長崎大学病院 (兼：臨床研究中核病院)	長崎県長崎市坂本1-7-1
熊本県	熊本大学病院	熊本県熊本市中央区本荘1-1-1
大分県	大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘1-1
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎市清武町木原5200
鹿児島県	鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8-35-1
沖縄県	琉球大学病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207

② 立入検査項目

ア 特定機能病院に係る主な検査項目は、次のとおりです。

- ・ 医療に係る安全管理のための体制
- ・ 医療事故の防止対策及び対応のための体制
- ・ 院内感染の防止対策のための体制
- ・ 医薬品・医療機器等の安全管理のための体制
- ・ 血液製剤・輸血の管理体制
- ・ 職員健康診断
- ・ 構造設備の概要
- ・ 特定機能病院としての要件事項 等

イ 臨床研究中核病院に係る主な検査項目は、次のとおりです。

- ・ 特定臨床研究を適正に実施するための体制
- ・ 特定臨床研究を支援する体制
- ・ 特定臨床研究に係る安全管理体制

- ・ 特定臨床研究を実施するに当たり統計的な解析等に用いるデータの管理を行う体制
- ・ 特定臨床研究に係る金銭その他の利益の收受及びその管理の方法に関する審査体制
- ・ 認定臨床研究審査委員会における特定臨床研究の審査体制
- ・ 臨床研究中核病院としての要件事項 等

(2) 業務実績

① 特定機能病院

令和5年度は、厚生労働本省の事務連絡に基づき、11 特定機能病院全てに対し実地による立入検査を行いました。

② 臨床研究中核病院

令和5年度は、厚生労働本省の事務連絡に基づき、2 臨床研究中核病院に対し実地による立入検査を実施しました。

2 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督等に係る業務

(1) 業務内容

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局については療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師については診療又は調剤に関して、指導及び監督（以下「指導等」という。）を行っています。

また、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対する療養費の受領委任の取扱いに関する指導等並びに指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対する指定訪問看護に関する指導等も行っています。

さらに、施設基準の届出を行っている保険医療機関に対して、届出受理後の調査（適時調査）を行っています。

これら保険医療機関等及び保険医等にかかる指導・監督等の業務は、直接的には指導監査課及び各県事務所が担当していますが、特殊な事案や大規模な指導等業務については、管轄事務所等において単独で実施することが困難であることから、医療課と共同して業務を実施しています。

具体的には、厚生労働本省及び各県と共同で実施する特定共同指導や特定機能病院などの大規模な病院に対する指導等が該当します。

(2) 業務実績

特定共同指導及び共同指導の実施件数 17件

令和5年度は、令和4年度に特定共同指導等を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症への保険医療機関等の対応体制等を考慮し、令和5年度へ延期していた6件を含む17件について指導を実施しました。

調 査 課

調査課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理や管理課、医療課、指導監査課及び各県事務所の所掌事務に関する訴訟に係る事務の調整を行っています。

1 医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理に関する業務

(1) 業務内容

- ① 保険医療機関等情報の九州厚生局ホームページへの掲載
健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局や指定訪問看護事業者の指定に係る情報の九州厚生局ホームページへの掲載を行っています。
また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する保険医又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報の九州厚生局ホームページへの掲載を行っています。
- ② 保険医療機関等情報の開示請求への対応
行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、管理課、医療課、指導監査課及び各県事務所の所管業務に関する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

(2) 業務実績

① 医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理に関する業務

ア 保険医療機関等の指定等

	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等	指 定	廃止等	指 定	廃止等
件 数	380	458	256	351	339	334

イ 指定訪問看護事業者の指定等

	指 定	廃止等
件 数	370	82

ウ 保険医等の登録等

	新規登録	抹消・死亡・取 消	異 動	
			転 入	転 出
医 師	1,026	127	1,070	990
歯科医師	253	58	99	139
薬剤師	750	19	380	337

(Ⅲ 資料 調査課関係 「1 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の指定等の状況」及び「2 保険医・保険薬剤師の登録の状況」参照)

② 保険医療機関等情報の開示請求への対応

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数※	43	50	48

※ 開示請求書の受付件数

2 訴訟に係る事務の調整に関する業務

(1) 業務内容

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、九州厚生局長が行った処分の取消しの訴えについて、国を被告とする訴訟に係る事務の調整を行っています。

(2) 業務実績

訴訟対応件数：1件

指導監査課及び各県事務所

指導監査課及び各県事務所

指導監査課及び各県事務所は、医療保険事業の健全な運営のため、保険医療機関等からの各種届出の受付・処理や保険医療機関等への指導監査を行っています。

また、九州地方社会保険医療協議会部会の運営を行い、保険医療機関等の指定業務を行っています。

「指導監査課」は福岡県を管轄し、また、「各県事務所」は佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各県に設置され、それぞれの県を管轄しています。

1 保険医療機関等及び保険医等に対する指導等に関する業務

(1) 業務内容

九州厚生局管内 8 県において、指導監査課及び各県事務所は関係法令等に基づき、次の業務を行っています。

- ・ 保険医療機関等及び保険医等を対象に、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等について周知徹底することを目的とした指導等
- ・ 指定訪問看護事業者及び看護師等を対象に、指定訪問看護等の取扱い、訪問看護療養費等の請求等について周知徹底することを目的とした指導等
- ・ 保険医療機関等から届出があった施設基準の届出・報告に関し、届出の受理及び施設基準等について周知徹底及び適正化を図ることを目的とした調査等

(2) 業務実績

Ⅲ 資料 **管理課関係** 「1 令和 5 年度 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者等の指導等の状況」参照。

2 九州地方社会保険医療協議会各県部会の運営に関する業務

(1) 業務内容

九州地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定を審議する九州地方社会保険医療協議会各県部会の庶務を行っています。

(2) 業務実績

九州地方社会保険医療協議会各県部会の開催状況・・・12回（月1回）

3 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録に関する業務

(1) 業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行っています。また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医及び保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録を行っています。

(2) 業務実績

- ① 保険医療機関等及び指定訪問看護事業者の新規指定等

Ⅲ 資料 **調査課関係** 「1 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の指定等の状況」参照。

- ② 保険医等の登録等

Ⅲ 資料 **調査課関係** 「2 保険医・保険薬剤師の登録等の状況」参照。

4 柔道整復師等の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等に関する業務

(1) 業務内容

- ① 柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出について、審査・受理等を行っています。また、通知等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的とした指導、さらには、受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が行われているか確認することを目的とした監査を行っています。
- ② また、上記①と同様に、平成31年1月から、あはき師からの届出について審査・受理等を行い、令和2年度から指導監査を行っています。
(注) あはき師：あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師

(2) 業務実績

- ① 受領委任契約等の状況
Ⅲ 資料 管理課関係 「2 令和5年度 柔道整復師等の施術に係る受領委任契約の状況」参照。
- ② 柔道整復師等の指導監査の状況
Ⅲ 資料 管理課関係 「1 令和5年度 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者等の指導等の状況」参照。

麻 薬 取 締 部

麻薬取締部

麻薬取締部（沖縄麻薬取締支所を含む）は、薬物乱用のない健全な社会生活を実現するため、薬物事犯の取締りや証拠品の鑑定に関する業務を中心として、正規流通麻薬等の監督・指導、薬物乱用防止啓発活動及び薬物依存者に対する再乱用防止支援・薬物中毒者対策に関する幅広い分野での活動を展開しています。

1 薬物事犯の取締りに関する業務

(1) 業務概要

① 不正事犯の取締り

我が国における令和5年の薬物事犯による検挙者数は合計13,000人を超え、前年同様に覚醒剤事犯と大麻事犯が高水準で推移し依然として深刻な状況にあります。特に大麻事犯検挙者数は9年連続増加傾向にあり、令和5年の検挙者数は過去最多となりました。また、大麻事犯検挙者のうち20歳代以下の若年層の割合が70%近くまで達していることから、若年層による大麻乱用の拡大が懸念されています。

九州厚生局管内は以前から暴力団の活動が活発な地域であり、暴力団が薬物事犯に深く関与しています。

② 危険ドラッグ対策

令和5年は、いわゆる「大麻グミ」等危険ドラッグの摂取を起因とする健康被害が多発したため、全国の危険ドラッグ販売店舗等に行政権限に基づく立入検査を実施し、大麻グミ等の対象商品に対して検査命令及び販売等停止命令を発令しました。

また、検査の結果、危険ドラッグに指定薬物が含有されていることが判明した場合は捜査に移行し、危険ドラッグ等の流通阻止に徹底して取り組みました。

③ 各取締機関との連携

麻薬取締部では、毎年薬物犯罪の取締りに関する情報交換や裁判例の分析、捜査上の留意点等の検討を行うため、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁及び海上保安庁並びに九州厚生局管内の地方検察庁、警察本部、税関、海上保安本部、自衛隊及び県庁薬務主管課等の薬物取締関係機関が一堂に会する「九州・沖縄地区麻薬取締協議会」を主催しています。

(2) 業務実績

① 不正事犯の検挙件数、検挙人員（九州厚生局管内）

	検挙件数	検挙人員
覚醒剤取締法違反	43件	44名
麻薬及び向精神薬取締法違反	18件	16名
大麻取締法違反	54件	62名
麻薬特例法違反 *1	14件	15名
医薬品医療機器等法(危険ドラッグ)違反*2	3件	6名
あへん法違反	0件	0名
計	132件	143名

*1 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

*2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(主な押収物)

覚醒剤 (粉末)	約 6 kg	大麻草	252 株
乾燥大麻	約 45 kg	大麻濃縮物	約 200 kg

② 危険ドラッグ対策

立入検査 38 件 (管内の各県薬務主管課及び警察本部と連携)

対象商品の検査命令及び販売等停止命令 各 23 件

③ 九州地区麻薬取締協議会の主催

令和 6 年度は長崎市において、九州・沖縄管内の薬物取締関係機関 45 機関の出席を得て、「九州・沖縄地区麻薬取締協議会」を対面で開催し、薬物犯罪の取締り状況、裁判例の分析及び捜査上の留意点等について協議しました。

2 鑑定に関する業務

(1) 業務概要

薬物犯罪捜査では当該犯罪を立証するため、最新の分析機器を駆使し押収した証拠品の鑑定を実施しています。

(2) 業務実績

鑑定受理件数	658 件
検体数	2,702 検体

3 正規流通麻薬等の監督・指導に関する業務

(1) 業務概要

① 許認可・国庫帰属

麻薬や向精神薬等は医療上極めて有用な医薬品である反面、ひとたび乱用された場合、乱用者自身の精神及び身体への障害をもたらすほか、薬物入手のための各種犯罪の発生など社会全体に対して危害をもたらすおそれがあります。

正規流通麻薬等の使用及び流通を正当な目的 (医療又は学術研究) に限定したうえで、その取扱いを免許、許可、届出制とすることで国民の健康被害を未然に防止しています。また、犯罪に供された不正薬物やその他陳旧麻薬等国庫に帰属した麻薬等について適切に処理しています。

② 立入検査

病院、薬局、研究所、製薬会社等の麻薬や向精神薬等を取り扱う施設に対して立入検査を実施し、行政指導を行っています。

(2) 業務実績

① 許認可・国庫帰属

許認可件数 273 件
国庫帰属麻薬等引継件数 5,681 件

② 立入検査

立入検査件数 513 件

4 薬物乱用防止啓発活動に関する業務

(1) 業務概要

薬物乱用防止教室などへの講師派遣

薬物乱用を阻止するためには、新たな乱用者を作らない社会環境を醸成する必要があり、そのために麻薬取締官を学校、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として派遣しています。

(2) 業務実績

令和5年度は、小学校（6回 608名）、高等学校（1回 701名）、専門学校等（7回 627名）、教育関係者（1回 120名）、その他一般の団体等（24回 2,660名）の計39回派遣し、合計4,716名に対して薬物乱用防止に関する講演を実施しました。

5 薬物依存者に対する再乱用防止支援・薬物中毒者対策に関する業務

(1) 業務概要

① 再乱用防止対策事業

麻薬取締部では薬物犯罪専門の取締機関としての特徴を生かし、平成23年8月から薬物乱用経験者やその家族を対象とした再乱用防止対策事業を行っています。

令和元年8月からは、公認心理師や精神保健福祉士などの資格を有した専門の職員である再乱用防止支援員を配置し、薬物乱用経験者に対するカウンセリングや認知行動療法をベースとした再乱用防止プログラムの実施によって、再乱用防止と社会復帰を支援しています。また、家族支援としてカウンセリングや薬物乱用経験者との関わり方の助言等を行っています。

② 相談電話

麻薬取締部では、下記相談電話を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に応じています。

ア （九州地区）麻薬・覚醒剤相談電話 092-431-0999

（沖縄支所）麻薬・覚醒剤相談電話 098-854-0999

イ （九州地区）再乱用防止支援専用相談電話 092-472-2342

③ 関係機関との連携

毎年、九州厚生局管内の県庁薬務主管課、依存症治療専門機関、精神保健福祉センター、保健所、保護観察所、刑務所等の関係機関職員との連携、情報交換及び支援の充実を図るため、「九州・沖縄地区薬物中毒対策連絡会議」を主催しています。

④ 再乱用防止対策講習会

平成19年から全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、地域の薬物相談を担う保健所や精神保健福祉センター職員等のほか、一般国民にも公開して実施する「再乱用防止対策講習会」を毎年開催しています。

本講習会では、薬物依存症治療の専門医、地域の薬物依存症者支援に取り組む家族会からの講演を行うなど、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図っています。

(2) 業務実績

- ① 再乱用防止対策事業に関し、令和 5 年度は対象者 49 名及び家族 2 組を支援しました。
- ② ア)「麻薬・覚醒剤相談電話」には、令和 5 年度は合計 106 件の相談を受理しました。
- ③ 令和 5 年度は 10 月に福岡市内において、関係機関職員等 59 名の出席を得て「九州・沖縄地区薬物中毒対策連絡会議」を対面で開催し、麻薬取締部における再乱用防止対策事業に関する情報を発信するとともに、関係機関職員等との連携強化を図りました。
- ④ 令和 5 年度は 10 月に福岡市内において、関係機関職員及び一般市民約 50 名の出席を得て「再乱用防止対策講習会」を対面で開催し、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図るとともに、再乱用防止対策に関する啓発・指導を実施しました。

III 資 料

総務課関係

移管国有財産と売却状況

口 座 名	所在県名	数量(土地・建物(建)／(延)㎡)	売却年度
1 福岡県社会保険中間宿舎	福岡県	土地:684.98・建物:262.08／421.08	平成23年度
2 福岡県社会保険小倉宿舎	福岡県	土地:391.42	
3 健康保険直方中央病院	福岡県	土地:703.64	平成28年度(一部) 令和4年度(一部)
4 健康保険直方中央病院宿舎	福岡県	土地:394.28	
5 健康保険直方中央病院長宿舎	福岡県	土地:368.51	
6 若松船員保険保養所	福岡県	土地:1,669.58	平成25年度
7 福岡県社会保険老司宿舎	福岡県	土地:210.52	平成25年度
8 津屋崎宿舎	福岡県	土地:495.21・建物:195.02／390.04	
9 事務局長宿舎	佐賀県	土地:202.60・建物:44.71／67.89	平成22年度
10 佐賀社会保険事務所一般公務員宿舎	佐賀県	土地:272.90	平成27年度
11 唐津社会保険事務所一般公務員宿舎	佐賀県	土地:223.37	令和元年度
12 事務局次長宿舎	佐賀県	土地:185.86・建物:62.93／62.93	平成24年度
13 佐賀宿舎	佐賀県	土地:476.83・建物:189.54／362.34(宿舎、物置)	令和2年度
14 社会保険大和宿舎	長崎県	土地:378.24・建物:62.22／124.44×2棟	平成26年度
15 社会保険片淵宿舎	長崎県	土地:184.03・建物:49.98／99.36	平成24年度
16 社会保険伊良林公務員宿舎	長崎県	土地:192.11	令和元年度
17 昭和31年度国家公務員宿舎	長崎県	土地:136.28	平成24年度
18 小ヶ倉宿舎	長崎県	土地:362.59・建物:129.92／389.76	
19 諫早宿舎	長崎県	土地:1,167.75・建物:280.16／1120.64	
20 公務員宿舎大矢崎宿舎	熊本県	土地:451.23・建物:199.88／393.78(宿舎、車庫)	平成23年度
21 公務員宿舎出水宿舎	熊本県	土地:362.38・建物:186.70／360.96	平成25年度
22 公務員宿舎薄場宿舎	熊本県	土地:301.43・建物:42.88／85.76×2棟	平成25年度
23 公務員宿舎植柳宿舎	熊本県	土地:258.81	平成24年度
24 社会保険職員佐伯野岡宿舎	大分県	土地:337.02・建物:99.37／198.74	平成23年度
25 社会保険職員日田田島宿舎	大分県	土地:418.99・建物:134.51／259.48	平成28年度
26 日田社会保険事務所北豆田職員宿舎1号	大分県	土地:281.28	平成25年度
27 日南船員保険保養所サンヒル日南	宮崎県	土地:2,878.23	平成22年度
28 鹿児島県鹿屋市宿舎	鹿児島県	土地:199.68・建物:49.58／49.58	平成22年度
29 鹿屋市寿町一般宿舎	鹿児島県	土地:193.79・建物:43.05／43.05	平成22年度
30 名瀬市朝仁白間宿舎	鹿児島県	土地:325.06・建物:156.52／276.20(宿舎、自転車置場)	平成23年度
31 指宿船員保険保養所	鹿児島県	土地:1,378.28・建物:554.76／1,538.70(研修棟、宿泊棟、雑屋2棟)	平成23年度
32 名護社会保険事務所職員宿舎	沖縄県	土地:372.57・建物:126.54／126.54	平成25年度
33 平良社会保険事務所職員宿舎	沖縄県	土地:336.68・建物:118.10／118.10	平成23年度
34 石垣社会保険事務所職員宿舎	沖縄県	土地:236.35・建物:64.80／64.80	平成23年度
35 旧名護社会保険事務所	沖縄県	土地:197.16	平成27年度

(注)売却年度欄は、一般競争入札により契約を締結した場合には、落札の日が属する年度を記載している。

年金指導課關係

九州厚生局管内に所在する日本年金機構

日本年金機構本部

大牟田年金事務所	福岡県 (11年金事務所)
久留米年金事務所	
小倉北年金事務所	
小倉南年金事務所	
中福岡年金事務所	
西福岡年金事務所	
直方年金事務所	
博多年金事務所	
東福岡年金事務所	
南福岡年金事務所	
八幡年金事務所	
唐津年金事務所	佐賀県 (3年金事務所)
佐賀年金事務所	
武雄年金事務所	
諫早年金事務所	長崎県 (4年金事務所)
佐世保年金事務所	
長崎北年金事務所	
長崎南年金事務所	
熊本西年金事務所	熊本県 (5年金事務所)
熊本東年金事務所	
玉名年金事務所	
本渡年金事務所	
八代年金事務所	
大分年金事務所	大分県 (4年金事務所)
佐伯年金事務所	
日田年金事務所	
別府年金事務所	
高鍋年金事務所	宮崎県 (4年金事務所)
延岡年金事務所	
都城年金事務所	
宮崎年金事務所	
奄美大島年金事務所	鹿児島県 (6年金事務所)
鹿児島北年金事務所	
鹿児島南年金事務所	
加治木年金事務所	
鹿屋年金事務所	
川内年金事務所	
石垣年金事務所	沖縄県 (6年金事務所)
浦添年金事務所	
コザ年金事務所	
名護年金事務所	
那覇年金事務所	
平良年金事務所	

※43年金事務所

福岡広域事務センター

年金調整課関係

学生納付特例事務法人指定校一覧表

(九州厚生局管内)

令和6年3月31日現在

都道府県	指定年月日	法人・教育施設の名称	所在地	学校名
福岡県	H20.4.9	学校法人創心会 (法人番号 9290805000463)	北九州市	西日本看護専門学校
	H23.4.7	学校法人国際審美学園 (法人番号 7290005003467)	福岡市	国際エステティック専門学校
	H23.4.14	学校法人原学園 (法人番号 7290005001289)	福岡市	原看護専門学校
	H23.5.10	学校法人伊東文化学園 (法人番号 4290005001283)	福岡市	福岡調理師専門学校
	H23.7.12	学校法人戸早学園 (法人番号 1290805006427)	苅田町	北九州保育福祉専門学校
			苅田町	北九州リハビリテーション学院
			北九州市	専門学校北九州看護大学校
	H24.9.21	学校法人藤川学園 (法人番号 3290005003157)	福岡市	公務員ビジネス専門学校
	H24.9.27	学校法人高山学園 (法人番号 1290005001245)	福岡市	専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス
	H24.12.7	学校法人高木学園 (法人番号 7290005003797)	大川市	大川看護福祉専門学校
			柳川市	専門学校柳川リハビリテーション学院
	H25.4.9	学校法人実教学園 (法人番号 2290005001979)	福岡市	F・C 洲上医療福祉専門学校
	H25.4.9	学校法人九州電気専門学校 (法人番号 8290005001957)	福岡市	九州電気専門学校
	H27.10.30	学校法人中村専修学園 (法人番号 9290005001262)	福岡市	中村国際ホテル専門学校
			福岡市	中村調理製菓専門学校
	H27.11.26	学校法人福岡学園 (法人番号 2290005001277)	福岡市	福岡歯科大学
	H27.12.16	学校法人巨樹の会 (法人番号 3290005001292)	福岡市	福岡看護専門学校
			福岡市	福岡和白リハビリテーション学院
			北九州市	小倉リハビリテーション学院
			水巻町	福岡水巻看護助産学校
			武雄市 (佐賀県)	武雄看護リハビリテーション学校
			下関市 (山口県)	下関看護リハビリテーション学校 (※1)
			八千代市 (千葉県)	八千代リハビリテーション学院 (※2)
	福岡市	令和健康科学大学		
	H28.3.10	学校法人福岡成蹊学園 (法人番号 5290005001274)	福岡市	福岡外語専門学校
	H28.4.1	一般社団法人八女筑後医師会 (法人番号 3290005008651)	八女市	八女筑後看護専門学校
	H28.12.7	一般社団法人福岡県歯科医師会 (法人番号 4290005001028)	福岡市	福岡歯科衛生専門学校
H30.3.1	学校法人双葉学園 (法人番号 7290005001272)	福岡市	福岡デザイン専門学校	

学生納付特例事務法人指定校一覧表

(九州厚生局管内)

令和6年3月31日現在

都道府県	指定年月日	法人・教育施設の名称	所在地	学校名
福岡県	H30.3.1	一般社団法人大牟田医師会 (法人番号 2290005012324)	大牟田市	大牟田医師会看護専門学校
	R1.11.20	一般社団法人遠賀中間医師会 (法人番号 9290805004786)	水巻町	遠賀中央看護助産学校
	R2.3.3	一般社団法人福岡県私設病院協会 (法人番号 5290005001035)	福岡市	福岡県私設病院協会看護学校
	R3.12.16	学校法人 宮田学園 (法人番号 3290005013791)	福岡市	専門学校国際貢献専門大学校
			福岡市	西日本国際教育学院
	R4.1.28	学校法人 嶋田学園 (法人番号 2290005008074)	飯塚市	福岡国土建設専門学校
	R4.12.26	学校法人 愛和学園 (法人番号6290805000441)	福岡市	国際アニメーション専門学校
			福岡市	愛和システムエンジニア専門学校
			福岡市	グローバルクリエイター専門学校
			福岡市	愛和外語学院
北九州市			九州ビジネス専門学校	
佐賀県	H27.1.27	一般社団法人伊万里・有田地区医師会 (法人番号 2300005006027)	伊万里市	伊万里看護学校
	H27.4.1	学校法人前田文化学園 (法人番号 1300005006408)	佐賀市	エッジ国際美容専門学校
	H27.11.10	学校法人緑生館 (法人番号 3300005006001)	鳥栖市	医療福祉専門学校緑生館
	R3.10.18	地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館 (法人番号 4300005005860)	佐賀市	佐賀県医療センター好生館看護学院
長崎県	H27.3.11	学校法人鎮西学院 (法人番号 6310005004430)	諫早市	鎮西学院大学
	H30.2.2	学校法人長崎県美容学園 (法人番号 4310005001074)	長崎市	長崎県美容専門学校
	R3.12.6	学校法人九州文化学園 (法人番号 2310005002487)	佐世保市	長崎短期大学
熊本県	H20.5.15	エム・オービー・ヘアメイク協同組合 (法人番号 1330005001901)	熊本市	専修学校モア・ヘアメイクカレッジ
	H20.7.1	医療法人弘仁会 (法人番号 5330005001880)	熊本市	熊本総合医療リハビリテーション学院
	H23.10.17	学校法人出田文化学園 (法人番号 2330005001388)	熊本市	ヒロ・デザイン専門学校
	H23.11.16	学校法人未来創造学園 (法人番号 2330005006668)	熊本市	熊本電子ビジネス専門学校
			熊本市	熊本デザイン専門学校
	H23.11.28	学校法人清水学園 (法人番号 7330005001417)	熊本市	西日本教育医療専門学校
	H26.6.16	学校法人九州測量専門学校 (法人番号 3330005001412)	熊本市	九州測量専門学校
	H26.10.20	熊本県立技術短期大学校	菊陽町	
	H26.10.27	熊本県立高等技術専門学校	熊本市	
	H27.11.10	学校法人赤山学園 (法人番号 7330005007562)	人吉市	九州技術教育専門学校人吉校
熊本市			九州技術教育専門学校熊本校	
H27.11.26	上天草看護専門学校	上天草市		

学生納付特例事務法人指定校一覧表

(九州厚生局管内)

令和6年3月31日現在

都道府県	指定年月日	法人・教育施設の名称	所在地	学校名
熊本県	H28.10.27	学校法人熊本YMCA学園 (法人番号 8330005001408)	熊本市	熊本YMCA学院
	H30.3.16	学校法人八商学園 (法人番号 8330005006002)	八代市	中九州短期大学
	R1.11.20	学校法人立志学園 (法人番号 2330005002246)	熊本市	九州中央リハビリテーション学院
	R2.3.2	天草市立本渡看護専門学校	天草市	
	R2.3.3	一般社団法人天草郡市医師会 (法人番号 9330005006827)	天草市	天草郡市医師会附属天草准看護高等専修学校
	R2.4.8	学校法人湖東学園 (法人番号 6330005001392)	熊本市	専門学校湖東カレッジ
			熊本市	専門学校湖東カレッジ唐人町校
	R3.10.12	学校法人 昭徳学園 (法人番号 2330005009316)	熊本市	九州動物学院
	R3.10.12	熊本市立総合ビジネス専門学校	熊本市	
R5.12.22	学校法人 九州総合学院 (法人番号 1330005008384)	熊本市	鹿児島情報ビジネス公務員専門学校	
大分県	H23.9.30	職業訓練法人大分県理容美容訓練協会 (法人番号 4320005001107)	大分市	アンビシャス国際美容学校
	H27.3.30	学校法人工藤学園 (法人番号 7320005003166)	別府市	大分ドッググルーミング専門学校
	H27.12.8	学校法人溝部学園 (法人番号 4320005002690)	別府市	大分県歯科技術専門学校
	H30.1.22	学校法人明日香学園 (法人番号 4320005000463)	大分市	専門学校明日香美容文化専門大学校
			大分市	明日香国際プライダグ&ホテル観光専門学校
			大分市	明日香日本語学校
	R4.12.5	大分県立大分高等技術専門校	大分市	
R5.3.15	一般社団法人 別府市医師会 (法人番号 6320005002598)	別府市	別府市医師会立別府青山看護学校	
宮崎県	H26.2.25	学校法人宮崎南学園 (法人番号 7350005001043)	宮崎市	宮崎保健福祉専門学校
	H27.11.10	一般社法人都城市北諸県郡医師会 (法人番号 9350005005034)	都城市	都城看護専門学校
	H28.11.30	学校法人東洋学園 (法人番号 3350005000949)	宮崎市	宮崎医療管理専門学校
	H31.3.19	学校法人都城コア学園 (法人番号 3350005003571)	都城市	都城コアカレッジ
			都城市	都城デンタルコアカレッジ
			都城市	都城リハビリテーション学院
鹿児島県	H20.6.13	学校法人原田学園 (法人番号 1340005001347)	鹿児島市	鹿児島キャリアデザイン専門学校
			鹿児島市	鹿児島医療技術専門学校
	H27.1.16	鹿児島県立農業大学校	日置市	
	H27.11.10	学校法人南学園 (法人番号 3340005001353)	鹿児島市	鹿児島医療福祉専門学校
			薩摩川内市	鹿児島純心女子大学
H27.12.21	学校法人鹿児島純心女子学園 (法人番号 1340005001314)	鹿児島市	鹿児島純心女子短期大学	
H30.3.27	一般社団法人鹿児島県医療法人協会 (法人番号 5340005007621)	鹿児島市	鹿児島県医療法人協会立看護専門学校	

学生納付特例事務法人指定校一覧表

(九州厚生局管内)

令和6年3月31日現在

都道府県	指定年月日	法人・教育施設の名称	所在地	学校名
鹿児島県	R1.10.4	鹿児島県理容生活衛生同業組合 (法人番号 6340005001532)	鹿児島市	鹿児島県理容美容専門学校
	R3.10.12	学校法人 都築教育学園 (法人番号 4340005002508)	霧島市	第一工科大学鹿児島キャンパス
			東京都 (台東区)	第一工科大学東京上野キャンパス(※3)
			霧島市	第一幼児教育短期大学
			霧島市	鹿児島第一医療リハビリ専門学校
			北海道 (札幌市)	札幌医療リハビリ専門学校(※4)
R3.10.12	学校法人 永吉学園 (法人番号 4340005001344)	鹿児島市	鹿児島公務員専修学校	
沖縄県	H27.11.10	学校法人智晴学園 (法人番号 9360005003326)	金武町	専門学校琉球リハビリテーション学院
	H30.5.31	学校法人成道学園 (法人番号 9360005004927)	那覇市	専門学校ライフジュニアカレッジ
	H30.9.12	学校法人沖縄キリスト教学院 (法人番号 1360005001072)	西原町	沖縄キリスト教学院大学
			西原町	沖縄キリスト教短期大学
	R2.3.2	学校法人新島学園 (法人番号 3360005005344)	那覇市	沖縄調理師専門学校
	R2.3.3	学校法人フジ学園 (法人番号 7360005000787)	那覇市	専門学校ITカレッジ沖縄
	R2.4.1	学校法人沖縄中央学園 (法人番号 8360005002361)	北谷町	専門学校沖縄中央学園
	R2.4.1	学校法人南星学園 (法人番号 1360005000801)	那覇市	サイ・テク・カレッジ那覇
			北谷町	サイ・テク・カレッジ美浜
	R2.4.8	一般社団法人那覇市医師会 (法人番号 1360005000132)	豊見城市	那覇市医師会那覇看護専門学校
	R2.6.12	公益社団法人北部地区医師会 (法人番号 8360005003260)	名護市	公益社団法人北部地区医師会北部看護学校
	R3.12.7	学校法人 育学園 (法人番号 9360005005545)	那覇市	スペースチャイナ外語学院
	R4.1.18	学校法人 大庭学園 (法人番号 8360005000349)	那覇市	沖縄福祉保育専門学校
R5.1.5	学校法人 松正学園 (法人番号 7360005005539)	浦添市	専門学校沖縄統合医療学院	

(※1)下関看護リハビリテーション学校、(※2)八千代リハビリテーション学院、(※3)第一工科大学東京上野キャンパス、(※4)札幌医療リハビリ専門学校については、法人の主たる事務所が九州管内にあるため、九州厚生局で学生納付特例事務法人の指定を行っています。

80法人等 計107校 (※1～4の学校を除く)

健康福祉課関係

1 生活保護法に規定する指定医療機関一覧

(令和6年4月1日現在)

	病院名	所在地
福岡県	独立行政法人国立病院機構 小倉医療センター	北九州市小倉南区春ヶ丘10-1
	独立行政法人国立病院機構 九州がんセンター	福岡市南区野多目3-1-1
	独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1
	独立行政法人国立病院機構 福岡病院	福岡市南区屋形原4-39-1
	独立行政法人国立病院機構 大牟田病院	大牟田市大字橋1044-1
	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1
	国立大学法人 九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1
	独立行政法人労働者健康安全機構 九州労災病院門司メディカルセンター	北九州市門司区東港町3-1
	独立行政法人労働者健康安全機構 九州労災病院	北九州市小倉南区菅根北町1-1
	独立行政法人労働者健康安全機構 総合せき損センター	飯塚市大字伊岐須550-4
	独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1
	独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院	久留米市櫛原町21
	独立行政法人地域医療機能推進機構 福岡ゆたか中央病院	直方市感田523-5
	自衛隊福岡病院	春日市小倉東1丁目61番地
佐賀県	独立行政法人国立病院機構 佐賀病院	佐賀市日の出1-20-1
	独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター	神埼郡吉野ヶ里町三津160
	独立行政法人国立病院機構 東佐賀病院	三養基郡みやき町大字原古賀7324
	独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3
	国立大学法人 佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1
	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院	佐賀市兵庫南3-8-1
長崎県	独立行政法人地域医療機能推進機構 松浦中央病院	長崎県松浦市志佐町浦免856-1
	独立行政法人国立病院機構 長崎病院	長崎市桜木町6-41
	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	大村市久原2-1001-1
	独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター	東彼杵郡川棚町下組郷2005-1
	国立大学法人 長崎大学病院	長崎市坂本1-7-1
	独立行政法人労働者健康安全機構 長崎労災病院	佐世保市瀬戸越2-12-5
	独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院	諫早市永昌東町24-1
熊本県	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	熊本市中央区二の丸1-5
	独立行政法人国立病院機構 熊本南病院	宇城市松橋町豊福2338
	独立行政法人国立病院機構 菊池病院	合志市大字福原208
	独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター	合志市大字須屋2659
	国立大学法人 熊本大学病院	熊本市中央区本荘1-1-1
	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院	八代市竹原町1670
	国立療養所 菊池恵楓園	合志市大字栄3796
	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院	八代市通町10-10
	独立行政法人地域医療機能推進機構 人吉医療センター	人吉市老神町35
	独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院	天草市東町101
	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院附属クリニック	八代市妙見町145

1 生活保護法に規定する指定医療機関一覧

(令和6年4月1日現在)

	病院名	所在地
大分県	独立行政法人国立病院機構 大分医療センター	大分市横田2-11-45
	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	別府市大字内竈1473
	独立行政法人国立病院機構 西別府病院	別府市大字鶴見4548
	国立大学法人 大分大学医学部附属病院	由布市挾間町医大ヶ丘1-1
	国立大学法人 九州大学病院別府病院	別府市大字鶴見字鶴見原4546
	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター	佐伯市常盤西町7-8
	独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院	由布市 湯布院町川南252
宮崎県	独立行政法人国立病院機構 宮崎病院	児湯郡川南町大字川南19403-4
	独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院	宮崎市大字田吉4374-1
	独立行政法人国立病院機構 都城医療センター	都城市祝吉町5033-1
	国立大学法人 宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町大字木原5200
	独立行政法人地域医療機能推進機構 宮崎江南病院	宮崎市大坪西1-2-1
鹿児島県	独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター	鹿児島市城山町8-1
	独立行政法人国立病院機構 指宿医療センター	指宿市十二町4145
	独立行政法人国立病院機構 南九州病院	始良市加治木町木田1882
	国立大学法人 鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1
	国立療養所 星塚敬愛園	鹿屋市星塚町4204
	国立療養所 奄美和光園	奄美市名瀬和光町1700
沖縄県	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院	宜野湾市我如古3-20-14
	独立行政法人国立病院機構 琉球病院	国頭郡金武町大字金武7958-1
	国立大学法人 琉球大学医学部附属病院	中頭郡西原町字上原207
	国立療養所 沖縄愛楽園	名護市字済井出1192
	国立療養所 宮古南静園	宮古島市平良字島尻888
合計		61

2 あん摩マッサージ指圧師養成施設(2校2課程)

学校教育法第90条第1項に規定する者(大学に入学することのできる者等)を対象とする養成施設

R6.4.1現在

県	名称	設置者	所在地	課程	修業年限	入学定員
福岡県	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局福岡視力障害センター	厚生労働省	福岡市西区今津4820-1	昼間	3年	20名
鹿児島県	鹿児島鍼灸専門学校	学校法人久木田学園	鹿児島市高麗町37-5	昼間	3年	20名

3 管理栄養士養成施設(15校15課程)

R6.4.1現在

県	名称	設置者	所在地	課程	修業年限	入学定員	編入定員
福岡県	九州女子大学家政学部栄養学科	学校法人福原学園	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1	昼間	4年	90名	
	中村学園大学栄養科学部栄養科学科	学校法人中村学園	福岡市城南区別府5-7-1	昼間	4年	200名	20名
	九州栄養福祉大学食物栄養学部 食物栄養学科	学校法人東筑紫学園	北九州市小倉北区下津5-1-1	昼間	4年	100名	10名
	西南女学院大学保健福祉学部栄養学科	学校法人西南女学院	北九州市小倉北区井堀1-3-5	昼間	4年	100名	
	福岡女子大学国際文学部食・健康学科	公立大学法人福岡女子大学	福岡市東区香住ヶ丘1-1-1	昼間	4年	35名	
佐賀県	西九州大学健康栄養学部健康栄養学科	学校法人永原学園	神崎市神崎町尾崎4490-9	昼間	4年	90名	
長崎県	長崎県立大学看護栄養学部栄養健康学科	長崎県公立大学法人	西彼杵郡長与町まなび野1-1-1	昼間	4年	40名	
	長崎国際大学健康管理学部健康栄養学科	学校法人九州文化学園	佐世保市ハウステンボス町2825-7	昼間	4年	80名	10名
	活水女子大学健康生活学部食生活健康学科	学校法人活水学院	長崎市東山手町1-50	昼間	4年	60名	
熊本県	熊本県立大学環境共生学部環境共生学科 食健康環境学専攻	公立大学法人熊本県立大学	熊本市東区月出3-1-100	昼間	4年	40名	
	尚綱大学生活科学部栄養科学科	学校法人尚綱学園	熊本市中央区九品寺2-6-78	昼間	4年	70名	10名
大分県	別府大学食物栄養科学部食物栄養学科	学校法人別府大学	別府市北石垣82	昼間	4年	70名	7名
宮崎県	南九州大学健康栄養学部管理栄養学科	学校法人南九州学園	宮崎市霧島5-1-2	昼間	4年	60名	
鹿児島県	鹿児島純心大学看護栄養学部 健康栄養学科	学校法人鹿児島純心女子学園	薩摩川内市天辰町字立山2365-104	昼間	4年	40名	8名
沖縄県	沖縄大学健康栄養学部管理栄養学科	学校法人沖縄大学	那覇市宇園場555番地	昼間	4年	80名	

4 栄養士養成施設(18校18課程)

R6.4.1現在

県	名称	設置者	所在地	課程	修業年限	入学定員
福岡県	精華女子短期大学生生活科学科 食物栄養専攻	学校法人精華学園	福岡市博多区南八幡町2丁目12番1号	昼間	2年	70名
	中村学園大学短期大学部食物栄養学科	学校法人中村学園	福岡市城南区別府5丁目7番1号	昼間	2年	80名
	純真短期大学食物栄養学科	学校法人純真学園	福岡市南区筑紫丘1丁目1番1号	昼間	2年	80名
	香蘭女子短期大学食物栄養学科	学校法人山内学園	福岡市南区横手1丁目2番1号	昼間	2年	60名
	東筑紫短期大学食物栄養学科	学校法人東筑紫学園	北九州市小倉北区下津5丁目1番1号	昼間	2年	70名
	平岡栄養士専門学校	学校法人平岡学園	小郡市大保1452-1番地	昼間	2年	160名
	福岡女子短期大学健康栄養学科	学校法人九州学園	太宰府市五条4丁目16番1号	昼間	2年	50名
佐賀県	西九州大学短期大学部地域生活支援学科 食健康コース	学校法人永原学園	佐賀市神園3丁目18番15号	昼間	2年	40名
長崎県	長崎女子短期大学生生活創造学科 栄養士コース	学校法人鶴鳴学園	長崎市弥生町19番1号	昼間	2年	40名
	長崎短期大学地域共生学科食物栄養コース	学校法人九州文化学園	佐世保市榎木町600番	昼間	2年	35名
熊本県	尚綱大学短期大学部食物栄養学科	学校法人尚綱学園	熊本市中央区九品寺2丁目6番78号	昼間	2年	80名
大分県	別府大学短期大学部食物栄養科	学校法人別府大学	別府市北石垣82番地	昼間	2年	50名
	別府清部学園短期大学食物栄養学科	学校法人清部学園	別府市大字野田78番地	昼間	2年	40名
鹿児島県	鹿児島純心女子短期大学生生活科学科 食物栄養専攻	学校法人鹿児島純心女子学園	鹿児島市唐湊4丁目22番1号	昼間	2年	40名
	鹿児島女子短期大学生生活科学科 食物栄養専攻	学校法人志學館学園	鹿児島市高麗町6番9号	昼間	2年	60名
	鹿児島県立短期大学生生活科学科 食物栄養専攻	鹿児島県	鹿児島市下伊敷1丁目52番1号	昼間	2年	30名
	今村学園ライセンアカデミー栄養士科	学校法人今村学園	鹿児島市新屋敷町2番10号	昼間	2年	35名
沖縄県	琉球大学農学部亜熱帯生物資源科学科 健康栄養科学コース	国立大学法人琉球大学	中頭郡西原町千原1	昼間	4年	10名

5 介護福祉士学校(17校17課程)

R6.4.1現在

県	名称	設置者	所在地	課程	修業年限	入学定員
福岡県	西日本短期大学社会福祉学科	学校法人西日本短期大学	福岡市中央区福浜1-3-1	昼間	2年	50名
	精華女子短期大学専攻科保育福祉専攻	学校法人精華学園	福岡市博多区八幡町2-12-1	昼間	1年	35名
	東筑紫短期大学保育学科専攻科 介護福祉専攻	学校法人東筑紫学園	北九州市小倉北区下道津5-1-1	昼間	1年	30名
	九州大谷短期大学専攻科福祉専攻	学校法人真宗大谷学園	筑後市蔵敷495-1	昼間	1年	30名
佐賀県	西九州大学短期大学部 地域生活支援学科介護福祉コース	学校法人永原学園	佐賀市神園3-18-15	昼間	2年	40名
	佐賀女子短期大学 地域みらい学科福祉とソーシャルケアコース	学校法人旭学園	佐賀市本庄町本庄1313	昼間	2年	40名
	西九州大学健康福祉学部 社会福祉学科介護福祉課程	学校法人永原学園	神崎市神崎町尾崎 4490-9	昼間	4年	20名
長崎県	長崎純心大学人文学部 福祉・心理学科ケアワークコース	学校法人純心女子学園	長崎市三ツ山町235	昼間	4年	20名
	長崎短期大学 地域共生学科介護福祉コース	学校法人九州文化学園	佐世保市椎木町600	昼間	2年	20名
	長崎国際大学人間社会学部 社会福祉学科介護福祉士養成課程	学校法人九州文化学園	佐世保市ハウステンボス町 2825-7	昼間	4年	20名
熊本県	九州看護福祉大学看護福祉学部 社会福祉学科介護福祉士コース	学校法人熊本城北学園	玉名市富尾888	昼間	4年	10名
	中九州短期大学 経営福祉学科介護福祉士コース	学校法人八商学園	八代市平山新町4438	昼間	2年	25名
大分県	別府溝部学園短期大学介護福祉学科	学校法人溝部学園	別府市大字野田宇通山78	昼間	2年	30名
宮崎県	宮崎学園短期大学専攻科福祉専攻	学校法人宮崎学園	宮崎市清武町加納丙1415	昼間	1年	50名
	九州保健福祉大学社会福祉学部 臨床福祉学科介護福祉コース	学校法人順正学園	延岡市吉野町1714-1	昼間	4年	20名
鹿児島県	鹿児島国際大学福祉社会学部 社会福祉学科介護福祉士課程	学校法人津曲学園	鹿児島市下福元町坂之上8-34-1	昼間	4年	20名
	鹿児島女子短期大学 生活科学科生活福祉専攻	学校法人志學館学園	鹿児島市高麗町6-9	昼間	2年	20名

6 実務者養成学校(2校2課程)

R6.4.1現在

県	名称	設置者	所在地	課程	修業年限	入学定員
福岡県	福岡医療短期大学	学校法人福岡学園	福岡市早良区田村2丁目15番1号	通信	9月	100名
佐賀県	佐賀女子短期大学	学校法人旭学園	佐賀市本庄町1313	通信	6月	100名

7 福祉系高等学校(39校39課程)

R6.4.1現在

県	名称	設置者	所在地	課程	修業年限	入学定員
福岡県	慶成高等学校福祉科	学校法人専修学園	北九州市小倉北区血山町15-1	昼間	3年	40名
	折尾愛真高等学校普通科介護福祉コース	学校法人折尾愛真学園	北九州市八幡西区堀川町12-10	昼間	3年	26名
	飯塚高等学校保育福祉科 医療福祉進学コース	学校法人嶋田学園	飯塚市立岩1224	昼間	3年	40名
	久留米筑水高等学校社会福祉科	福岡県	久留米市山川町1493	昼間	3年	40名
	福智高等学校総合福祉科	学校法人福智学園	田川市大字伊田3934	昼間	3年	40名
	大和青藍高等学校医療福祉科	学校法人大和学園	直方市日吉町10-12	昼間	3年	30名
	杉森高等学校福祉科	学校法人杉森学園	柳川市奥州町3	昼間	3年	40名
佐賀県	北陵高等学校生活教養科介護福祉士コース	学校法人江楠学園	佐賀市高木瀬西3-7-1	昼間	3年	26名
	嬉野高等学校嬉野校舎総合学科 社会福祉系列	佐賀県	嬉野市嬉野町大字下宿甲700	昼間	3年	26名
	神埼清明高等学校総合学科生活福祉系列	佐賀県	神埼市神埼町横武2	昼間	3年	26名
長崎県	長崎玉成高等学校医療福祉科	学校法人玉木学園	長崎市愛宕1-29-41	昼間	3年	25名
	大村城南高等学校総合学科福祉系列	長崎県	大村市久原1-416	昼間	3年	26名
	向陽高等学校福祉科	学校法人向陽学園	大村市西三城町16	昼間	3年	40名
	口加高等学校福祉科	長崎県	南島原市口之津町甲3272番地	昼間	3年	26名
熊本県	阿蘇中央高等学校阿蘇清峰校舎社会福祉科	熊本県	阿蘇市一の宮町宮地4131	昼間	3年	40名
	有明高等学校福祉科	学校法人有明学園	荒尾市増永2200	昼間	3年	40名
	上天草高等学校福祉科	熊本県	上天草市大矢野町中5424	昼間	3年	40名
	菊池女子高等学校社会福祉科	学校法人菊池女子学園	菊池市隈府1081	昼間	3年	25名
	城北高等学校医療福祉科	学校法人松浦学園	山鹿市志々岐798	昼間	3年	40名
	芦北高等学校福祉科	熊本県	葦北郡芦北町乙千屋20-2	昼間	3年	40名
大分県	大分東明高等学校商業科 商業・介護福祉コース	学校法人平松学園	大分市千代町2-4-4	昼間	3年	40名
	大分南高等学校福祉科	大分県	大分市判田台南1-1-1	昼間	3年	80名
	昭和学園高等学校福祉科	学校法人岩尾昭和学園	日田市日ノ出町14	昼間	3年	40名
	佐伯豊南高等学校福祉科	大分県	佐伯市大字鶴望2851-1	昼間	3年	30名
宮崎県	日章学園高等学校福祉科	学校法人日章学園	宮崎市大字広原836	昼間	3年	25名
	小林秀峰高等学校福祉科	宮崎県	小林市大字水流追664-2	昼間	3年	40名
	妻高等学校福祉科	宮崎県	西都市大字右松2330	昼間	3年	40名
	日南振徳高等学校福祉科	宮崎県	日南市大字板敷410	昼間	3年	40名
	都城高等学校福祉科	学校法人久保学園	都城市荻原町7916	昼間	3年	20名
	門川高等学校福祉科	宮崎県	東臼杵郡門川町大字門川尾末2680	昼間	3年	40名
鹿児島県	開陽高等学校福祉科	鹿児島県	鹿児島市西谷山1-2-1	昼間	3年	40名
	龍桜高等学校医療福祉科	学校法人鹿児島学園	始良市加治木町木田5348	昼間	3年	35名
	出水中央高等学校医療福祉科	学校法人出水学園	出水市西出水町448	昼間	3年	40名
	尚志館高等学校医療福祉科	学校法人川島学園	志布志市志布志町安楽6200-1	昼間	3年	30名
	鹿児島城西高等学校社会福祉科	学校法人日章学園	日置市伊集院町清藤1938	昼間	3年	20名
	加世田常潤高等学校生活福祉科	鹿児島県	南さつま市加世田武田14863	昼間	3年	40名
	鳳凰高等学校総合福祉科	学校法人希望が丘学園	南さつま市加世田唐仁原1202	昼間	3年	40名
	薩摩中央高等学校福祉科	鹿児島県	薩摩郡さつま町虎居1900	昼間	3年	40名
沖縄県	真和志高等学校みらい福祉科	沖縄県	那覇市真地248	昼間	3年	40名

医 事 課 関 係

1. 歯科医師臨床研修施設（単独型・管理型）一覧

令和5年4月1日現在

単独型・管理型臨床研修施設		
都道府県	施設番号	施設名称
福岡県	050028	九州大学病院
	050029	公立大学法人 九州歯科大学附属病院
	050030	福岡歯科大学医科歯科総合病院
	050089	福岡大学病院
	050090	久留米大学病院
	050197	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院
	050632	医療法人社団秀和会 小倉南歯科医院
	050999	医療法人福和会 別府歯科医院
	051004	飯塚病院
	051254	独立行政法人国立病院機構九州医療センター
	070033	産業医科大学病院
	090148	医療法人はなだ歯科クリニック
	130098	医療法人徳真会 はかた中央歯科
	140002	たたらりハビリテーション病院
	150100	ケイズ歯科・矯正歯科クリニック到津
170002	社会保険田川病院	
佐賀県	050091	佐賀大学医学部附属病院
長崎県	050031	長崎大学病院
	100146	医療法人良陽会鶴田歯科医院
	120114	国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院
熊本県	050092	熊本大学病院
	050650	伊東歯科口腔病院
	050658	医療法人社団徳治会吉永歯科医院
	051249	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター
	051439	熊本パール総合歯科・矯正歯科・こども歯科クリニック健軍院
大分県	050093	大分大学医学部附属病院
	050199	大分赤十字病院
宮崎県	050094	宮崎大学医学部附属病院
	051293	宮崎県立宮崎病院
	130105	宮崎県立延岡病院

単独型・管理型臨床研修施設		
都道府県	施設番号	施設名称
	050032	鹿児島大学病院
鹿児島県	100145	さこだ歯科
	160104	鹿児島市立病院
	050095	琉球大学病院
沖縄県	051130	アドベンチストメディカルセンター
	110005	医療法人羽山会 羽地歯科口腔外科医院

2. 臨床研修病院一覧

令和5年4月1日現在

基幹型臨床研修病院			協力型臨床研修病院		
都道府県	施設番号	名称	都道府県	施設番号	名称
福岡県	030686	独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	福岡県	030693	医療法人恵愛会 福岡病院
	030687	福岡赤十字病院		030694	福岡県立精神医療センター大宰府病院
	030688	国家公務員共済組合連合会 浜の町病院		030700	医療法人社団 筑水会 筑水会病院
	030689	公益社団法人福岡医療団 千鳥橋病院		030712	医療法人社団翠会 八幡厚生病院
	030690	福岡大学病院		030713	小倉浦生病院
	030691	九州大学病院		032285	さくら病院
	030692	福岡県済生会福岡総合病院		032286	医療法人社団照和会 西岡病院
	030694	医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院		032287	医療法人社団誠和会 牟田病院
	030697	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院		032288	福岡リハビリテーション病院
	030698	久留米大学病院		032291	医療法人福西会 福西会病院
	030699	公立八女総合病院		032293	医療法人浪江堂 油山病院
	030701	地方独立行政法人 大牟田市立病院		032295	雁の巣病院
	030702	株式会社 麻生飯塚病院		032296	医療法人 原三信病院
	030703	独立行政法人国立病院機構 小倉医療センター		032298	独立行政法人国立病院機構 福岡病院
	030704	独立行政法人労働者健康安全機構 九州労災病院		032299	医療法人社団益豊会 今宿病院
	030706	北九州市立医療センター		032300	今津赤十字病院
	030707	地域医療機構 九州病院		032301	医療法人佐田厚生会 佐田病院
	030708	社会医療法人 製鉄記念八幡病院		032302	糸島医師会病院
	030709	健和会 大手町病院		032304	医療法人 西福岡病院
	030710	北九州総合病院		032305	国家公務員共済組合連合会 千早病院
	030711	産業医科大学病院		032306	医療法人財団華林会 村上華林聖病院
	030792	社会医療法人大成会 福岡記念病院		032308	福岡市立こども病院
	030849	社会医療法人親仁会 米の山病院		032310	社会医療法人栄光会 栄光病院
	030868	社会医療法人財団池友会 福岡和白病院		032312	医療法人社団緑風会 水戸病院
	030869	医療法人社団水光会 宗像水光会総合病院		032315	医療法人社団芳英会 宮の陣病院
	030882	医療法人社団高邦会 高木病院		032316	社会医療法人天神会 古賀病院21
	030901	社会医療法人財団池友会 新小文字病院		032319	聖ルチア会 聖ルチア病院
	030921	社会医療法人財団池友会 新行橋病院		032322	柳川リハビリテーション病院
	030940	公立学校共済組合 九州中央病院		032323	医療法人信和会 大牟田保養院
	031076	社会医療法人天神会 新古賀病院		032324	医療法人社団新光会 不知火病院
	032290	社会医療法人財団白十字会 白十字病院		032325	医療法人暁松記念会 三池病院
	032307	地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市民病院		032327	医療法人翠甲会 甲斐病院
	032321	筑後市立病院		032328	社会保険 大牟田天領病院
	032311	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター		032332	国家公務員共済組合連合会 新小倉病院
	032331	社会医療法人財団池友会 福岡新水巻病院		032333	医療法人清陵会 南ヶ丘病院
	040010	小倉記念病院		032335	独立行政法人労働者健康安全機構 九州労災病院門司メディカルセンター
	050009	戸畑共立病院		032336	医療法人社団翠会 行橋記念病院
	032271	社会保険田川病院		033209	柳川療育センター
	070007	社会医療法人青洲会 福岡青洲会病院		034712	医療法人医和基会 戸畑総合病院
	032313	福岡県済生会二日市病院		035044	早良病院
	030695	福岡大学筑紫病院		036006	医療法人社団尚わ会 エンゼル病院
	032317	久留米大学医療センター		040028	医療法人成晴会 堤病院
	030705	北九州市立八幡病院		050015	医療法人清友会 植田病院
	031098	田川市立病院		050016	高良台リハビリテーション病院
				050028	宗像医師会病院
				050037	医療法人コミュニテ風と虹 のぞみ総合心療病院
				060040	医療法人三芳会 若戸病院
		070018	医療法人福翠会 高山病院		
		070024	飯塚市立病院		
		070030	医療法人日明会 日明病院		
		070031	戸畑けんわ病院		
		070043	社会保険 中原病院		
		086209	医療法人社団愛和会 産科・婦人科愛和病院		
		096101	医療法人緑心会 福岡保養院		
		096119	嘉麻赤十字病院		
		100018	医療法人済世会 河野病院		
		100019	福岡山王病院		
		100020	社会医療法人喜悦会 那珂川病院		
		147705	社会医療法人陽明会 小波瀬病院		
		040027	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 福岡県済生会八幡総合病院		
佐賀県	030714	地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	佐賀県	030715	独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター
	030716	佐賀大学医学部附属病院		032337	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院
	030717	唐津赤十字病院		032338	多久市立病院
	030718	独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター		032339	社会福祉法人恩賜財団 済生会唐津病院
	030917	独立行政法人国立病院機構 佐賀病院		032340	社会医療法人祐愛会 織田病院
	032342	新武雄病院		032341	特定医療法人静便堂 白石共立病院
				035039	医療法人松籟会 松籟病院
		035040	虹と海のホスピタル		
		096164	伊万里有田共立病院		
		116298	西田病院		
		147654	前田病院		

基幹型臨床研修病院			協力型臨床研修病院		
都道府県	施設番号	名称	都道府県	施設番号	名称
長崎県	030719	長崎みなとメディカルセンター	長崎県	030725	長崎県精神医療センター
	030720	日本赤十字社 長崎原爆病院		031125	医療法人徳洲会 長崎北徳洲会病院
	030721	長崎大学病院		032346	医療法人仁祐会 小島居諫早病院
	030722	佐世保市総合医療センター		032348	医療法人ウイング 高城病院
	030723	社会医療法人白十字会 佐世保中央病院		032350	長崎県富江病院
	030724	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター		032352	長崎県対馬病院
	030977	長崎県島原病院		033246	医療法人志仁会 西脇病院
	031018	JCHO諫早総合病院		033247	医療法人慶仁会 天神病院
	031095	長崎県五島中央病院		034190	平戸市立生月病院
	031101	済生会長崎病院		035037	医療法人陽明会 宮原病院
	032345	国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院		040051	大村共立病院
	032351	長崎県上五島病院		060057	国民健康保険 平戸市民病院
	032352	長崎県対馬病院		070032	独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター
	080004	上戸町病院		068262	医療法人光晴会病院
				036050	社会医療法人長崎記念病院
				168261	医療法人厚生会虹が丘病院
		032347	市立大村市民病院		
		056594	長崎県香岐病院		
		050010	独立行政法人労働者健康安全機構長崎労災病院		
熊本県	030726	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	熊本県	030730	熊本県立こころの医療センター
	030727	熊本市立熊本市民病院		030731	社会医療法人芳和会 菊陽病院
	030728	熊本赤十字病院		031054	社会医療法人芳和会 くわみず病院
	030729	熊本大学病院		032102	医療法人森和会 森病院
	030837	国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院		032103	西日本病院
	030855	社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院		032104	桜が丘病院
	032151	独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター		032105	鶴田病院
	032353	くまもと森都総合病院		032110	一般社団法人熊本市医師会 熊本地域医療センター
	030732	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院		032112	くまもと青明病院
	032123	荒尾市民病院		032114	社会医療法人黎明会 宇城総合病院
	032144	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院		032115	独立行政法人国立病院機構 熊本南病院
	032148	国保水俣市立総合医療センター		032116	医療法人再生会 くまもと心療病院
	032122	くまもと県北病院		032118	医療法人信和会 城ヶ崎病院
	032156	一般社団法人天草都市医師会立 天草地域医療センター		032119	医療法人洗心会 荒尾こころの郷病院
				032120	国民健康保険 和水町立病院
				032125	熊本市立植木病院
				032126	山鹿市民医療センター
				032128	菊池有働病院
				032129	独立行政法人国立病院機構 菊池病院
				032130	独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院
				032131	川口病院
				032132	阿蘇医療センター
				032133	阿蘇やまなみ病院
				032134	阿蘇温泉病院
				032135	小国公立病院
				032136	山都町包括医療センター そよう病院
		032137	社会医療法人ましき会 益城病院		
		032139	希望ヶ丘病院		
		032142	八代更生病院		
		032143	医療法人社団平成会 平成病院		
		032144	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院		
		032146	医療法人正仁会 みずほ病院		
		032149	医療法人精翠会 吉田病院		
		032150	球磨郡公立多良木病院		
		032152	医療法人天草病院 天草病院		
		032153	医療法人啓正会 酒井病院		
		032154	独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院		
		032155	上天草市立上天草総合病院		
		032355	医療法人社団愛育会 福田病院		
		032356	医療法人金澤会 青磁野リハビリテーション病院		
		032357	医療法人敬愛会 城山病院		
		032358	大腸肛門病センター 高野病院		
		032359	特定医療法人佐藤会 弓削病院		
		032361	熊本機能病院		
		032362	医療法人有働会 有働病院		
		157940	菊池都市医師会立病院		

基幹型臨床研修病院		協力型臨床研修病院	
都道府県	施設番号 名称	都道府県	施設番号 名称
大分県	030733 独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	大分県	030734 九州大学病院別府病院
	030735 大分県立病院		031014 大分県医療生活協同組合 大分健生病院
	030736 大分大学医学部附属病院		032157 国東市民病院
	030773 社会医療法人敬和会 大分岡病院		032158 中村病院
	030892 中津市立中津市民病院		032160 独立行政法人国立病院機構 西別府病院
	032173 独立行政法人国立病院機構 大分医療センター		032161 杵築市立山香病院
	032175 大分赤十字病院		032164 医療法人 野口病院
	032165 社会医療法人恵愛会 大分中村病院		032166 永富脳神経外科病院
	032162 国家公務員共済組合連合会 新別府病院		032168 社会医療法人三愛会 大分三愛メディカルセンター
	032189 大分県済生会日田病院		032169 医療法人社団親和会 衛藤病院
	032163 大分県厚生連鶴見病院		032170 医療法人社団唱和会 明野中央病院
	032174 大分市医師会立アルメイダ病院		032171 医療法人八宏会 有田胃腸病院
			032172 医療法人福寿会 日野病院
			032176 社会医療法人財団 天心堂へつぎ病院
			032177 地域医療機能推進機構 湯布院病院
			032178 大分こども病院
			032179 臼杵市医師会立コスモス病院
	032180 津久見市医師会立津久見中央病院		
	032181 西田病院		
	032182 独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター		
	032185 豊後大野市民病院		
	032186 社会医療法人社団 大久保病院		
	032187 竹田医師会病院		
	032188 医療法人社団知心会 一ノ宮脳神経外科病院		
	032190 医療法人向心会 大貞病院		
	032191 医療法人 中津第一病院		
	032192 医療法人中唐会 宇佐胃腸病院		
	032193 宇佐高田医師会病院		
	032194 医療法人新生会 高田中央病院		
	034973 社会医療法人敬和会 大分リハビリテーション病院		
	041133 医療法人関愛会 佐賀関病院		
	056371 医療法人至誠会 帆秋病院		
	066927 医療法人慈愛会 向井病院		
	070029 中津脳神経外科病院		
	080011 医療法人哲世会 鶴見台病院		
宮崎県	030737 宮崎県立宮崎病院	宮崎県	032195 医療常人宮崎博愛会さがら病院宮崎
	030738 宮崎大学医学部附属病院		032196 医療法人社団三晴会 金丸脳神経外科病院
	032210 藤元総合病院		032197 医療法人社団誠友会 南部病院
	032212 宮崎県立延岡病院		032198 医療法人誠和会 和田病院
	032215 宮崎県立日南病院		032199 社会医療法人善仁会 宮崎善仁会病院
	032204 宮崎生協病院		032201 医療法人如月会 若草病院
	032200 社会医療法人同心会 古賀総合病院		032205 独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院
	032207 公益社団法人宮崎市医師会 宮崎市医師会病院		032206 一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団 潤和会記念病院
			032209 独立行政法人国立病院機構 都城医療センター
			032211 都城市郡医師会病院
			032213 五ヶ瀬町国民健康保険病院
			032214 高千穂町国民健康保険病院
			032216 医療法人浩然会 内村病院
			032219 千代田病院
			032220 医療法人建悠会 吉田病院
			032221 済生会日向病院
			032222 美郷町国民健康保険 西郷病院
	032377 一般社団法人藤元メディカルシステム 藤元病院		
	040045 医療法人真愛会 高宮病院		
	040046 椎葉村国民健康保険病院		
	050029 医療法人同仁会 谷口病院		
	070045 愛泉会日南病院		
	070046 一般財団法人弘潤会 野崎東病院		
	090073 独立行政法人国立病院機構 宮崎病院		
	090075 医療法人友愛会 園田病院		
	100021 独立行政法人地域医療機能推進機構 宮崎江南病院		
	110019 小林立病院		
	120005 医療法人慈光会 宮崎若久病院		
	137325 医療法人宏仁会 海老原総合病院		
	137326 一般財団法人弘潤会 野崎病院		
	147693 県南病院		
	147710 医療法人魁成会 宮永病院		
	157875 医療法人向洋会 協和病院		
	178738 橋病院		

基幹型臨床研修病院		協力型臨床研修病院	
都道府県	施設番号 名称	都道府県	施設番号 名称
鹿児島県	030739 鹿児島市立病院	鹿児島県	030741 鹿児島県立始良病院
	030740 鹿児島大学病院		030745 谷山病院
	030743 鹿児島県立大島病院		030903 公益財団法人慈愛会 いづろ今村病院
	030744 総合病院 鹿児島生協病院		030951 医療法人徳洲会 徳之島徳洲会病院
	031033 公益財団法人昭和会 いまきいれ総合病院		032224 医療法人三洲会 大勝病院
	031078 公益社団法人鹿児島共済会 南風病院		032228 鹿児島厚生連病院
	031105 鹿児島市医師会病院		032229 鹿児島赤十字病院
	031118 独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター		032230 独立行政法人国立病院機構 指宿医療センター
	031123 社会医療法人鹿児島愛心会 大隅鹿屋病院		032231 鹿児島県立薩南病院
	032226 社会医療法人緑泉会 米盛病院		032232 鹿児島こども病院
	032227 公益財団法人慈愛会 今村総合病院		032233 市比野記念病院
	032242 霧島市立医師会医療センター		032234 社会福祉法人恩賜財団 済生会川内病院
			032235 薩摩郡医師会病院
			032236 公益社団法人 川内市医師会立市民病院
	032237 出水郡医師会広域医療センター		
	032238 出水総合医療センター		
	032239 鹿児島県立北薩病院		
	032241 独立行政法人国立病院機構 南九州病院		
	032246 肝属郡医師会立病院		
	032247 県民健康プラザ鹿屋医療センター		
	032248 公立種子島病院		
	032249 奄美病院		
	032250 大島郡医師会病院		
	032371 国分生協病院		
	040037 医療法人有隣会 伊敷病院		
	050038 垂水市立医療センター 垂水中央病院		
	116632 恒心会おぐら病院		
	137282 メンタルホスピタル鹿児島		
	147698 医療法人仁心会 松下病院		
	147700 医療法人碩済会 フィオーレ第一病院		
	030999 医療法人徳洲会 鹿児島徳洲会病院		
	036306 産科婦人科のぼり病院		
沖縄県	030746 沖縄県立中部病院	沖縄県	030748 医療法人卯の会 新垣病院
	030747 医療法人沖縄徳洲会 中部徳洲会病院		030755 沖縄県立精和病院
	030749 沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院		030757 独立行政法人国立病院機構 琉球病院
	030750 那覇市立病院		030759 医療法人一灯の会 沖縄中央病院
	030751 琉球大学病院		032252 医療法人社団志誠会 平和病院
	030752 医療法人沖縄徳洲会 南部徳洲会病院		032253 独立行政法人国立病院機構 沖縄病院
	030754 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター		032255 医療法人へいあん 平安病院
	030756 沖縄県立北部病院		032257 医療法人晴明会 系満晴明病院
	030758 社会医療法人敬愛会 中頭病院		032261 沖縄県立八重山病院
	030760 社会医療法人かりゆし会 ハートライブ病院		034221 医療法人タビック 宮里病院
	031015 社会医療法人友愛会 友愛医療センター		040050 医療法人八重瀬会 同仁病院
	031016 社会医療法人仁愛会 浦添総合病院		050039 医療法人和の会 与那原中央病院
	031049 沖縄赤十字病院		060043 社会医療法人友愛会 豊見城中央病院
	032254 医療法人おもと会 大浜第一病院		201010 医療法人陽和会 南山病院
032251 公益社団法人 北部地区医師会病院			
032260 沖縄県立宮古病院			

食品衛生課關係

1 輸出畜産物及び畜産加工品認定施設（令和6年3月31日現在）

認定番号	施設の名称	地方自治体	輸出品目	対象国										
				EU	米国	カナダ	香港	シンガポール	台湾	ブラジル	オーストラリア	アルゼンチン	タイ	
1	K-1	(株) ナンチク	鹿児島県	牛肉	○	○		○	○	○		○		
2	K-2	サンキョーミート(株)有明ミート工場	鹿児島県	牛肉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	K-3	(株)阿久根食肉流通センター、スターゼンミートプロセッサー(株)阿久根工場	鹿児島県	牛肉	○	○	○	○	○	○		○	○	
4	K-4	(株)JA食肉かごしま南薩工場	鹿児島県	牛肉	○	○	○	○	○	○		○		
5	M-1	(株)ミヤチク高崎工場	宮崎県	牛肉		○	○	○	○	○	○	○		
6	M-5	(株)ミヤチク都農工場	宮崎県	牛肉	○	○		○	○	○				
7	KU-2	(株)熊本畜産流通センター	熊本県	牛肉		○	○	○	○	○	○	○		
8	OI-1	(株)大分県畜産公社	大分県	牛肉		○	○	○	○	○		○		
9	SAG-1	(一社)佐賀県畜産公社	佐賀県	牛肉		○								
10	KU-3	(株)熊本中央食肉センター (株)杉本本店	熊本県	牛肉					○	○				
11	KC-1	鹿児島食肉センター、食肉センター内加工センター	鹿児島市	牛肉						○				
12	KGD	(株)ナンチク	鹿児島県	豚肉					○					○
13	KGX	サンキョーミート(株)有明ミート工場	鹿児島県	豚肉					○					○
14	KGAI	(株)阿久根食肉流通センター、スターゼンミートプロセッサー(株)阿久根工場	鹿児島県	豚肉					○					○
15	KGA K	(協)南州高山ミートセンター	鹿児島県	豚肉					○					○
16	KGA P	プリマハム(株)西日本ベストパッカー、西日本ベストパッカー(株)	鹿児島県	豚肉					○					
17	M-5	(株)ミヤチク都農工場	宮崎県	豚肉					○					
18	SAG A-1	キューピー卵(株)鳥栖工場	佐賀県	卵製品					○					
19	NG- 4	日本ハムファクトリー(株)長崎工場	長崎県	豚肉製品					○	○				
20	MZD -1	宮崎くみあいチキンフーズ(株)	宮崎県	鶏肉					○					
21	KYU- 01	大阿蘇ハム(株)本社工場	熊本市	食肉製品										
22	KYU- 02	福留ハム(株)熊本工場	熊本県	食肉製品										
23	KYU- 03	(株)九食鳥栖第二工場	佐賀県	食肉製品										
24	KYU- 05	日本食品(株)	福岡県	食肉製品										

2 対米輸出水産食品認定施設（令和6年3月31日現在）

	認定番号	施設の名称	地方自治体	輸出品目
1	4531001	ジャパンキャビア株式会社	宮崎市	キャビア
2	4652001	近藤水産株式会社 岩戸工場	鹿児島県	かつお節
3	KY20001	的場水産株式会社 本社工場	鹿児島県	かつお節、削り節、粉碎品
4	KY20002	株式会社スイケンフーズ	佐賀県	昆布塩さばフィレ
5	KY22001	株式会社高橋商店	福岡県	漬魚（紅鮭粕漬）

3 対EU輸出水産食品認定施設（令和6年3月31日現在）

	認定番号	施設の名称	地方自治体	輸出品目
1	4456001	株式会社兵殖津久見加工場	大分県	生鮮養殖ブリフィレ等
2	4554001	黒瀬水産株式会社 食品加工施設	宮崎県	生鮮養殖ブリフィレ等
3	4656001	東町漁業協同組合産地付加価値向上施設	鹿児島県	生鮮養殖ハマチフィレ等
4	KY21001	ファームチョイス株式会社天草事業部 加工場	熊本県	生鮮養殖ハマチフィレ等
5	KY23001	ジャパンキャビア株式会社	宮崎市	キャビア

4 対ブラジル輸出水産食品認定施設（令和6年3月31日現在）

	認定番号	施設の名称	地方自治体	輸出品目
1	BR010019	株式会社兵殖津久見加工場	大分県	生鮮・冷蔵くろまぐる等
2	BR010057	黒瀬水産株式会社	宮崎県	冷凍魚、生鮮魚
3	BR010098	東町漁業協同組合産地付加価値向上施設	鹿児島県	冷凍魚、生鮮魚
4	BR010107	グローバル・オーシャン・ワークス株式会社	鹿児島県	冷凍魚、冷凍調製魚
5	BR010138	有限会社世紀	鹿児島市	冷凍ブリフィレ等
6	BR010139	株式会社サザンフーズ製造工場	鹿児島県	かつお削り節

5 対韓国輸出水産食品認定施設（令和6年3月31日現在）

	登録番号	施設の名称	地方自治体	取扱品目
1	KR0001	(株)海神貿易九州支部	熊本県	冷凍目鉢マグロ（カマ肉）等
2	KR0002	(有)九州マグロ	北九州市	冷凍本マグロ（頭肉）等
3	KR0031	九州製氷（株）CSC 箱崎	福岡市	冷凍助手
4	KR0033	東町漁業協同組合産地付加価値向上施設	鹿児島県	冷凍ハマチ（カマ肉）等
5	KR0061	(株)恵水産大分営業所	大分県	冷凍目鉢マグロ（カマ肉）
6	KR0067	(株)イチダイ	福岡市	冷凍本マグロ（カマ肉）等
7	KR0068	日水物流（株）小倉物流センター	北九州市	冷凍助手
8	KR0089	(株)ゼネックワン	北九州市	冷凍クロマグロ（カマ肉）等
9	KR0093	日水物流（株）箱崎物流センター	福岡市	冷凍助手
10	KR0099	(株)松岡 福岡物流センター	福岡市	冷凍スケトウダラ卵等
11	KR0121	(株)松岡 福岡 Central DC	福岡市	冷凍スケトウダラ卵等
12	KR0131	東洋冷蔵（株）福岡支店	福岡県	冷凍クロマグロ（カマ肉）等
13	KR0134	(株)マルハニチロ物流 九州支社 福岡物流センター	福岡市	冷凍カラスガレイ（頭肉等）

6 登録検査機関（令和6年3月31日現在）

	登録検査機関の名称	検査施設の名称	都道府県	登録区分*
1	(公財)北九州生活科学センター	(公財)北九州生活科学センター	福岡県	26-1,2,3
2	(一財)佐賀県環境科学検査協会	(一財)佐賀県環境科学検査協会	佐賀県	26-1,2,3
3	(公社)長崎県食品衛生協会	(公社)長崎県食品衛生協会食品環境検査センター	長崎県	26-1,2,3
4	(公社)大分県薬剤師会	大分県薬剤師会検査センター	大分県	26-1,2,3
5	(一財)宮崎県公衆衛生センター	(一財)宮崎県公衆衛生センター	宮崎県	26-1,2,3
6	(公社)鹿児島県薬剤師会	(公社)鹿児島県薬剤師会試験センター	鹿児島県	26-1,2,3

7	(一財)沖縄県環境科学センター	(一財)沖縄県環境科学センター	沖縄県	26-1,2,3
8	ユーロフィン QKEN (株)	ユーロフィン QKEN 株式会社中央研究所	福岡県	26-1,2,3
9	(株)東洋環境分析センター	(株)東洋環境分析センター福岡事業所	福岡県	26-1,2,3
10	(株)沖縄環境保全研究所	(株)沖縄環境保全研究所	沖縄県	26-1,2,3
11	(株)CRC 食品環境衛生研究所	(株)CRC 食品環境衛生研究所	福岡県	26-1,2,3
[本部－関東信越厚生局管内]				
12	(一財)日本食品検査	(一財)日本食品検査福岡検査所	福岡県	26-1,2,3
13	(一財)食品環境検査協会	(一財)食品環境検査協会福岡事業所	福岡県	26-1,2,3

*食品衛生法第 26 条第 1 項から 3 項に規定する検査への対応状況

保 險 年 金 課 關 係

1 健康保険組合一覧（九州厚生局管内）

（令和6年4月1日現在）

名称	所在地
麻生	飯塚市芳雄町7-18
TOTO	北九州市小倉北区中島2-1-1
ムーンスター	久留米市白山町60
昭和鉄工	福岡県糟屋郡宇美町宇美3351-8
安川電機	北九州市八幡西区黒崎城石2-1
西日本新聞社	福岡市中央区天神1-4-1
福岡銀行	福岡市中央区荒戸2-1-9
九州電力	福岡市中央区渡辺通2-1-82
西日本シティ銀行	福岡市中央区鳥飼2-1-11
黒崎播磨	北九州市八幡西区東浜町1-1
福岡県農協	福岡市中央区天神4-10-12
九電工	福岡市南区那の川1-24-1
岡野バルブ	北九州市門司区中町1-14
西部瓦斯	福岡市博多区千代1-17-1
高田工業所	北九州市八幡西区築地町1-1
日本タングステン	福岡市博多区美野島1-2-8
ロイヤル	福岡市博多区那珂3-28-5
PayPayカード	福岡市博多区博多駅前4-21-26
三井ハイテック	北九州市八幡西区小嶺2-10-1
ふくおかICT	福岡市博多区博多駅前3-23-18
山九	北九州市戸畑区中原先の浜46-51
雪の聖母会	福岡市中央区天神4-1-28(天神リベラ2階)
共愛会	北九州市戸畑区小芝2-2-6 201号
小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野3-2-1
池友会	福岡市東区和白丘2-11-17
西部電気	福岡市博多区博多駅前3-7-1
佐賀銀行	佐賀市唐人2-7-20
巨樹の会	武雄市武雄町大字富岡12628
十八親和銀行	長崎市銅座町1-11
肥後銀行	熊本市中央区紺屋町1-13-5
熊本県自動車販売店	熊本市東区東町4-14-8
平田機工	熊本市北区植木町一木111
熊本銀行	熊本市中央区水前寺6-31-8
大分銀行	大分市中央町2-9-22
朝日ソーラー	大分市古国府1-4-5
旭化成	延岡市旭町2-1-3
宮崎銀行	宮崎市清水2-8-14
シーガイアフェニックス	宮崎市山崎町浜山(シーガイアコンベンションセンター内)
センコー	延岡市天下町1176-13
鹿児島銀行	鹿児島市泉町3-3
南日本銀行	鹿児島市山下町1-1
鹿児島県信用金庫	鹿児島市泉町2-3
琉球銀行	那覇市字壺川1-1-9
沖縄銀行	那覇市前島2-21-1
沖縄電力	浦添市牧港5-2-1
沖縄海邦銀行	那覇市久茂地2-9-12

2 確定給付企業年金（基金型）一覧（九州厚生局管内）

令和6年4月1日現在

基金名称	郵便番号	所在地
トキハ	870-0021	大分県大分市府内町2-1-4
旭化成	882-0053	宮崎県延岡市幸町3-101
高田工業所	806-8567	福岡県北九州市八幡西区築地町1-1
ゼンリン	803-8630	福岡県北九州市小倉北区室町1-1-1
西日本シティ銀行	810-0053	福岡県福岡市中央区鳥飼2-1-11
三島光産	805-0002	福岡県北九州市八幡東区枝光2-1-15
沖縄銀行	900-0016	沖縄県那覇市前島2丁目21番1号
CCBJグループ	810-0022	福岡県福岡市中央区薬院3-2-33
佐賀銀行	840-0813	佐賀県佐賀市唐人2-7-20
山形屋	892-8601	鹿児島県鹿児島市金生町3-1
タイヨー	891-0195	鹿児島県鹿児島市南栄3-14
昭和グループ	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通4-8-28
北九州病院グループ	803-0812	福岡県北九州市小倉北区室町3-1-2
白十字会	857-1165	長崎県佐世保市大和町15
鶴屋百貨店	860-0808	熊本県熊本市中央区手取本町6-1
宮崎銀行	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東4-3-5
大分銀行	870-0035	大分県大分市中央町2-9-22
ふくおかフィナンシャルグループ	810-0074	福岡県福岡市中央区大手門1-8-3
肥後銀行	860-0025	熊本県熊本市中央区紺屋町1-13-5
平田機工	861-0135	熊本県熊本市北区植木町一木111
鹿児島銀行	892-0822	鹿児島県鹿児島市泉町3-3
久光製薬	841-0016	佐賀県鳥栖市田代外町457-1
小倉記念病院	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野3-2-1
植村グループ	895-0027	鹿児島県薩摩川内市西向田町5-11
九電エグループ	810-0011	福岡県福岡市中央区高砂2-10-1
サニクリーン九州	812-0897	福岡県福岡市博多区半道橋1-17-41
第一交通グループ	802-0077	福岡県北九州市小倉北区馬借2-6-8
大分県病院	870-0044	大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号
宮崎県病院	880-0023	宮崎県宮崎市和知川原1丁目101医師会館内
鹿児島県建設業	890-0064	鹿児島市鴨池新町6番10号
沖縄県建設業	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-8
鹿児島県病院	892-0842	鹿児島県鹿児島市東千石町1番38号
熊本県病院	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺1-20-22
福岡県食品産業	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-10-28

管理課關係

1 令和5年度 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者等の指導等の状況

県名	対象機関	施設基準等調査	集団指導	集団的個別指導	個別指導	新規個別指導	監査
福岡	医科	90	5,552	167	14	128	1
	歯科	-	3,569	234	15	64	1
	薬局	-	3,579	106	28	88	0
	訪問看護		133		6		0
	柔整		212		2		0
	あはき		127		0		0
佐賀	医科	79	856	20	1	9	0
	歯科	-	451	23	5	3	0
	薬局	-	606	39	3	10	0
	訪問看護		21		0		0
	柔整		31		0		1
	あはき		21		0		0
長崎	医科	56	1,524	52	2	17	0
	歯科	-	855	31	7	11	0
	薬局	-	869	34	3	19	0
	訪問看護		19		1		0
	柔整		39		0		0
	あはき		38		0		0
熊本	医科	62	1,717	70	2	25	0
	歯科	1	966	27	3	17	1
	薬局	-	1,072	68	4	28	0
	訪問看護		42		0		0
	柔整		32		0		0
	あはき		16		0		0
大分	医科	70	1,172	30	2	14	0
	歯科	-	571	42	0	9	0
	薬局	-	677	39	4	16	0
	訪問看護		34		0		0
	柔整		32		0		0
	あはき		16		0		0
宮崎	医科	63	1,059	34	8	11	0
	歯科	-	552	36	2	8	1
	薬局	-	740	38	9	7	0
	訪問看護		27		0		0
	柔整		11		0		0
	あはき		10		0		0
鹿児島	医科	78	1,666	44	1	28	0
	歯科	-	927	62	4	13	0
	薬局	-	1,028	66	7	22	0
	訪問看護		33		0		0
	柔整		44		0		0
	あはき		35		0		0
沖縄	医科	42	1,163	38	7	49	1
	歯科	-	693	39	0	17	0
	薬局	-	704	41	1	25	0
	訪問看護		45		2		0
	柔整		51		0		0
	あはき		23		0		0
合計	医科	540	14,709	455	37	281	2
	歯科	1	8,584	494	36	142	3
	薬局	-	9,275	431	59	215	0
	訪問看護		354		9		0
	柔整		452		2		1
	あはき		286		0		0

2 令和5年度 柔道整復師等の施術に係る受領委任契約の状況

県名	柔道整復師		あはき師
	社団(登録)	社団以外(承諾)	
福岡	43	171	142
佐賀	7	25	31
長崎	3	48	44
熊本	9	47	20
大分	12	36	23
宮崎	4	21	24
鹿児島	8	55	55
沖縄	1	52	27
合計	87	455	366

調査課関係

1 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の指定等の状況

年度	県名	医科				歯科				薬局				指定訪問看護事業者		
		新規	廃止	辞退	取消	新規	廃止	辞退	取消	新規	廃止	辞退	取消	新規	廃止	取消
令和元年度	福岡	184	164	1	1	133	132	2	0	135	146	0	0	69	28	0
	佐賀	22	25	0	0	8	10	0	0	17	20	1	0	13	2	0
	長崎	21	43	1	1	38	35	2	0	33	23	1	0	15	0	0
	熊本	46	44	1	0	37	29	0	0	49	38	1	0	26	6	0
	大分	28	33	0	0	20	18	0	0	25	23	3	0	15	9	0
	宮崎	29	30	0	0	12	15	0	0	35	25	0	0	17	7	0
	鹿児島	44	49	1	0	29	37	0	0	52	48	1	0	16	13	0
	沖縄	48	50	0	0	27	25	0	0	41	41	0	0	16	2	0
	合計	422	438	4	2	304	301	4	0	387	364	7	0	187	67	0
令和2年度	福岡	179	194	3	0	124	143	1	0	138	166	1	0	82	34	0
	佐賀	25	27	0	0	22	25	0	0	16	19	0	0	7	1	0
	長崎	35	52	0	0	14	18	0	0	36	38	1	0	12	6	0
	熊本	39	41	0	0	31	37	0	0	41	27	1	0	30	7	0
	大分	30	38	0	0	11	17	0	0	29	29	0	0	15	3	0
	宮崎	27	32	0	0	8	16	0	0	28	31	0	0	9	6	0
	鹿児島	33	41	0	0	12	18	0	0	44	45	6	0	15	9	0
	沖縄	28	41	0	0	13	17	0	1	30	23	0	0	22	8	0
	合計	396	466	3	0	235	291	1	1	362	378	9	0	192	74	0
令和3年度	福岡	179	183	0	1	136	129	1	1	125	100	2	0	114	23	0
	佐賀	22	27	0	0	10	18	0	0	11	14	0	0	10	4	0
	長崎	22	42	1	0	14	26	0	0	24	24	0	0	16	5	0
	熊本	46	53	1	0	36	37	0	0	47	36	1	0	26	6	0
	大分	30	30	0	0	15	21	0	0	19	20	3	0	27	6	0
	宮崎	25	28	0	0	9	21	0	0	15	15	0	0	19	16	0
	鹿児島	31	38	0	1	22	22	0	0	40	38	0	0	13	4	0
	沖縄	46	28	0	0	24	23	1	0	25	21	0	0	33	8	0
	合計	401	429	2	2	266	297	2	1	306	268	6	0	258	72	0
令和4年度	福岡	151	173	11	0	124	126	2	0	132	115	5	0	130	22	0
	佐賀	27	25	0	0	6	12	0	0	17	12	0	0	13	5	0
	長崎	29	47	0	0	18	22	2	0	27	29	0	0	17	1	0
	熊本	31	45	1	0	30	33	0	0	37	32	0	0	27	0	0
	大分	20	21	0	0	13	22	0	0	21	14	0	0	26	3	0
	宮崎	22	19	0	0	21	32	0	0	19	13	0	0	22	8	0
	鹿児島	44	54	1	0	21	24	0	0	30	27	0	0	23	10	0
	沖縄	40	32	1	0	19	25	0	0	31	33	0	0	46	5	0
	合計	364	416	14	0	252	296	4	0	314	275	5	0	304	54	0
令和5年度	福岡	171	168	10	0	119	142	3	1	125	115	6	0	123	33	0
	佐賀	21	25	0	0	12	16	0	0	22	18	0	0	16	4	0
	長崎	26	34	1	1	17	36	0	0	21	27	0	0	21	3	0
	熊本	45	53	1	0	28	40	0	0	56	50	1	0	56	14	0
	大分	16	31	7	0	14	24	0	0	15	17	2	0	31	9	0
	宮崎	25	27	0	0	20	26	1	0	19	22	0	0	30	6	0
	鹿児島	31	43	9	0	22	39	0	0	41	41	1	0	35	4	0
	沖縄	45	47	1	0	24	23	0	0	40	32	2	0	58	9	0
	合計	380	428	29	1	256	346	4	1	339	322	12	0	370	82	0

2 保険医・保険薬剤師の登録等の状況

年度	県名	医師				歯科医師				薬剤師			
		登録	抹消等	異動		登録	抹消等	異動		登録	抹消等	異動	
				転入	転出			転入	転出			転入	転出
令和 元 年度	福岡	371	29	473	436	155	20	65	100	375	4	205	197
	佐賀	67	11	96	97	2	3	19	12	64	1	46	55
	長崎	103	36	97	138	35	9	23	35	77	2	60	71
	熊本	109	9	142	153	20	2	23	19	91	2	84	67
	大分	76	16	73	108	5	10	8	5	48	1	53	38
	宮崎	61	10	73	108	7	2	13	14	44	1	47	40
	鹿児島	102	17	158	162	33	2	19	24	78	4	57	64
	沖縄	158	6	229	282	9	3	23	16	61	2	106	71
合計	1,047	134	1,341	1,484	266	51	193	225	838	17	658	603	
令和 2 年度	福岡	372	25	724	688	177	30	89	148	341	2	193	212
	佐賀	72	9	166	188	4	5	29	17	45	1	50	57
	長崎	118	26	141	147	25	12	21	24	76	3	61	60
	熊本	83	7	154	149	9	3	24	13	83	1	81	52
	大分	89	25	122	111	2	6	12	9	46	2	57	40
	宮崎	57	7	93	82	5	4	18	9	53	1	47	39
	鹿児島	109	17	181	161	37	1	27	18	63	3	66	39
	沖縄	140	6	232	280	9	3	35	23	66	2	83	51
合計	1,040	122	1,813	1,806	268	64	255	261	773	15	638	550	
令和 3 年度	福岡	348	54	403	372	169	43	53	76	357	4	118	113
	佐賀	64	15	28	42	2	6	6	2	47	1	15	5
	長崎	98	32	72	76	33	6	3	11	76	1	30	29
	熊本	97	12	89	77	14	2	10	7	75	2	33	26
	大分	81	27	39	48	2	11	4	4	61	2	26	9
	宮崎	64	7	36	45	7	6	11	6	40	3	21	18
	鹿児島	97	10	84	84	30	1	6	11	44	1	33	21
	沖縄	173	8	250	247	6	1	19	20	53	2	75	47
合計	1,022	165	1,001	991	263	76	112	137	753	16	351	268	
令和 4 年度	福岡	373	52	398	378	155	36	41	59	314	5	133	95
	佐賀	65	18	33	36	4	4	4	2	44	2	9	12
	長崎	100	33	63	76	30	7	8	15	57	1	34	37
	熊本	104	7	79	69	15	2	8	5	85	1	28	36
	大分	85	20	39	52	1	11	7	4	49	1	35	32
	宮崎	52	6	37	48	9	4	5	3	54	4	20	9
	鹿児島	100	12	101	103	27	2	12	14	63	4	36	18
	沖縄	134	4	273	304	6	3	33	14	59	3	86	44
合計	1,013	152	1,023	1,066	247	69	118	116	725	21	381	283	
令和 5 年度	福岡	375	37	438	358	161	29	45	77	305	5	155	109
	佐賀	58	11	31	30	0	4	3	4	42	1	15	8
	長崎	90	31	53	84	28	11	2	21	77	2	27	41
	熊本	90	8	70	64	13	1	10	4	87	4	31	30
	大分	79	19	42	28	3	7	2	2	49	0	40	26
	宮崎	54	5	35	32	6	2	8	3	51	1	27	22
	鹿児島	119	8	124	115	36	3	7	14	57	4	34	41
	沖縄	161	8	277	279	6	1	22	14	82	2	51	60
合計	1,026	127	1,070	990	253	58	99	139	750	19	380	337	

注) 抹消等欄は、抹消・死亡・取消の合計件数です。